

279  
15



始





279.5-15



崧縣青年團指導綱要

大正  
6. 11. 1  
內交







勵志  
有常

大正丁巳仲秋

蘇子





(日十月九年六正大)  
(項山海島於)

事 知 田 添



こゝに縮寫せる本縣青年團旗は本縣下に於ける青年團の理想を圖案上に表現したるものなり即ち青年の本領たる熱誠を示すに眞紅の地色を用ひてし快活を現はす所の黄色を其の内部に配し而して其の境を劃するに智能の徵義たる樺樹を以て左右より圓形に包擁せしめ其の中央に總義を爲す圓旗たるを示す爲め山形の文字を意匠として現はしたり而して樺樹の外邊に樺花を刻せる鏽矢を配したるは文武を兼備ふるの意なり之を全意匠に達して本縣青年團員たる者は常に智能の啓發徳性の涵養につとめ文武の道を勵みて健全なる國民善良なる公民となり以て世の勳鑑たりんことを心掛くるの意を表明せるものなり







# 青年團團歌

作歌者 菅江井上 吉親 明道 太郎

2

あながき 遠 直中に  
 青垣めぐる  
 たか そら 月(衝) の山  
 高くみ空をつきの山  
 ももち かは よ あは  
 百千の水を糾り合せ  
 さほ なが もがみかは  
 遠く流るゝ最上川  
 くにしづめ そそ 立ち  
 國の鎖と聳り立ち  
 さは やす み行く  
 永久に息ますすゝみ行く  
 をな 美 姿  
 雄々しうるはしこのすがた  
 うるは をな 美  
 美し雄々しこの縣

3

たがひ 進  
 互に徳をすゝめんと  
 堅 結べる健兒團  
 かたく結べる健兒團  
 差 來しほ 後  
 さしくる潮におくれじと  
 いさ の だ じちふれ  
 勇み乗り出す自治の船  
 守 みさを やま 如  
 まもる操は山のごと  
 なご ちしほ かは ごと  
 躍る血潮は川の如  
 をな うるは 此のちかひ  
 雄々し美し此のちかひ  
 うるは をな 美  
 美し雄々しこの團

4

のぞみ ひかりかがや  
 希望の光輝けご  
 行 方はる ちきし  
 ゆくて遙けき遠の岸  
 きんけんじきやう 兩帆 揚  
 勤儉自強まほあげて  
 こころ ひこ ぶね  
 漕げや心を一つ船  
 ちからつく くに 爲  
 力盡さむ國のため  
 つと ばげ いへ ため  
 勉め勵まむ家の爲  
 をな 美 事業  
 雄々しうるはしこのしわざ  
 うるは をな 美  
 美し雄々しこの團



# 山形縣青年團團歌

作歌者 菅江井上 吉親 明道 太郎

1

御裳濯川のひみすち一系に  
 あさひ輝くかがや大日本  
 聖の御代うまに生れあひ  
 幸さちに満ちたる身ぞや我  
 忠ちゆうをさ捧げむ大君に  
 孝かうを致いたさむふた親に  
 雄々をなしうるはしこの皇國  
 美うるはし雄々をなしこの務

2

青垣あながきめぐる直中ただなかに  
 高くたかみ空そらをつ月(衝)きの山  
 百千ももちの水かはをよ糾あはり合あせ  
 遠さほく流ながる最上川  
 國くにの鎮しづめと聳そそり立たち  
 永久こはに息やすますすみ行ゆく  
 雄々をなしうるはしこの姿すがた  
 美うるはし雄々をなしこの縣

3

互たがひに徳とくをす進めんと  
 堅堅く結むすべる健兒團  
 差さしくる潮しほにおくれじと  
 勇いさみ乗のり出だす自治じちの船  
 守守まもる操みさをは山やまのごと  
 躍をどる血潮ちしほは川かはの如ごとし  
 雄々をなし美うるはし此この盟盟かひ  
 美うるはし雄々をなしこの團

4

希望のぞみの光輝ひかりけぞ  
 行行方はる遙をちけき遠きの岸  
 勤きん儉けん自強じきやうまほあけて  
 漕こげや心こころを一つ船ぶね  
 力ちから盡つくさむ國くにのため  
 勉つとめ脚はげまむ家いへの爲ため  
 雄々をなしうるはしこの事業しわざ  
 美うるはし雄々をなしこの團



# 山形縣青年團團歌

作歌者 菅 井江 吉 親 明道  
上口 國 太 郎

1 2 3 4

1 裳濯川のひとすち一系に  
 さひ輝くかがや大日本  
しりみよの御代に生れあひ  
つみに満ちたる身ぞや我  
ををささげむ大君に  
をを致さむふた親に  
をを美しうるはしこの皇國  
はは雄々しこの務

2 青垣めぐる直中に  
 高くそらみ空をつきの山  
 百千の水をよ糾り合せ  
 遠く流るゝ最上川  
くにの鎮と聳り立ち  
 永久に息ますすゝみ行く  
 雄々しうるはしこのすがた  
 美し雄々しこの縣

3 互に徳をすゝめんと  
 堅く結べる健兒團  
 差さしくる潮におくれじと  
 勇み乗り出す自治の船  
 守まもる操は山のごと  
 躍る血潮は川のごと  
 雄々し美し此のちかひ  
 美し雄々しこの團

4 希望の光輝けぞ  
 行方ははる遙けき遠の岸  
 勤儉自強まほあげて  
 漕げや心を一つ船  
 力盡さむ國のため  
 勉め勵まむ家の爲  
 雄々しうるはしこのしわざ  
 美し雄々しこの團



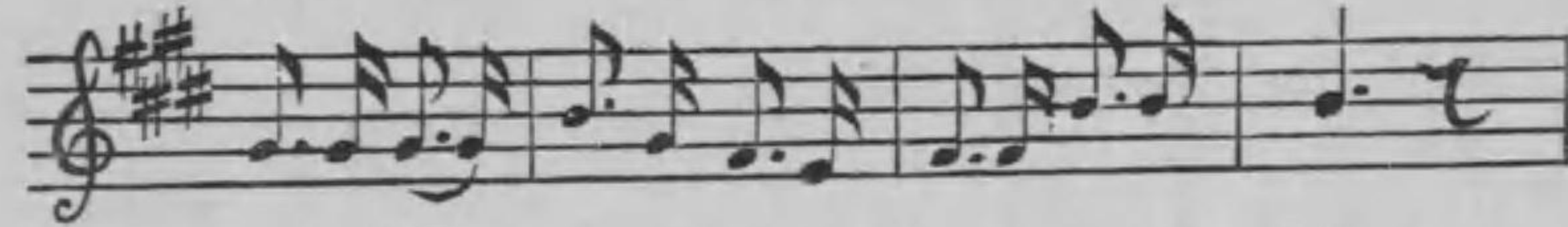
# 山形縣青年團團歌

Andante. Conbrio. (ホ調四分ノ二拍子) 作曲者 渡邊森藏



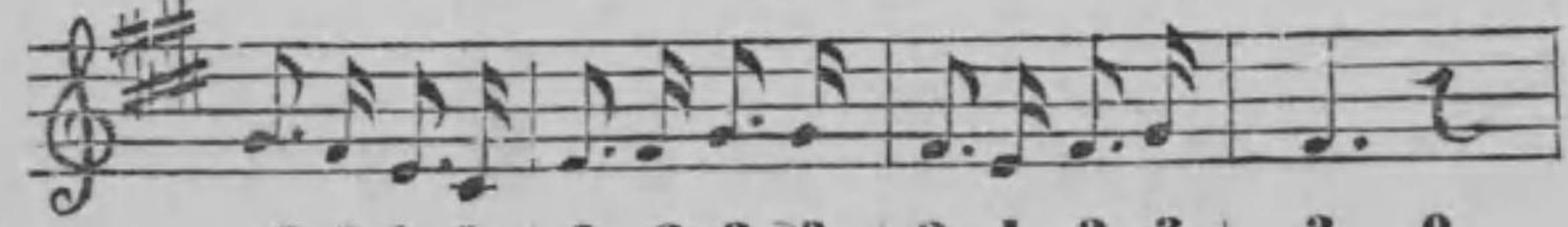
5. 5. 5. 5. | 3. 4. 5. 5. | 6. 6. i. i. | 5. 0.

1. { ミ ヲ ス ソ ガ ハ ノ ヲ ヒ ト ス ヤ ザ ニ  
      モ ー ナ が ー サ サ ギ ヲ ホ ト キ ナ ミ ニ  
      ー な の き ー の め る め ー た だ な か た  
      に に の ヒ ル ニ ー ト ー ー ー ー ー ー ー ー  
      ガ モ ゾ か ひ つ さ か く り さ が に の け た  
      の ち ひ つ さ か く り さ が に の け た  
      の ち ひ つ さ か く り さ が に の け た



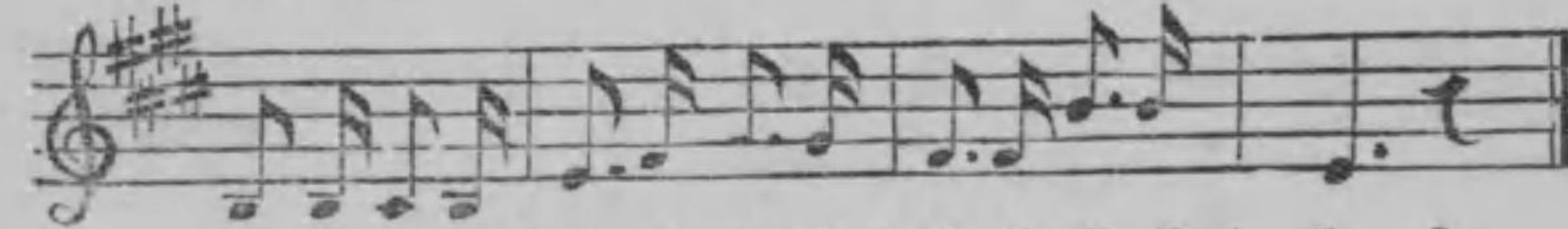
3. 3. 3. 3. | 5. 3. 2. 1. | 2. 2. 5. 5. | 5. 0.

1. { ア ヒ ー カ ヤ タ 1. 2. 5. 5. 5.  
      カ チ カ ヒ チ ー カ ヤ タ 1. 2. 5. 5. 5.  
      カ チ カ ヒ チ ー カ ヤ タ 1. 2. 5. 5. 5.  
      カ チ カ ヒ チ ー カ ヤ タ 1. 2. 5. 5. 5.



3. 2. 1. 6. | 1. 2. 3. 3. | 2. 1. 2. 3. | 2. 0.

1. { ヒ リ ノ 1. 2. 3. 3. 2. 1. 2. 3.  
      シ シ の 1. 2. 3. 3. 2. 1. 2. 3.  
      シ シ の 1. 2. 3. 3. 2. 1. 2. 3.  
      シ シ の 1. 2. 3. 3. 2. 1. 2. 3.



5. 5. 6. 5. | 1. 2. 3. 3. | 2. 2. 5. 5. | 1. 0.

1. { サ チ ル 1. 2. 3. 3. 2. 2. 5. 5. 1.  
      ウ ゾ ー ハ 1. 2. 3. 3. 2. 2. 5. 5. 1.  
      ウ ゾ ー ハ 1. 2. 3. 3. 2. 2. 5. 5. 1.  
      ウ ゾ ー ハ 1. 2. 3. 3. 2. 2. 5. 5. 1.

## 序 言

「1」 言 序

内務文部兩省大臣の訓令に基き、大正六年一月十六日日本縣青年團體に對する知事の訓令並改正青年團規約準則の發布せらるるや、この趣旨を洽く縣下に徹底せしむる要ありとし、各郡に於て青年團指導講演會を開催し、知事閣下親しく之に臨んで訓示せらるゝ所あり、其の行に隨へる者は松岡農事試験場長澤地方指導及卜部理事官等にして、一月二十五日一行山形を發し先づ東田川郡藤島に向ふ、數日來吹雪殊に甚だしく鐵道沿線の積雪山の如し故老の言に據れば三四十年來稀に見る大雪なりと一行の列車途中楯岡驛に於て不通の厄に近ひ、下車して旅舎に休憩せる時、飛電第三十八議會解散の報を傳ふ、健全なる國民善良なる公民を養成することを目的とせる青年團の指導講演會を眼前に置いて此の事有り、喜ぶべきに非ずと雖青年指導の材料としては蓋し好個の活材料たり、各郡青年團に對する訓示に於て、知事閣下か立憲の大義を説き、自治の本旨を明にし、選舉權の性質及其の神聖なる所以に論及せらるゝ所、熱烈至誠にして而も當面の問題に觸る

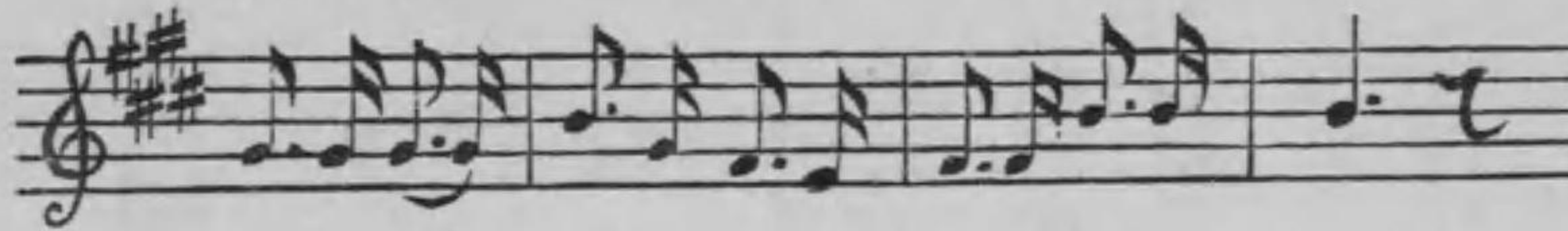




5. 5. 5. 5. | 3. 4. 5. 5. | 6. 6. 1. 1. | 5. 0.

1. { ミ ユー モー ス ソー  
2. { あ く た に が の きー  
3. { タ マ ガ モ ヒ ル ニー  
4. { の ち ゴ か み の

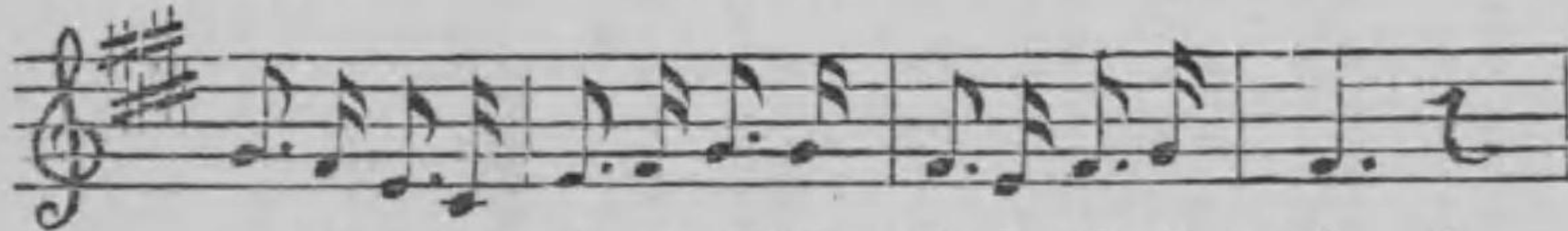
ガ サ め し ト ミ ひ つ  
ハ サ め り ツ ク サ か く  
ノ ガ る め チ リ さ  
ム ー さ ー ハ ー む  
ヒ オ た そ ス ヤ か く  
ト ホ だ そ ス マ が に  
ス ギ な り メ ノ ヤ の  
ゲ ミ か た ゴ け た  
ニ ニ ち ト ト ぞ め



3. 3. 3. 3. | 5. 3. 2. 1. | 2. 2. 5. 5. | 5. 0.

1. { ア サ ヒ  
2. { た か ー  
3. { カ タ タ ク  
4. { ち め

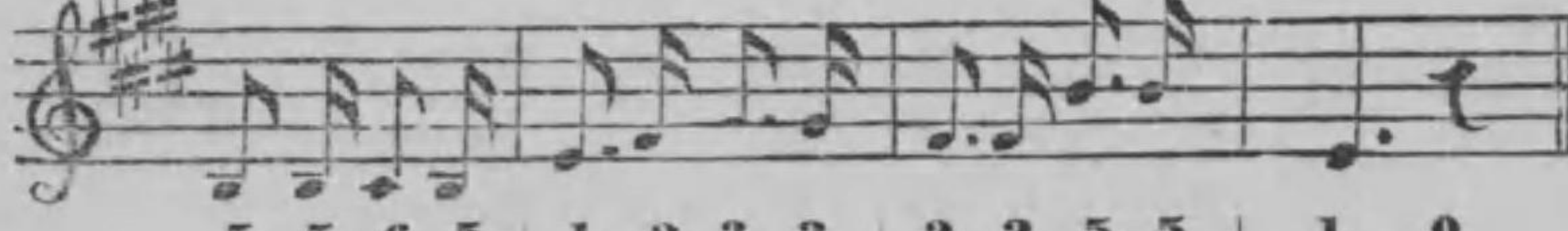
カ イ み や ム チ は ば  
ガ タ そ す ス シ る げ  
ヤ サ ら ま ホ け ま  
ク ム を す ル ハ き む  
ダ フ つ ず ケ カ を い  
イ タ き す ン ハ ち へ  
ホ ヤ や ヨ ダ ゴ きた  
ン ニ ま く ン ト し め



3. 2. 1. 6. | 1. 2. 3. 3. | 2. 1. 2. 3. | 2. 0.

1. { ヒ ツ リ  
2. { も ち の  
3. { な た し  
4. { な シ

ミ ヲ ー シ ー  
カ ウ ー シ ー  
シ ヲ ー シ ー  
シ ヲ ー シ ー  
ミ ヲ ー シ ー  
カ ウ ー シ ー  
シ ヲ ー シ ー  
シ ヲ ー シ ー  
ヒ ニ ぜ た ト ヒ て ざ



5. 5. 6. 5. | 1. 2. 3. 3. | 2. 2. 5. 5. | 1. 0.

1. { サ チ ニ  
2. { ち ぼ る  
3. { い ち  
4. { ち

ニ ハ ー シ ー  
ク ー シ ー  
ル ー ス ー  
ル ー ス ー  
レ ー ス ー  
レ ー ス ー  
レ ー ス ー  
レ ー ス ー  
レ メ は た 井 ね る

序 言

111 言 序

内務文部兩省大臣の訓令に基き、大正六年一月十六日日本縣青年團體に對する知事の訓令並改正青年團規約準則の發布せらるるや、この趣旨を沿く縣下に徹底せしむる要ありとし、各郡に於て青年團指導講演會を開催し、知事閣下親しく之に臨んで訓示せらるる所あり、其の行に隨へる者は松岡農事試験場長長澤地方指導及卜部理事官等にして、一月二十五日一行山形を發し先づ東田川郡藤島に向ふ、數日來吹雪殊に甚だしく鐵道沿線の積雪山の如し故老の言に據れば三四十年來稀に見る大雪なりと一行の列車途中楯岡驛に於て不通の厄に逅ひ、下車して旅舎に休憩せる時、飛電第三十八議會解散の報を傳ふ健全なる國民善良なる公民を養成することを目的とせる青年團の指導講演會を眼前に置いて此の事有り喜ぶべきに非ずと雖青年指導の材料としては蓋し好個の活材料たり、各郡青年團に對する訓示に於て、知事閣下か立憲の大義を説き、自治の本旨を明にし、選舉權の性質及其の神聖なる所以に論及せらるる所熱烈至誠にして而も當面の問題に觸る



聽衆の感奮興起せる故なきに非すと謂ふべし、かくて一行各郡を巡ること  
旬餘、殆ど連日霏雪紛々として積むこと丈に近し、然れども町村長小學校長  
及青年團幹部は勿論其の他の有志敢て之を難とせず、僻遠より來り會して  
到る處聽衆六百を下らず、會心の事たりと雖積雪に因る汽車の遲着及不通  
は、屢、一行の行程を妨げ、訓示及講演動もすれは委曲を盡して説く能はさら  
しめたるの憾あり、これ茲に知事閣下の訓示及卜部理事官の講演を筆記し  
上梓して縣下青年團及關係者に之を頒たんとする所以なり、然れども素こ  
れ學務課員匆忙の間の企にして、而も知事閣下並講演者の斧正を乞ふの暇  
なく筆到らずして意を盡さざるもの尠からざるべきを憂ふ、諸君幸に諒せ  
よ

大正六年十月十五日

學務兵事課

# 山形縣青年團指導綱要

青年團ニ關スル内務文部兩省訓令



青年團體ノ發展ハ今ヤ漸ク全國ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年團  
體ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルヘキヲ信ス  
抑々青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ  
隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ剛健勤克ク國家ノ進運  
ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシ  
ムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス若シ夫レ團體ニシテ其ノ嚮ヲ所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコトアラ  
ムカ實ニ所期ノ成績ヲ擧ケ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所測リ知ルヘカラサルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク此ニ留意  
シ地方實際ノ情況ニ應ジ最モ適宜ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシムコトヲ期スヘシ  
大正四年九月十五日

内務大臣 法學博士 一木喜徳郎  
文部大臣 法學博士 高田早苗

内務文部兩次官ノ通牒

〔1〕 令訓省兩部文務内

發番四六四號  
青年團體ニ關シ今般内務文部兩大臣ヨリ訓令ノ次第モ有之候處右團體ノ組織設置區域其ノ他ニ關シテハ大體左記標準ニ依リ  
指導相成候様致度尤モ此ノ際強テ連ニ該標準ニ據ラシメムトスル儀ニハ無之候ニ付其ノ邊ニ就テハ十分御留意ノ上深ク地方



實際ノ情況ニ鑑ミ其ノ宜シキヲ制セシムル權御指導相成度此段及通牒候也

大正四年九月十五日

内務次官 久保田政周  
文部次官 福原謙二郎

青年團體ノ設置ニ關スル標準

- 一、青年團體ノ組織  
青年團體ハ市町村内ニ於ケル義務教育ヲ了ヘタル者若ハ之ト同年齡以上ノ者ヲ以テ組織シ其ノ最高年齡ハ二十年ヲ常例トスルコト
- 二、青年團體ノ設置區域  
青年團體ハ市町村ヲ區域トシテ組織ス但シ土地ノ狀況ニ依リ部落又ハ小學校通學區域等ヲ區域トシテ組織シ若ハ支部ヲ置クコトヲ得ルコト
- 三、青年團體ノ指導者援助者  
青年團體ノ指導者ニハ小學校長又ハ市町村長其ノ他名望アル者ノ中ニ就キ最モ適當ト認ムル者ヲシテ之ニ當ラシメ市町村吏員學校職員警察官在郷軍人神職僧侶其ノ他篤志者中適當ト認ムル者ヲシテ協力指導ノ任ニ當ラシムルコト  
團體員ニシテ團體員タルノ年齡ヲ過キタル者ハ團體ノ援助者トシテ其ノ力ヲ竭サシムルコト
- 四、青年團體ノ維持  
青年團體ニ要スル經費ハ努メテ團體員ノ勤勞ニ依ル收入ヲ以テ之ヲ支辨スルコト

山形縣訓令 第一號

郡市役所  
町村役場

青年團體ノ目的ヲ明カニシテ其ノ歸嚮ヲ誤ラシメス以テ健全ナル發達ヲ遂ケシムルハ我カ國現下ノ趨勢ニ鑑ミ最喫緊ノ要務ニシテ先年內務文部兩省訓令ノ發セラレタル所以亦實ニ此ニ在リトス

青年團體ノ設置及指導ニ關シテハ本縣曩ニ青年團體規約準則ヲ發布シ爾來之カ誘掖勸奨ニ努メタル結果今ヤ其ノ設置漸ク縣下ニ洽ク團體五百有餘團體員五萬四千餘ヲ算スルニ至リ成績見ルヘキモノ尠カラサルハ喜フヘキ所ナリ然レトモ職テ之ヲ省察スルニ往々ニシテ其ノ本旨ヲ誤リ修養ヲ疎外シ事業ニ全力ヲ傾注シテ恰モ事業團體タルカノ如キ觀アルモノモ亦尠カラサルハ大ニ警ムヘキ所ナリトス

抑青年團體ハ修養ノ機關ニシテ其ノ目的青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シメ將來國家ノ進運ヲ扶持スルニ足ルヘキ精神ト体力トノ鍛練ニ勉メセシムルニアリ此ノ目的ヲ忘レテ事業ニノミ營々タルカ如キハ實ニ其ノ本末ヲ誤レルモノト言ハサルヘカラス仍テ爰ニ今回前記兩省訓令ノ趣旨ニ基キ縣下ノ事情ニ順ミテ更ニ青年團體ノ目的組織及指導監督ノ方針ヲ明ニスルト同時ニ之カ改善及統一ヲ圖ランカ爲青年團體規約準則ヲ改定セリ然レトモ是レ亦固ヨリ準則ナルヲ以テ民情習俗ヲ異ニスル各地方青年團體カ少シモ之ニ參酌ヲ加フルコトナク直ニ採リテ規約ト爲スハ或ハ失當ノ誹ヲ免レサルモノアルヘシ當局者須ク之カ趣旨ヲ體シ左記注意事項ニ鑑ミ團體ヲシテ地方實際ノ情況ニ應ジ適當ナル規約ヲ制定セシメ以テ着々其ノ目的ヲ達成セシメンコトニ努メラルヘシ

大正六年一月十六日

山形縣知事 添田敬一郎

一、青年團體ハ修養ノ機關ニシテ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民、善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ



即予小學教育ノ後ヲ繼承シテ團體ノ發展ヲ領會シ忠孝ノ本義ヲ體シ立憲思想ヲ養ヒ自治精神ヲ練リ向上進取ノ氣象ヲ高メ實際生活ニ必要ナル智能ヲ研キ體力ヲ鍛ヘ意志ヲ固メ以テ剛健實質ノ氣風ヲ體得セシムルニ在リ今ヤ青年團體各地ニ勃興シ其ノ活動見ルヘキモノアルハ喜フヘシト雖或ハ事業ノ末ニ趨リテ修養ヲ閑却シ或ハ公民ノ思想ヲ養フニ急ニシテ政治ニ運動ヲ試ムル等其ノ本旨ヲ誤リ不穩ノ行動ヲナスモノ全ク之ナキニアラサルハ遺憾トスル所ナリコレ今回更ニ青年團體ノ目的ヲ表明シタル所以ニシテ準則第三條ニ掲ケタル宣誓事項ノ如キハ實ニ會員ノ拳々服膺シテ遺次モ忘ルヘカラサル所ナリサレハ團體員ノ入退會式ニ當リテハ入會者ヲシテ誠心誠意之カ遵守實行ヲ宣誓セシメ日常各自ノ修養ニ資セシムヘキハ勿論永ク一身一家ノ規矩トシテ本會ノ主旨ヲ徹底セシムルニ努メラルヘシ徒ニ形式ニ流レ努力ノ之ニ伴ハサルハ深ク戒ムヘキ所ナリトスサレハ其ノ儀式ヲ地方崇敬ノ中心タル神社ノ境内ニ於テ極メテ森嚴ニ舉行スルカ如キハ勞報本反始ノ誠ヲ致ス所以ノ道ニモ適ヒ極メテ機宜ノ處置タルヘキヲ信ス

二、年齡十三四歳ヨリ二十四五歳ニ至ル青年時代ハ心身發育ノ最旺盛ナル時期ニシテ此ノ間之カ指導ヲ誤リ又ハ修養ヲ缺カシメンカ其ノ影響測リ知ルヘカラサルモノアルヘシ而シテ是等學力思想及境遇ニ著シキ懸隔ナキ者ヲ集メテ一團トナスハ其ノ統一及修養ノ效果ヲ擧グルニ比較的容易ナルヘキヲ以テ將來ハ青年團體ヲ義務教育終了後公民年齡ニ至ルマテノ間ニ於ケル修養ノ機關トシ二十五歳ヲ以テ其ノ最高年齡ヲラシメントス而シテ會員ヲ少年組青年組ノ二組ニ分タントシタルハ年齡學力境遇等ニ應シ適切ナル修養ノ實ヲ擧ケメントシタルモノナレハ漫然之ヲ區別シテ單ナル形式ニ終ルコトナキヤウ注意セラルヘシ

三、青年團體ハ市町村ヲ單位トシテ組織スルヲ其ノ本體トナセリ是レ蓋シ青年ヲシテ自治協同ノ精神ヲ養成セシメ思想感情ノ統合融和ヲ計ルニ利便妙カラスト信スレハナリ然レトモ土地ノ廣狹交通ノ便否等ノ關係上到底此ノ單位ニ據リ難キモノニ在リテハ分會ヲ設クルモ敢テ不可ナルヘシ若シ此カスルノ已ムナキ場合ニハ小學校ノ通學區域又ハ部落ヲ以テ分會ノ設置區域トナシ且能ク相互ノ連絡ヲ保チ其ノ間意志ノ疏通ヲ圖ラシムルコトニ努メ苟モ部落的偏見ヲ助長セシムルカ如キコトナキヤウ注意セラルヘシ

此ノ如クシテ一町村一團體ノ組織セラル、ニ至ラハ郡ハ郡内ノ青年團體ヲ連結統合シテ時々大會ヲ催シ意見ヲ交換シ實行事項ヲ協議シ講演ヲ行ヒ競技ヲ催ス等互ニ手ヲ連ネ氣脈ヲ通セシムルヤウ常ニ監督指導ニ努ムルハ勿論ナリト雖必スシモ郡聯合ノ青年會ノ如キモノヲ設クルヲ望ムス蓋シ青年團體ハ町村區域ヲ本位トシテ修養ヲ目的トスルモノニシテ其ノ區域外ニ亘リテ特ニ團體ノ組織ヲ設クルノ必要ナケレハナリ郡當局者須ク此ノ旨ヲ體シ適當ニ措置計畫セラルヘシ

四、會長又ハ副會長ハ克ク青年ノ心理ヲ解シ喜シテ之ニ接シ而モ謙遜已ヲ持シテ範ヲ示シ衆ヲシテ國民教育ノ效果ヲ保持シ更ニ智徳ヲ増進セシムルニ努力スルコトヲ要スサレハ此ノ兩者中何レカ一名ハ之レヲ小學校長又ハ教員ニ求ムルヲ以テ適當ナリトス然レトモ若シ之ヲ會員中ヨリ選舉シタル場合ニ於テモ更ニ小學校長ヲシテ常ニ團體指導ノ任ニ當ラシムルヤウ相當方法ヲ講スルノ必要アルヘキヲ信ス仍青年團體ノ向上ト活動トヲ益盛ナラシメンニハ常ニ學校、役場、農會、社寺、軍人會產業組合其ノ他篤志家、名望家等トノ連絡ヲ密接ナラシムルコトヲ要ス青年團體ニ顧問ヲ設ケタルノ趣旨亦實ニ此ニ在リ惟フニ團體ノ消長ハ一ニ指導者ノ適否ニ因ル當局者常ニ意ヲ茲ニ致シ苟モ輕々ニ役員ノ入選ヲナサシムルコトナキヤウ指導セラルヘシ

五、實業補習教育ノ振興ハ我カ國現時ノ急務ニシテ青年團體其ノモノ、成績ト極メテ密接ナル關係ヲ有ス青年團體ハ須ク補習教育ノ振否ヲ一ニ自己ノ責任ニ歸シ團員ヲシテ自ラ奮テ學習セシムヘキハ勿論入學勸誘、出席獎勵、風紀取締等ニ至ルマテ熱誠之ニ當ルノ風ヲ馴致セシメサルヘカラス尙實業補習學校ノ施設充分ナラサル土地ニ在リテハ必ス青年夜學會ヲ開催シテ之カ補足ヲナスヲ要ス是レ修養機關タル青年團體ノ事業中最重要ナルモノ、一ニシテ一層指導者ノ注意ヲ喚起スル所以ナリ

六、青年團體カ各種ノ事業ヲ營ムハ畢竟之ヲ以テ修養ノ手段ヲラシムルニ外ナラス其ノ目的ヲ度外シテ之カ經營ニ没頭スルカ如キハ素ヨリ採ラサル所ナリ準則ニ列舉セル事業ノ種類ハ其ノ梗概ニ過キス當局者能ク土地ノ情況ト會員ノ意嚮トヲ察シ取捨宜シキニ從ハシムルヤウ指導セラルヘシ

七、青年團體ノ指導上忍諾ニ附スヘカラサルモノハ娛樂ナリ局ニ當ル者宜シク意ヲ此ニ注キ活潑高尙ナルモノヲ採リ優柔下



劣ナルモノヲ避ケ各地固有ノ娛樂ニ就テハ特ニ其ノ利害ヲ慮リ短テ補ヒ弊ヲ矯メ術モ修養ノ方針ト矛盾スルコトナキ限リ  
ハ之ヲ寛容シテ濫ニ抑壓ヲ加フルコトナク和氣霽々ノ程ニ團結一致ノ實ヲ舉ケシムル手段トナスニ力メラルヘシ  
八、團體ニ要スル經費ハ會員ノ勤勞ニ依ル收得金ヲ以テ支辨スルヲ可トスレトモ諸種ノ施設又ハ事業ヲナスニ當リ己ムヲ得  
サル場合ニ在リテハ會員ヨリ會費ヲ徵收スルモ差支ナカルヘシ  
特定ノ事業ヲ遂行スルノ目的ヲ以テ基本財産ヲ蓄積スルハ敢テ咎ムヘキニアラスト雖漫然之カ造成ニ汲々タルカ如キハ音  
ニ團體ノ目的ニ添ハサルノミナラス又他日紛擾ノ原因トナルナキヲ保セス準則中基本財産造成ニ關シ特ニ一條項ヲ設ケタ  
ルハ主トシテ從來多額ノ財産ヲ所有セル團體ノ場合ヲ考慮シタルニ過キサルモノニシテ敢テ造成ヲ獎勵スルノ意ニアラス  
當局者宜シク茲ニ留意シ之ヲシテ事業ノ末ニ趨ラス活動ノ元氣ヲ失ハス堅實ナル發達ヲ遂ケシムルヤウ指導誘掖セラルヘ  
シ又寄附或ハ補助ヲ受クルカ如キハ強テ之ヲ排スルノ要ナキモ濫ニ之ニ倚リ或ハ累ヲ他ニ及ボシ延イテ自強自營ノ精神ヲ  
失フカ如キニ至リテハ斷シテ不可ナリ是レ亦省察スル所ナカルヘカラス

### 青年團體規約準則

#### 第一章 目的名稱及事業

- 第一條 本會ハ本市(町村)青年ヲシテ智德ヲ涵養シ身體ヲ鍛鍊シ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルヲ以テ其ノ目的トス
- 第二條 本會ハ何市(町村)青年會ト稱シ事務所ヲ何々小學校(役場等)内ニ置ク
- 第三條 會員ハ入會ニ際シ左記箇條ノ實行ヲ宣誓スヘシ
  - 一、團體ノ精華ヲ領得シ義勇奉公ノ精神ヲ涵養スルコト
  - 二、敬神崇祖ノ念ヲ厚クシ報本反始ノ誠ヲ效スコト
  - 三、立憲自治ノ大義ヲ精知シ公民タル素質ヲ體得スルコト

- 四、禮節ヲ尊ヒ情誼ヲ篤クシ一郷ノ美風ヲ發揚スルニ努ムルコト
  - 五、去就ヲ明カニシ然諾ヲ重シ士道ノ振作ニ努ムルコト
  - 六、武ヲ尙ヒ體ヲ鍊リ堅忍持久ノ德ヲ養ヒ向上進取ノ志ヲ立ツルコト
  - 七、智能ノ啓發ニ努メ特ニ實學ノ補習ニ意ヲ須ルコト
  - 八、家道ヲ修メ生業ヲ勵ミ質素儉約ヲ旨トスルコト
  - 九、本規約ノ條項ヲ遵奉シ本會ノ發展ニ努ムルコト
- 第四條 本會ノ目的ヲ達センカ爲實行スヘキ事業ノ概目左ノ如シ
- 第一、智德修養ニ關スル事項
    - 1、實業補習教育ノ獎勵並夜學會ノ開催
    - 2、講習會、講話會、讀書會等修養ノ爲ニスル各種會合ノ開催
    - 3、圖書閱覽所又ハ巡回文庫ノ設置
    - 4、視察旅行
    - 5、武道
    - 6、其ノ他
  - 第二、體育娛樂ニ關スル事項
    - 1、體操
    - 2、蹴球、庭球、スキー其ノ他雪中遊戲
    - 3、相撲、水泳、運動會、遠足、登山
    - 4、其ノ他
  - 第三、産業及經濟ニ關スル事項



- 1、農事試作及神田經營
- 2、副業ノ調査及試業
- 3、各種ノ品評會又ハ展覽會
- 4、共同購買共同販賣又ハ共同貯金
- 5、共同耕作、共同植林其ノ他各種ノ共同作業(但シ修養ニ資スルノ目的ヲ超ヘサルコト)
- 6、其ノ他

第四、公益ニ關スル事項

- 1、小學校兒童出席ノ獎勵
- 2、納稅成績ノ向上ニ對スル共助
- 3、道路ノ修理、道標ノ設置
- 4、軍隊行軍ノ接待幫助、在營兵ノ慰問
- 5、水害火災ニ對スル警備
- 6、痲兵及軍人遺家族ノ家業幫助
- 7、風紀ノ肅正、敬神思想ノ鼓吹
- 8、神社境内ノ掃除及祭典ノ幫助
- 9、其ノ他

第二章 會員及責務

第五條 本市(町村)内ニ居住シ小學教育ヲ終ヘ又ハ學齡ヲ超過シタル者ニシテ年齡二十五歳以下ノ者ハ之本會々員トス但シ他ニ學籍ヲ有スル者ハ此ノ限リニ在ラス

第六條 會員ハ十八歳未滿ノ者ヲ少年組十八歳以上ノ者ヲ青年組トシ各組相應ノ教育訓練ヲ施スモノトス

第七條 會員ハ必ス實業補習學校又ハ夜學會ニ通學スヘモノトス但シ已ムヲ得サル事情ノ爲會長ノ承認ヲ受ケタル者ハ此ノ限リニ在ラス

第八條 會員ニハ所定ノ會員手簿ヲ所持セシム

會長ハ鈔クトモ毎年一回會員手簿ノ檢閲ヲ行フ

第九條 會員ノ入退會式ハ毎年春季ニ何々神社ノ社前ニ於テ之ヲ行フ

第三章 役員

第十條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、幹事 若干名
- 一、評議員 若干名
- 一、顧問 若干名

第十一條 會長ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長顧問員又ハ事故アルトキ之ヲ代理ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員ハ重要ノ會務ヲ評定審議ス

顧問ハ會長ノ相談ニ應ジ意見ヲ述ヘ且會員輔導ノ任ニ當ル

第十二條 會長及副會長ハ本市(町村)内ノ篤志家、名望家又ハ會員中ヨリ會員之ヲ選舉シ幹事及評議員ハ會員之ヲ互選ス會長副會長及評議員ハ四箇年幹事ハ一箇年毎ニ之ヲ改選ス但シ再選ヲ妨ケス

顧問ハ學校職員市町村吏員警察官吏在郷軍人神職僧侶名望家又ハ本會ニ對スル功勞者等ヨリ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス

第十三條 會長ハ本會ノ事業ヲ遂行スル爲必要アルトキハ臨時係員ヲ任命スルコトヲ得

第四章 會議

第十四條 會議ハ評議員會及總會ノ二トス



會議ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス但シ總會ハ少クモ毎年一回之ヲ招集スルモノトス  
會議ハ普通議事方法ニ依ル

第十五條 評議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

- 一、豫算ノ議定及決算ノ議定
- 二、事業ノ選定及計畫

三、本則ニ於テ特ニ本會ノ議決ヲ必要トシタル事項

四、其ノ他重要ナル事項

第十六條 總會ニ於テ舉行スヘキ事項左ノ如シ

- 一、會務並事業成績ノ報告
- 二、會長、副會長、幹事及評議員ノ選舉
- 三、講演、競技其ノ他必要ト認メタル事項

第五章 資產、會計及簿册

第十七條 本會ノ經費ハ會員ノ作業ニ依ル取得金及雜收入ヲ以テ之ニ充ツ

會費ハ前項ノ取得金及雜收入ヲ以テ經費ニ不足ヲ告ケル場合ニアラサレハ會員ヨリ之ヲ徵收セサルモノトス

第十八條 何々ノ事業ヲ遂行スル爲左記收入ノ一部ヲ以テ基本財産ヲ蓄積ス

- 一、第四條第三項ヨリ生スル收入
- 二、歲計剩餘金
- 三、寄附金
- 四、其ノ他

基本財産ニ屬スル金員ハ之ヲ以テ公債證書又ハ其ノ他確實ナル有價證券ヲ買入レ郵便局若ハ銀行ニ預入ル、モノトス

基本財産ハ顧問ノ贊同ヲ經評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第十九條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

豫算ハ年度開始前ニ決算ハ年度終了後可成速ニ之ヲ作成シ前者ハ評議員會ノ議定ヲ後者ハ其ノ認定ヲ經ヘキモノトス

第二十條 本會ニハ左記簿册ヲ備フ

- 一、會員宣誓簿
- 二、會員名簿、役員名簿
- 三、基本財産臺帳、備品臺帳
- 四、會計簿
- 五、日誌其ノ他必要ナル簿册

第六章 雜則

第二十一條 本規約ニ違背シ又ハ會員ノ體面ヲ汚辱スル行爲アリタル者ハ評議員會ノ議決ニ依リ之ヲ除名スルコトアルヘシ  
但シ改悛ノ狀顯著ナル者ハ同會ノ議決ニ依リ再ヒ入會セシムルコトアルヘシ

第二十二條 本會ノ事務ヲ執行スル爲ニ必要ナル細則ハ會長別ニ之ヲ定ム

第二十三條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ分會ヲ設クルコトヲ得

分會ノ規約ハ本則ニ準シ會長之ヲ定ム

第二十四條 本規約ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

山形縣訓令 第二號

郡市役所  
町村役場

市町村青年團體規約ノ制定又ハ變更ハ郡市長ノ承認ヲ受ケシムヘシ  
市町村長ハ青年團體ヨリ毎年四月一日現在別紙「第一表」青年會一覽表ヲ徵シ記載事項精査ノ上町村長ハ四月十五日マテ郡長  
ニ郡市長ハ「第二表」ヲ作成添付シ同三十日マテ知事ニ送付スヘシ

大正六年一月十六日

山形縣知事 添田敬一郎







備考

第一表 記載注意

- 一、會長、副會長中公職ヲ帶フル者アルトキハ當該氏名欄ニ其ノ官職名ヲ附記スルコト
- 二、「沿革ノ大要」欄ニハ創立年月日、表彰ヲ受ケタルトキハ其ノ年月日並表彰者表彰事項、其ノ他重要事項ヲ摘載スルコト
- 三、「區域」欄ニハ學校通學區域又ハ部落名等ヲ記載スルコト
- 四、團體ノ經費ニ充ツル爲會員ヨリ會費ヲ徵收スル場合ハ「經費」欄「歲入」ノ部ニ其ノ總額及一人當金額ヲ特ニ記載スルコト
- 五、「基本財産」欄ノ「不動産」ハ田畑、山林(植樹セルトキハ其ノ數)建物等ニ區別シ其ノ反別ヲ記入スルコト「有價證券」ハ額面金額ヲ記載シ「現金」ノ部ニハ郵便貯金、銀行預金ヲモ算入スルコト
- 六、「事業」欄ノ記載ハ規約準則第四條ニ據ルコト
- 七、「會議」ノ狀況「開會次數、出席會員數」等ヲ記載スルコト
- 八、本表ノ金額ハ總テ圓位ニ止ムルコト
- 九、本表欄内ニ記載ヲ了セサル事項ハ別紙ヲ添付シ記入スルコト

青年團體に對する添田知事の訓示



## 青年團體に對する訓示

山形縣知事 添田敬一郎

青年團體の規約準則に就ては、先般縣の訓令を以て發布致しましたから、諸君に於ては既に十分御熟讀になつて、其の趣意のある所は既に御了解のこと、思ひますけれども、今回の訓令に基く青年團體と、從來成立して居る所の青年團體とは、大分其の趣を異にして居る點がありますから、誤解のないやうに此の際十分諸君に御話を致して置きたいと思ふのであります、從來の青年團體と申しましても、其の目的は今回發布せられた準則と少しも變つては居らないのであります、いつの間にか青年團體は何か事業を成す機關であるが如くに誤解され、産業上の問題にしても教育上の問題にしても、是非何か一つ事業をしなければならぬと云ふ風に傾いて來たのであります、而して今日迄に是等青年團體に依つて行はれた事業夫れ自身が、國家に對して貢獻して居ることの少ないのは申す迄もありません、併し青年の時代に於ては事業を目的とするよりも、寧ろ修養を目的としなければならぬといふことも亦申す迄もない所なので、是が青年團體の本體であると云ふことから、改正規約準則は特に此の趣意を闡明にしたのであります、一昨年の内務文部兩大臣の訓令も亦此の點に鑑みて、其の趣意を明瞭に示やうとしたもの



でありまして、本縣の訓令は全く之に基いて發せられたものであります。然らば其の主眼たる青年の修養は、如何なる方法に依つてなすべきかと云ふに、先づ第一には知識的方面からはいらなければならず、第二には精神的方面からはいらなければならぬ、修養の方面は大體此の二に分れるのであります。

知識的方面からはいはる修養といへば、準則にも定めてある如く、第一に重きを補習教育に置かなければならない、今日の我が國の状態を考へて見ますと、農村に踏み止まつて働いて居る人の大部分は、義務教育を受けた者であつて、夫れ以上の教育を受けた者は極めて少數なのであります、殊に我が國の義務教育の年限は漸く先年延長されて六箇年となりましたが、歐羅巴阿米利加の各國の状態に之を比較して見ますれば、尙二箇年ほど短いのであります、試に我が日本全國の統計を繕いて見ると、既往五箇年の平均に致しまして、毎年義務教育を終つて出る所の兒童の數は四十七萬三千人に達して居りますのに、高等小學校を卒業する者は漸く十五萬五千人で前者の約三分の一に過ぎません、然らば更に進んでそれ以上の教育を受ける者はどれだけあるかといふに、年々中等程度の學校に入學する者の數は僅に四萬九千幾らと云ふのであります、之を義務教育終了者の數に較べると約一割であります、さうすると我が日本帝國に於ける六千萬の同胞は殆ど全部義務教育を受くことが出来るにしても、大多數の國民は最早夫れ以上の教育を受けて居らぬと云ふことになる、我が山形縣の統計はごうなつて居るかご申し

ますると、年々九千人餘の兒童が尋常小學校を卒業する、其の中で高等小學校にはいるものは五千九百餘人で前者の約六割であります、更に中等教育を受ける者は僅に一千人餘に過ぎないので、義務教育終了者の數に比して一割にも達して居りません、今之を郡別にしますれば別表の通であります。

高等小學校並中等程度學校入學者調

郡市	尋常小學校卒業者數	高等小學校入學者數	中等程度學校入學者數
山形市	四〇六	二六四	六二
南村山郡	七〇八	四三五	六八
東村山郡	八六七	五八二	六二
西村山郡	九七一	五七七	三八
北村山郡	九三七	五九四	七一
最上郡	七二五	三六四	四九
米澤市	三七三	二二四	一五五
南置賜郡	三三〇	一九八	三一
東置賜郡	九三〇	六五八	七三
西置賜郡	六八一	三九一	四八
東田川郡	九三九	五八九	六三
西田川郡	八四〇	四九一	一三〇
鮎川郡	一一二三	五五〇	一五九
合計	九、八二〇	五、九一七	一、〇〇九



而してこの義務教育を終つた者が、其の後如何なる生活を送るかと言へば、大多數は農村に引籠つて、或は農業なり或は其の他の産業なりに従事し、たゞ營々として居る間に齡を重ねて仕舞ふといふに過ぎないのである、殊に我が山形縣の如く周圍の事情が極めて平穩無事で、刺戟を受くることの甚だ尠い地方では、別段勉強をせすとも強いて研究を重ねずとも、單に世の中を送り暮すといふ分には何等の痛痒をも感じないのだから、一層此の感を深くせざるを得ない譯である、さうして見ますると義務教育を終つた所の人が、成年になつてからの教育程度といふものは實に貧弱なるものと言はざるを得ない、近來縣下各都市は一般に教育の普及向上といふ點に就て非常に努力をなしつゝありますから、各市町村共漸次面目を一新して來る状況にあるのは誠に悦ぶべきことでありますが、併しながら大體の上から申しますれば尙未だ不十分なるを免れません、幾ら高等程度の教育を受けても、其の人間が之を受けた儘で十年も十五年も打ち捨て、置いたならば、其の頭が自然に固くなつて來るのは當然のことであるのに、僅に六箇年の教育を受けたのみで長く頭の訓練を加へず、而も此の平穩無事なる空氣の中に暢氣な生活を送るに於ては、其の結果は想像するに餘りある譯であります

惟ふに我が帝國の世界に於ける地位は、大正の御代に至つて殊に重大なる關係を持つて來て居る、獨逸と干戈を交へて一舉其の東洋の根據地たる青島を占領して仕舞つたといふものゝ、未だ戰時の状態を脱せぬのであります、人は之を歐洲の戰亂歐洲の戰亂と他人事のやうに言つて居りますけれども其の實

は歐洲の戰亂のみに非ずして世界の戰亂である、實に今回の戰爭は世界の大戰爭であつて、此の戰爭が濟んだ曉に於ては、我が國が國際上如何なる地位に立つかと云ふことは、國民として餘程考へなければならぬ問題で、將來の日本は從來の日本とは著しく違ふといふことを覺悟しなければならぬのであります、今後果して我が國が漸次世界に地歩を進め獨逸、英吉利、佛蘭西、露西亞の如き強國と肩を並べて進み得るや否や、或は東洋の一局部に跼まつて徒に彼等の鼻息を覗ふに過ぎざるに至るや否や、此の數年間の時局の推移なるものは、實に我が國運消長の追分でありまして、國家は愈益多事多難といふべきであります、然るに日本人の多くは自分が現在戰闘をして居らないと云ふので、恰も胡越相關せざるものゝ如く戰亂に關する新聞の記事でも餘りに注意をしない様になつて居る、又一面に於ては貿易は非常なる順調で、隨て我が國未曾有の正貨の輸入があり、毎月々々輸出が超過して、日本は意外の金持になつたやうであります、併しながら其の富の根柢は果して何處にあるのであるか、從來獨逸又は英吉利等の生産品の需用地であつた世界の各地方が、戰亂の爲に交通を杜絶せられ、已むなく日本より色々の品物を購入する譯なので、従つて多額の金が我が國にはいつて來るのである、一朝此の戰爭が止んだならばこの關係が果してどうなることか實際判らない、而も此の貿易が順調であると云ふのに依つて、一般に都會の人士は有頂天になつて、驕りを極め奢侈に傾いて居る、而も獨逸の皇帝が阿米利加を通じて平和の希望を申出たと云ふ噂が立つと、日本の株式はガラリと暴落して了ふ、今迄成金として豪奢を極めて居つた者も、只一



本の電報で以て直ぐ様乞食同様の有様になる、といふたやうな譯で一時戦争の爲に得た日本の富なるものは、言はゞ全く根柢のないものであります、殊に獨逸はダン／＼自分の國情が窮迫を告げて來るに随つて、あらゆる手段を講じて我が國と歐米諸國との離間中傷をやらうとして居る、現に近頃或獨逸人が匿名で一書を著はして歐洲各國に之を配付した、是は主として日本の國是政策を論じたものであつて其の要領はかうである……東洋に日本と云ふ國がある、日清戦役後漸く世界に其の存在を認められたのであつたが、日露戦役後は各般の施設歩調を揃へて進み、今や一躍して自ら東洋の盟主を以て任ずるのみならず、漸次歐米に向つて其の野心を遂げんとし、殊に歐洲戦亂勃發以來は非常なる富を増加し、盛んに兵器彈藥を製造して、虎視眈々として歐米諸國の隙を覗つて居る、夫れのみならず支那大陸からは英米の勢力を驅逐して自己の獨占舞臺とし、更に進んで比律賓を屠り宗教統一の名の下に印度から英人を追ひ拂はんとして居る、而して今回日本が切りに南洋に手を着けて居るのも、實は英國に對抗する爲の策略なのである、要するに日本といふ國は、國民は忠君愛國の精神に富み、國是は樹立して確固不動、舉國一致して國力の充實及國威の發揚に努めて居る、將來誠に恐るべきは此の國で、吾々が日夜戰場を馳驅して居る間に、日本は如何なる大事をし出來かすかも分らない云々など、燦々たるやうな賞讃を呈して置いて而して最後にかう云ふことを書いて居る、假令日本が如何に野心を逞しうしようとも目論んでも、歐洲には獨逸といふ國のある事を記憶して居つて貰はねばならぬ、この戦亂が近く終結を告げたならば、今度は更に

東洋に血の雨を降らさずには濟ませんが、其の時軍神の裁きによつて地獄の中に突き落さるゝものは、果して日本であるか將た獨逸であるか、其の成行が見ものであると豪語して居る、蓋し今日歐洲の交戦國では毎日總括して約二億萬圓の軍費を使つて居るので、戦後之が恢復は中々困難であらうと吾々は考へるけれども、最近歐洲より歸朝せる者の話に依れば、其の恢復は存外早いであらうと云ふことである、日本は戦時中に拘らず無事平穩で華奢を極めて居るが、交戦國の民就中獨逸の國民などは其の意氣實に冲天の概がある、目下我が國に捕虜となつて居る獨逸軍人の許に、近頃其の妻君のところから一封の手紙が届いた、其の中には毛糸と針とが封じ込んであつて、其の文句には『如何に靴下が破れても、如何に着物が綻びても、決して敵國人の手を煩はし給ふ勿れ云々』と書いてあつたといふことである、彼等は實に斯くの如き敵愾心を以て奮勵努力しつゝあるので、是等は即ち獨逸國民を代表して居る思想であると思ふ、又自分の前任地山梨縣は葡萄の栽培の盛んな所で、大規模の葡萄酒醸造會社が設立されて居るが、曾て此の會社が『ハム』といふ一人の獨逸人を技師として招聘したことがあつた、『ハム』は餘り學問のある男でもなく、唯多年葡萄の栽培に従事して熟練した技術をもつて居るといふに過ぎない者であつたが、なか／＼侮り難い見識をもつて居つて、葡萄の栽培並葡萄酒の醸造に就ては、一切自分の意見を容れて之れを爲すことを條件として會社と雇傭の契約を結んだ、其の結果彼は之れに使用する器具機械及原料は總て獨逸製のものでなければ承知しない、若し會社が之れを拒絶せんとすれば、直ぐ契約を楯



にして解雇を要求すると云ふ意氣込で、こんな所にも彼の自負心といふか國最負といふか遺憾なく現はれて居た、然しながら彼は非常なる勤勉家であつて、晝は葡萄の栽培に餘念なく、夜は午前二時と同四時の二回は、必ず社宅より八町許ある葡萄酒醸造庫に行つて、葡萄酒醱酵の状態を検査するのが彼『ハム』の掟で、其の勤務の確實なること人をして稱賛措く能はざらしたのであります、斯くの如く日夜孜々として務めて居る内に、偶々今回の戦亂に際會したので、彼は社長に面會を求めて、『自分は今や相容れざる重大なる二の義務を有する者となつた、即ち一は會社との契約に依り猶一ヶ年間會社に盡すべき義務があること、一は自分は獨逸の在郷軍人であるから従軍しなければならぬ義務があること、是である、特に今回は日本とも敵味方の關係を生じた譯であるから、誠に申兼ねたことではありますが是非會社との契約を解除して戴きたい』とさも氣の毒そうな態度で申出たのである、そこで社長は『それは至極尤のことであるが、未だ動員令も下らぬ中に歸國する必要はあるまい、それ迄待つて居つてはどうか』と云つた所が、彼はポケットから軍隊手帖を取り出して、『若し獨逸國と他の國との國交が破れたといふことを知つた場合には、汝等は最近き通路に依り最速かに最寄の戦地に集合すべし』と書いてある條項を示して、『これでありますから私は是非至急日本を去らねばならぬ、併しながら船が出帆するまでには尙一週間あるから、其の間は精々會社の爲に働きます』と云つて翌日より俄に冬服を着て汗水を流しつゝ、働くこと従前と少しも變らない、時恰も八月で極暑の節であるにも拘らず、斯く冬服を着用するは如何な

曰く『青島に在る我が同胞は今や戦の巻にあつて、毎日必死に働いて居る、予も既に契約解除の承認を受けた以上は、青島に行つた心持で具に辛苦を嘗め、今から困苦缺乏に堪へる丈の體力を養つて置かねばならぬ』と、そして愈午後十一時五十分發の汽車にて出發すると云ふ其の當日の午後十時頃まで一生懸命に働いて居つたが、愈々時刻になつたからといふので、葡萄園より約一時間半程の停車場に駆けつけたといふのであります、會社よりは餞別として尠からぬ金を送らうとしたのであります、彼は堅く斷つて受取らない、強いて下さるといふならば是で日本の傷病兵を慰問して貰ひたいと云ひ、又會社では其の月分の給料全額を支拂はうとした所が、彼は復之を辭して日割計算にして、其の日迄の分を受取つて去つたといふことでもあります、而して『ハム』は今捕虜となつて東京に居る、彼は前申した如く餘り學問もなく只一の技術家たるに過ぎぬ者であるが、其の健氣な精神は尙斯くの如くであります、獨逸が今日まで戦争を繼續し、敵をして一步も國內を侵す能はざらしむるものは、要するにかうした獨逸魂が國內に磅礴して居るからである、我が國人たる者は之を聞いてどうしても安んずることが出来よう、今日の戦争は兵隊ばかりでなく、所謂國民と國民との戦争である、平生に於て餘程の決心を以て、其の精神を鍛鍊して置かなければならぬのであります、諸君も御覽でありませうが、此の頃の新聞に獨逸が非常に食料に窮迫を告げて來て、各戸の芥溜の中から馬鈴薯の皮を選び出し、それを工場に運んで機械にかけ、其の中の成分を採つて之を國民の食料に供すると云ふこと迄やつて居ると書いてある、



意外に窮迫して来たものらしく見えますが、併しながら若し日本にて斯の如き状況に遭遇したとすれば、日本人は果してよく斯の如き努力と忍耐とを以て、何處迄も押し通さうとする意氣があるかどうか餘程の疑問であると思ひます、之を既往の事實に徴するに、彼の日露戦役の終に於ける我が日本國民の多くはどうか云ふ譯であつたか、僅二箇年も續かない戦争の爲に非常に意氣が銷沈した、而して一度休戦の命が降つてから後といふものは、我が出征軍人の意氣も亦非常に變つて来た、それはどうか云ふに、當時我が國で最強いと稱せられて居つたある地方の兵士が、毎日々々戦地から家庭に送つた手紙の文面が、どれを見ても皆望郷の念に驅られざるはなしで、愈何時頃になつたら歸れることであらうか、何時頃になつたならば家庭に團欒することが出来るであらうか云ふやうな手紙ばかりであつたことである日本で一番強いと云はれた兵にして既に斯の如きものであつたのだから、我が國全體の兵士の元氣と云ふものは果してどうであつたらうか、所が一度ポーツマス條約が締結さるゝや、國民は其の條約に甚だ不満足で、或は政府が弱腰であるとか、或は外交が拙劣であるとか、何故もう少し強硬に出ないのであるのかなど、叫んで、東京に於て遂にあのやうな暴動を惹起したことは諸君御記憶の通りであります、成る程今少し有利な條約を締結したかつた云ふことは、國民全般の希望した所であるが、肝腎要な出征軍人の頭には望郷の念が熾んで、最早再び戦争をすることをいふ意氣は餘程減退して居つたのではないかと思はるゝやうな有様であつた、若し休戦後再び戦争をしなければならぬと云ふことになつ

たならば、其の結果はどうかなる事でありましたらう、幸にして休戦の儘局を結んで事なきを得、而も其の後着々我が國の名聲の擧つて參つたのは實に御同慶の至りなのであります、一時憤然として蹶起する所の性質は持つて居るが、其の意氣の長く續かないのは日本人の缺點であります、今日獨逸と英佛の軍隊は、御互に何百里と云ふ戦線を維持して、右にも行かず左にも動かさず、茲に約一箇年と云ふものは睨み合ひの形をなして居る、我々が見ればどうやら暢氣過ぎるやうに思はれぬでもないが、兎角に獨逸の國民も英吉利の國民も、又浮華輕佻である様に云はれてをる佛蘭西の國民も、此の戦争が斯くの如き状況で居据つて居ると云ふことに就ては些の不平を零す者もない、英吉利の總理大臣が百億萬圓の公債を募集すると云ふ時分には、議會は満場一致で之を可決したるのみならず、募集の状況は非常の好景氣であつた、彼等は戦には或は弱いかも知れぬが、持久力のあることは實に驚き入つたものである、然らば日本はどうかであるか、彼の日露戦争の際の如き國民は何も知らずに、只不謹慎なる言論などに迷はされて、陸軍がいけないとか海軍が悪いとか勝手な事を言ひ立て、殊に上村中將が日本海に於て濃霧の爲に敵艦を見失つた際の如き、野次連は同中將邸に押かけて行つて、留守宅に石を投込んだと云ふが如き無様極まる所作をした、實に憤慨に堪へない次第ではあるが、互に之を歎息し合つた丈では効果がない、然らば如何にして此の如き輕佻なる思想を矯正し、思慮に富み持久力を有する根柢のある國民たらしむべきかと云ふに、それには先づ青年時代に十分の訓練を施して置かなければならない、即ち單



に教へる知らしめるといふ丈ではいかぬので、十分なる訓練をなさしめなければいけない、而も其の訓練をなす上に於ては、唯精神上の訓練をやつて居つたからとて、それで目的を達し得るものではない、國民が我が國の現在はどうなつて居るか將來はどうなるかと云ふことを知悉し、さうしてそれに精神的の努力が加はつて訓練をして行くのでなければならぬ、先程云ふたやうに僅に尋常科を卒業した位の頭で、而も其の頭が十年も十五箇年も學問から離れて居るやうな始末では、世の中の大勢を洞察するが如きことは六ヶ敷い、故に今日の國民の大多數の者に對しては、どうしても成るべく高い教育を施して成るべく知識の普及を圖るといふことが最急務であります、同じ新聞を見ても同じ演説を聞いても、知識の程度如何に依てその得る所の効果に非常なる差のあることは申す迄もない、夫故私は青年修養の第一着手として、先づ青年に知識を十分に普及することを努めなければならぬと思ふ、而して其の知識を普及する方法としては種々あるけれども、其の中で極めて大事なものは補習教育である

實業補習學校は今日如何なる町村にも設けられてありますが、さういふ意氣込で之が經營され、又さういふ意氣込で之に通學して居るかといへば實は甚だ困つた状況にあるのである、此の問題は獨り本縣ばかりでなく各縣共に苦心慘憺して居る所でありますが、中々甘く行かない、其の甘く行かない原因としては色々あるでありませうが、青年に進んで補習教育を受けなければならぬと云ふ自覺心が乏しいのは其の第一であります、現在の設備にしても現在の教員にしても無論完全ではありませんから、是等の方面を

も十分に改善して行かなければならぬことは申す迄もありませんが、先づ以て之を受ける所の青年の精神を奮起せしめなければ何の役にも立たない、現に本縣の状況から考へて見ましても、將來研究調査をしなければならぬ問題が山の様にある、先般山形に於て開かれました共進會は、諸君の御聲援に依つて無事終了したのでありますが、其の出品物の成績如何と云ふことを考へて見れば、比較的不成績な郡に於ては勿論多少成績の宜しい郡に於ても、今後餘程の研究努力を要すること勿論であります、故に各郡ともに斯う云ふやうなことを今少し具體的に研究して、何故に斯の如き成績を得たのであるかと云ふことを確めねばなりません、唯成績が悪かつたから奮發をしなければならぬと云ふだけではいかぬ、さう云ふ譯で不成績であつたか、さう云ふ風にして之を改善せねばならぬかと云ふ筋道を明かに立て、然る後に大に奮勵しなければなりません、即ち學問的に數學的に斯う云ふ缺陷があるから之を斯う云ふ風にして填充する、例へば米の收穫を増加する上に於ても肥料の分量が少ない、今少し肥料をやらなければならぬと云ふても唯無茶苦茶にやる譯には行かぬ、先づ土壤の成分はどうであるか、此の成分に對しては窒素肥料を餘計にするか磷酸を餘計にするか、其の配合はどうするかと云ふことを研究しなければならぬ、而して是は常識の問題ではなくして、科學的の頭腦を要する問題であります、今日以後の産業發展の計畫は、さうしても具體的で而も的確のものでなければならぬ、漠然たる抽象的觀念を基礎とするのは失敗の因であります、目下何れの郡でも十年計畫は漸次實行されつゝあるのでありますが、此の十年計畫の成績を



語るものは數字であります、現在是だけの米が出来是だけの蕪が取れるから、之を將來幾倍にすること云ふことは是は數字の計算であります、然るに今日の統計なるものは嘘が多くて、正確なるものを得ることが出来ない、又統計の材料を蒐集するに當つても、各人は税金や寄附金を恐れて正直のことを申し出さない、然しこれは獨農業ばかりではなく工業でも商業でも何でも我が國の今日の統計は餘程の嘘がはいつて居る、従つて二年経つたからは是だけ増した、三年経つたからは是だけ進んだと統計に載せてあつても必ずしも喜ぶことは出来ない、何となれば其の材料となつた數字は負擔の加重を恐れて、始めから割引をして置いた數なので、實數には別段何の影響もないからであります、村長が切りに入釜しく言ふから今年は去年より二割丈増して提出しようなど、いふ不都合千萬な數字を基礎にして計上した統計は、架空的のもので何等信を置くに足るべきものではありません、でありますから具體的に計畫を樹つるに當つては、第一に正確なる數字を基礎としなければならぬ、税金などは何でもない事で、之を拂ふのは國民の義務である、若し夫れが過重であるとするならば輕減しなければならぬ譯であるが、さう云ふ様なことは政治家の議論に任せて置いて宜しい、皆が自分の懐勘定ばかりして公共の事を思はないやうなことで、日本の産業の發展などは逆も思も寄らぬことだと思ふ、殊に今日の自治行政の状況はどうでありますか、我が國は曩に專制政體から立憲政體に移ると共に、縣郡市町村に對して自治權を認められた、爾來今日迄約三十年の星霜を経て居るから、自治體の基礎は随分鞏固でなければならぬし、共同一致の實も十分擧

つて居らねばならぬ筈であるのに、實際今日の自治行政はこれだけ進んで居るか、町村に於ける部落と部落との間の争が果してなくなつて居るか、所に依ると滑稽にも學校の位置なり或は役場の位置なりが、僅に四五町か十町位違ふので非常なる紛紜を來たして居るものもある、納税の状況はどうか、何月何日限り納付しなければならぬと云うて居るに拘らず期限迄に納める者が甚だ少い、縣下各郡市町村當局の熱心なる努力に依つて、漸次其の成績が向上しつゝあるのは誠に喜ばしいことであるが、併ながら尙未だ十分ではない、斯う云ふやうな有様であつて、やれ自治がどうであるの國家の將來をどうすること議論して居つたからと云つても何の役にも立たない、是等のことは市町村の當局を始め心ある住民は皆百も御承知のことであつて、常に長歎息して何とかしなければならぬと云ふて居るのでありますけれども、さて之をどうするといふ決心は中々つかぬ、色々の情實に纏はられて、自分から率先して地方自治の爲に盡力しよう云ふ人は今日甚だ少い、天明年間に不順の年が全國一般に相續いて、或年の土用の如き非常に雨が降つて氣候が寒冷であつた、其の時米澤の明君上杉鷹山公は、若し此の氣候が直らなければ、今年も亦前年の如く米作が出来ないと云ふので非常に之を憂へられて、城内の御堂に籠つて三日三晩の間斷食して祈願されたこと云ふことは、諸君の能く御承知のことであり、斷食をして之を霽らして貰はなければならぬと云ふことを神に祈願せられた其の心情と云ふものは、今日の人には中々望むことの出来ぬ心情であります、恰度其の頃松平越中守が始めて徳川幕府の執權職となられたのであ



つたが、この天下多難の時に際して自己の職責を十分に盡さしめられたいといふ事を、江戸本所の歡喜天に祈願せられた、私はこの頃其の祈願文書の寫を手に入れて今表装にやつてをる所であります、其の文書を讀んで見るといふと實に驚く、時は恰度天明八年の二月であります、天明四年五年と云ふ年は非常なる大饑饉のあつた年で、其の大饑饉があつたにも拘らず、幕府の政治は非常に奢侈に流れて紀綱が弛んだ、そこで越中守は自ら此の難局を引受けて大改革を斷行し、幕府の政權を張つて民を塗炭の苦より救はうとしてこの祈願をせられたのであります、祈願文中には『松平越中守は身命を培して祈願する、萬一自分が此の目的を達することが出来なかつたならば、自分は申すに及はず妻子に至る迄直ちに生命を取つて戴きたい』といふことが書いてある、其の祈願書は遂先月迄歡喜天の祠の中に密封された儘で保存されたが今は松平家の寶物になつて居るやうであります、苟も事をするのに本氣であれば皆斯の如きもので、鷹山公にしても越中守にしても、何れも誠心誠意この祈願を籠められたものである、然るに今日の人は極めて冷淡で少し事が六ヶ敷なると、辭表一本差出せばそれで済むと心得、責任を自覺することが極めて薄い、是れ實に現今の通弊である、私は思ふ、それも各人各個が皆善良なる考を持つて居らぬといふのではない、随分立派な考は持つて居るけれども、四圍の事情の爲にまつはられると、遂には決心が鈍つたり又は五月蠅くなつたりして、結局有邪無邪に事を葬つて仕舞ふのである、夫れ故私は現在の責任者に對してもう少し奮發して貰はなければならぬと云ふことを絶叫すると共に、將

來の國民となり公民となる所の青年に對して、今より十分に其の根柢を堅くして置いて貰ひたいと云ふことを叫ぶのであります

其の他青年の精神上の方面を健全ならしむると云ふことに就ては、各學校なり各青年團なりに於て今迄着々實行されたことに相違ないと思ひますが、今回の青年團體の規約準則の第三條に掲げて置いた箇條は公民として又國民として必ず守らなければならぬ條項を悉く網羅した積であります、而も其の事は少しも珍らしいものではなく、極めて平々凡々の事柄であります、乍去事柄は如何に平凡であつても平凡なるが故に眞理たるの價値は決して損はるゝものではない、其の條項は即ち國體の精華を十分に知つて義勇公に奉ずることを努めなければならぬ、神を敬ひ祖先を崇ばねばならぬ、立憲自治の精神を十分に吞込ませなければならぬ、曰く何曰く何其の他色々ありますが、何れも皆さんの百も合點な事のみであります、先帝陛下が教育に關して下し賜へる御勅語の冒頭にも『爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ』と仰せられ後には『此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス』と仰せられてあります、所謂『國體ノ精華』なるものは、學校の兒童には殆ど毎日教へられ兒童は皆殆ど之を暗誦して居る、併ながら唯是等の文句は暗誦して知つて居ると云ふ丈で済むべきものではない、必ず其の御趣旨を徹底せしむる丈の訓練を施さねばならぬ、然らばどう云ふ風に訓練するか、其の訓練の點に至りますと、私は其の方法手段が尠くとも現在に於ては極めて不徹底的であると思ふ、青年時代に於ては十分に



知識を廣めしむると同時に、精神的訓練をなさしめねばならぬ、然らばどうして此の訓練を施して行くかといふ其の方法は、諸君によく考へて戴かなければならぬと思ふ、殊に青年時代は人間一生の中で最危険の多い時代である、この時代に我が國體の精華及國民道德の根柢なるものを十分徹底するやうに訓練しなければならぬ、神を敬ひ祖先を崇ぶと云ふことは皆能く之を知つてをるが、たゞ知つてをるといふ丈では何にもならぬ、毎日自分の氏神に對して參拜し、佛壇に向つて禮拜し、菩提寺に行つて祖先の墓參をするに云ふやうなことは、訓練の上に於て極めて必要なことであると思ふ、國民の中心として尊敬すべき我が皇室に於かせられて朝夕神明に御仕へ遊ばさるゝ御模様を拜察するに、誠に恐懼に堪へないものがあるのであります、一昨年 御即位大禮の際、私も賢所大前の儀及大嘗祭に參列致しましたが、其の壯嚴なることは喩へやうもなく、何となく體が縮み上がる様な心持が致しました、更に 陛下を始め奉り皇族の方々が鞠躬如として御參拜になる御様子を拜察するに及んで、自分達の平素の遣り口を思ひ合せ實に何とも御申譯のない様な心持が致しました、又 妃殿下方が神殿の御入口から内へ御入りになるときは、御廊下の處で一々板の間へ御坐りになります、神殿の入口には一段か二段程の低い階段がある、其の階段の下にお坐りになつて、極めて叮嚀に殆どお頭が御廊下の板の間に著く位に御敬禮になつてからお入りになるのであります、十四日の大嘗祭は夜分の御祭で、午後七時から翌日の午前五時まで徹夜の御祭でありましたが、周圍は悉く眞ッ暗でありまして、たゞ微かに神前で撃つパチン／＼と云ふ拍子

木の音と、笙箏篳の音と、樂人の曲歌とが靜な暗を縫つて聞ゆるのみで、吾々の胸には何とも云へぬ感じを傳へて來るのであります、勿論最初は幄舎の上に三つ程の四角な燈籠の様な物があつて、それに灯がともつて居つたのであります、愈々御祭の時刻になれば眞ッ暗がりとなり、其の間に 陛下は齋戒沐浴遊ばされ、神饌の奉獻其の他諸般の祭事をば御躬から取り行はせられます、吾々は係員の指揮に依つて只管靜肅に坐作して居つたのであります、胸中何となく天に在らせらるゝ神々が暗がりの中に御降臨になつて 陛下と御對話でもあらせらるゝのではないかと思はれた、所謂神秘とは斯る場合を申すのであります、我が帝國の神國であるといふことも、恐らく斯ういふ處に胚胎するのではなからうかといふ感じを禁じ得なかつたのであります、我が國の國體の精華は實に斯くの如き所にあるのであります、始め十一月六日に 陛下が東京を御發軔あらせられ、越えて十二月九日東京の大祝賀會に御臨幸遊はさるゝまで、一ヶ月餘の御辛勞は實に拜察に餘りあるものであります、此の間に於て不思議なことは天候であります、殊に京都に着御遊ばされた時の如きは、今にも雨が降らうとする模様でありました、若しも雨が降つたならば、堵列してをる數十萬の拜觀人は必ず大動搖を來したに違ひないので、愈々御着になつて所謂第一公式の鹵簿……是は實に壯麗なものであります、其の鹵簿が滯りなく御所の内に御入りになる迄降らずに居つて、『ヤレ／＼御無事に御入りになつた』といつてをる時サツと落ちて來た、それが第一日のことであり、測候所の天氣豫報を見ても降ると云ふ筈の雨が其の時丈降らずに、御所に御



入りになつてから非常な大雨になつた、それから十日、十一日、十四日、十七日の御式も、伊勢神宮御参拜の時も總て快晴の天氣であつたのみならず、何十萬といふ多数の人民の集團に、大した怪我人も出ず又さしたる事故もなく、無事に御大典が済んだのは寧ろ不思議な位であります、茲に於て一つ考へなければならぬことは、吾々が從來度々御詔勅等に於て拜承する『天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は云々』といふことであります、吾々は此の天佑を保有するといふ御言葉を今回の御式に於て現實に拜觀し、眞當に我が皇室は天佑を保有せられて居るのであるといふ事を感じましたのであります、大嘗會のお祭の時には眞當に神々が御降りになつて『必ず此の大御代を護るぞよ』といふ様な御仰でもあつたのではなかつたか知らぬといふ心地がしたのであります、たゞ私が之を感じたのみならず、我が日本全國の國民が等しく之を明かに自覺したのであります、之が我が國民思想の上に及ぼした影響といふものは決して尠くないと信じて居るのであります、是に由つて觀ましても今日の青年は、常に日新の知識に後れざらんことを努むると共に、遠く建國の本に立ち反つて、國家に對する信念を鞏固にすることに努めねばならぬと思ふのであります

次に親に對しては孝行を盡さなければならぬことは言ふまでもないが、是が訓練の一つの方法として、毎朝起きた時と毎晩寝る時、或は外出する時と餘所から歸つて來た時、是等の場合には必ず親の前に叮嚀に手を突いて、衷心から『お早うございます』『御機嫌宜しう』『これから行つて参ります』、

『唯今歸つて來ました』と挨拶をする、又自分の子供に 天皇陛下の御住居になる方向を教へて、其の方向には決して足を出すことはならぬぞと言ひ聞かせ、若し足を出したならば直に其の場で叱り付くるといふやうにして、毎日々々之を躑けて行くといふのが即ち尊い訓練であります、是は實は私の敬服してゐる某軍人の家庭に於て行はれてゐる一つの訓練方法であるが、確かに有效な方法であると思ふ、幼児が物事を知り初めてから 陛下は何方にをられるかと云ふことを教へ置いて、若し誤つて其の方向に足を出せば直に叱り付ける、これは極めて簡単な事ではありますが、其の簡単な事を毎日々々續けて行くことが即ち訓練だと思ふ、神社の前を通れば必ず敬禮をするのは勿論、毎日氏神の境内を掃除する、菩提寺に行つたならば慕參をする、其の時神官や僧侶に會つたならば、氏神の有難いこと又は祖先の大切なことを話合つて歸るといふ様に、實行を指導しつゝ、訓練しなければ役に立たぬ、併し夫れは一人一己の力に任かして置いただけでは目的を達することが六ヶ敷い、夫れ故茲に青年團と云ふ一の團體の大きな力に依つて必ずこれを實行せしめんとするのである、親の前に出て挨拶をすることや、神様の前に行つて禮拜をすることは、何でもなく實行が出来る様な事柄であるが自分一人では中々六ヶ敷い、別に改まつて親に對して頭を下げなくとも、心の内で十分尊敬してをれば差支がないじやないか、態々神様の前に行つて禮拜しなくとも、心の内で十分崇敬してをればそれで宜いではないかと云ふ様なことを若い者はよく云ひたがる、一體若い者は理窟を云ひたがるものであるが、神を敬ひ親を尊ぶと云ふことは理窟



じやない、我が國民の當然盡すべき義務であつて、生れ落ちた時から既に頭に刻まれてをらねばならぬ所の信念である、夫故此の信念が一刻でも國民の頭の中を去る様なことがあつたなら、其の時こそ我が國民の眞價の失墜した時である、其の他訓練の方法は色々ありませうが、夫等は諸君に於て十分に工夫して貰はなければならぬ、私は此所で一例を御話したといふに過ぎぬのでありますが、たとひ一例でもこゝに述べたやうな事項は今後は非實行して貰ひたいと思ひます、青年團體を作り團員擧つて是等のことを必ず實行するといふことになつて來れば、義理でも自分一人やらぬといふ譯には行かない、其所が團體の有難い所である、親の前に行つて御辭儀をすれば、何だか親子の情合が薄らぐ様に思ふかも知れぬ、けれども團體で斯うしなければならぬと決めたならば否でも應でもやらなければならぬ、五日や十日は可笑しい考を持つかも知らぬが、十日以上續けて御覽なさい、それから後は却てそれをやらなければ氣が濟まぬ様な感じになる、佛敎家は佛壇の前に行けば必ず珠數をかけて拜む、基督教信者は食事をする時には必ず天に向つて感謝をする、吾々は未だ宗教的研究は頗る淺いのであつて、自分等は能うやり得ないのであるが、宗教家は屹度之をする、知らぬ者から見ればあれは耶蘇敎だからアアするのだと云つて冷笑して居るけれども其の實さうではない、神に向つて感謝をするに云ふことは是は基督教信者の一の信念である、恰もこの信念が發露する様に君に對しての忠、親に對しての孝、神を敬ひ祖先を尊ぶの念が起つてくるのでなければ眞當ではない、又少し訓練をすれば必ず斯うなつて來るので

ある、故に私は團體の力に依つて徹底的に是等の實行を期して貰ひたいと思ふ、此の問題は獨青年團體に於けるのみならず、各學校に於ける生徒兒童及父兄の人々の頭腦にも十分に普及する様に努めて戴かなければならぬと思ふ、私が此の席に於て一場の御話をしたゞけでは何にもならぬ、必ず之を實行してこの趣旨を徹底せしむるやうに御盡力を煩はしたいと思ひます。

其の他或は立憲自治の大義を精知し公民たるの素質を體得すること、是なども明治二十二年に發布せられた憲法の御趣意に依つて、既に國民の全體は十分に之を會得してをらなければならぬ、現今の我が國の自治團體は、先程も御話した様な狀況でありまして、立憲自治の大義と云ふことも口にはするけれども、之を徹底的に了解してをる人は誠に少ない様に思はれる、元來我が國の文明的施設は常に政府から發意するゝものが多い、自治制度にしても立憲制度にしても素養の乏しい訓練の足らない國民から見れば、眞に夫れを體得するのは六ヶ敷いことであるかも知れぬ、併しながら如何に六ヶ敷くとも發布以來最早三十年も經つてをる今日であるから、今少し眞面目に行はなければならぬ筈と思ふ、殊に立憲制度なるものは、先帝陛下が我々臣民に賜はつた所の非常なる恩恵であります、先帝陛下が御即位の當時紫宸殿に群臣を御集めになり、神に誓を御立てになつて五箇條の御誓文を御發表になりました、其の一條に『萬機公論ニ決スヘシ』と云ふことを宣はせられてをりますが、我が帝國憲法は確かに此の御精神から出てをるものと思ふ、爾來研究調査を遂げて明治二十二年に帝國憲法が發布せられたので、夫れ以來我々は專制治下の國民から一變して立憲國の民となつたのであります、何が一體立憲制度であるかと云ふ



に色々説明を要するが、其の根本義は我々臣民に参政権の一部を與へさせられたと云ふことにあります。即ち我々は自分の職業に従事しつゝある間に、我が日本帝國の國政に參與してをる、この國政に參與してをることは、町村の住民が町村の自治に參與してをると同じ形式であります。今日の町村は町村長の町村でもなければ、町村會議員の町村でもなく、町村住民の町村である、随つて直接に町村のことを議するには町村會議員が之を議するけれども、其の町村會議員を選挙するものは町村内の公民である、語を換へて申せば其の町村の公民が其の町村の行政に參與してをるのである、是と同様に我が帝國臣民は何れも帝國の國政に參與してをる、一箇年六億萬圓の日本の財政は申すに及ばず、我々の身體を束縛すべき法律も、皆我々自身が間接に之に參與してをるのであります、それはどうしてやつてをるか云ふに、我々は衆議院議員なるものを選挙して、其の選挙された人々が直接に國政に與つてをる、之は町村の公民が町村會議員を選挙する、其の議員が町村の行政に參與すると同様であります、夫故選挙権なるものは極めて大切な権利であつて決して忽にすべきものではないのである、所が茲に一つ斷つて置かなければならぬ事は、帝國憲法は我々臣民に参政権を與へて居るけれども、政治の主體は我々臣民にあるのではないといふ事である、此の點は諸君が特に明確に知つてをらなければならぬことである、然らば政治の主體は何所にあるかと云へば取りも直さず 天皇陛下にあるのである、憲法の第一條に『大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス』とあるが、憲法の一番主眼とする所は實に此の點である、是は憲法に書なくとも

我が國建國以來の國家の體制から論じて明瞭なことである、畏れ多い事であるが碎いて言へば 天皇陛下が其の御政治をなさる御相談相手に我々に参政権を與へて下されたのであります、即ち吾々は只一票の投票に依つて 天皇陛下の政治上の御相談相手を選挙するので、言を換へて言へば此の一票の投票を以て間接に 天皇陛下の御相談相手になるのであります、但し同じく立憲制度とは申し乍ら英吉利なり獨逸なりの立憲制度と我が國の制度とは大に其の趣を異にしてをるので、謂はゞ我が國獨特の制度ともいふべきものである、此の點は必ず誤解のない様にして置いて貰はなければなりません

斯の如く論じ來たれば選挙権なるものは如何に大切であつて如何に尊重すべきものであるかと判るであらう、然るに今日の選挙の状態は如何でありますか、明治二十三年以來我が衆議院は度々解散されてをる、又解散されなくとも選挙は度々行はれてをる、蓋し何事でも度々之を繰り返せば繰り返すに随つて、段々進歩して行くのが通則であるのに、悲しい哉我が國に於ける選挙のみは、之を繰返すに随つて漸次退歩する、縣會議員の選挙も町村會議員の選挙も亦同様である、今日選挙権を行使するに當つて唯今申述べた如くに之を考へ自分の投する一票が間接に 天皇陛下の御相談相手になる所以である、即ち天皇陛下の片腕になるものであると云ふことを考へ、其の心持で投票する者が果して幾人あるであらうか、是等の状況を考へて見ると實に痛歎息に堪へぬ次第であります、まして或は金錢の授受に依つて或は自己の利害關係に依つて或は情實に依つて投票を行ふ様な者があるに至つては實に沙汰の限りであり



ます、それが爲に嚴重なる選舉取締が行はれ、違反者に對する罰則が八釜しく定められて居る、而も選舉の度毎に内務大臣が知事を招集し、知事は警察署長を招集して選舉取締の勵行を命令して居る、即ち斯く／＼のことはやつてならぬぞ、斯く／＼のことは選舉違反であるぞと云うて一般に具體的に警告をする、今回も多分近々の中に警察署長から一般に警告があるのでありませうが、かうして有らゆる豫防の方法を講ずるにも拘らず、年々歳々犯罪事件が多くなる、而も其の犯罪の大部分は金錢の授受、投票の賣買である、所が世間には投票の賣買を以て一の政治犯と心得、餘り不名譽と思つてをらぬ者が多い、曾て私の居つた某縣の縣會で、議員の一人が選舉違反で以て檢舉され遂に公判に附せられたが、罰金刑になるか體刑になるか其の結果も未だ判らぬ中に之を副議長に選舉した、そこで私は關係者に向つてそれは餘りに酷いじやないかと云つたけれども、彼等は「ナアニ選舉違反だから」と云つて、平氣で濟まして居た、所が其の實投票の賣買は他人の物を窃取した罪と尠しも異つては居りません、然るに只今御話した様な考を持つて居る所の選舉民が多數であつて、選舉の度毎に此の頭で選舉權を行使して行くのであるから、其の選舉された所の者が相揃うて悉く立派な者であらう筈はない、斯の如きことで立憲政治の完美であるの、町村自治の發展であるのと幾ら口を酸くして言つた所で何の役にも立たない、私が平素選舉民に實行して貰ひたいと思ふて居ることは、選舉の當日齋戒沐浴して氏神に參拜し、「我が選舉權の行使は或は帝國の國運をも左右すべき極めて重大なものであるから、感情に囚はれ

ず利害に惑はされず、公明正大に而も眞面目に此の一票を投じて 天皇陛下の御相談相手となるべき適任者を選舉せしめ給へ」と神明に祈り、さうして後に投票所に行つて貰ひたいといふことである

一體日本人は公の問題と私の問題との間に入つて其の取捨に迷ひ、動もすれば私の問題に首を傾ける癖がある、例へば村會議員をして居つても、今日は自分の家に止むを得ぬ用事があるから會議に出席することが出来ぬとか、或は私の事情の爲に名譽職を抛つて顧みないといふ様なことを、餘り重大事とは思つて居らぬ傾があります、議員選舉の如きも矢張同様で、公の權利を行ふ場合に或は色々の情實に拘泥し或は一身の利害に眩惑すると云ふことは、即ち私事に依つて公事を左右したものであります、殊に今日の通弊として最憂ふべきことは政黨の情弊である、蓋し政黨は立憲政體に伴うて必然起つて來る筈のもので、政黨其のものには別に悪いことはないが、其の間に感情の蟠るに及んで始めて弊害が生ずる、例へば他の政黨に屬する者をば宛も不倶戴天の仇敵の如く憎む人が随分多い、御互に公の事に關しては意見を異にし、國事に盡す爲には議論もする、乍然公の事に關して意見を異にするからといふて、私の交際にまでも關係を及ぼすと云ふことは宜しくない、黨勢の擴張などに奔走する様な人達の間には兎角斯う云ふ弊が多くて困る、夫故政黨必ずしも悪いものではないが、所謂黨弊を生ずるのである併しこれは一體政黨を組織する人及一般の國民の心得が悪い爲なのであつて、政黨其のもの、罪ではない、町村會議員が町村の爲に色々議論を闘はし、其の後絶えず之を念頭に置いて、家に歸つても



未だ忘れ兼ねて居るといふが如きは抑々心得違である、これ畢竟公の事と私の事との區別を立てぬ事に基因するもので、苟も公の事に關して議論が濟んだならば、あとは釋然として光風霽月の如く、相變らず交際を續けて行かなければならぬ筈のもので是が即ち立憲國民の尊ふべき態度である、總て斯ういふ様な思想は青年の時代から十分に訓練をして置いて貰ひたいものと思ひます、此の如き心掛は一般に誰にでも必要なことではあるけれども、四圍の事情に拘泥して自由な行動の出來悪い人よりも、未だ俗事に染まない白紙の様な青年に對して十分之を訓練して置くのが一番肝要なことであると思ふ、夫故に青年團體に於て團長を選擧する場合にも幹事を選擧する場合にも、矢張先程御話したと同じ様に青年團體夫自身の發展の爲に公平無私なる考を持つて、自分の最信頼する人を選擧するといふやうにありたいものである、即ち此の青年團員はやがて其の市町村公民となつて、市町村會議員の選擧を爲すと共に或は郡會議員或は縣會議員或は衆議院議員の選擧をもなすべき人々である、此等の人々が他日實際選擧を行ふ場合は知らず、現今に於ては如何にこの様な話をして、話だけでは選擧を理想的に行ふと云ふことは一寸六ヶ敷い、否でも應でも警察官の行動を機敏にして、違反者がある時はどし／＼檢擧する様にしなければならぬと思ふ、故に現今は暫く已むを得ぬにしても、現在の青年即ち將來の公民には今から十分な訓練を施して置いて、他日彼等が選擧権を行ふやうになつた場合には、警察官の立會などを要しないやうにして置かなければならぬ、凡て是等の精神的の問題は、一面に於ては知識上の意味を十分に了解せ

しむると共に、毎日々々訓練して其の基礎を作つて行くことが極めて必要であります、即ち準則の第一條中に『健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるを以て其の目的とす』とあるのは即ち夫れであります

其の他農村の産業状態に致しましても、教育状態に致しましても、自分が壯年になつて是等の衝に當つた時分にはどうして行くかと云ふことの研究調査をも十分にやらなければならぬ、それが即ち準則第四條の第一から第四まで列擧した事柄なので、是等の事業は何處までも皆自己の修養の目的を達する爲にするものであると云ふことを忘れない様にして貰はねばならぬ、此の第三項に或は共同耕作或は共同植林と云ふ様な事業が擧げてありますが、是等の事業は従前からやり來つた所であります、然らば是は何の爲にする植林であるかといふのに、畢竟どう云ふ風に力を合せてどう云ふ風に造林方法を講じ、何遍草を刈つてやつたならば完全なる植林が出來るか云ふことを試験する爲の共同事業である、決して青年團體自身の財産を造るべき事業ではないのであります、所が従來青年團體の事業は非常に宜いことをやつて居つたのではあるが、之に依つて基本財産などを造成し、始末に困つて遂に紛擾を醸す因になつたといふやうな所も尠くないやうであります、これ恰も町村内の部落が財産を所有して居るが爲に、却て其の村の平和を害し、局に當る者をして之が統一に苦心せしめて居ると全く同じ關係である、是等植林より生ずる収入又は共同耕作から得た所の収入を以て書物を買つて圖書館を設けるとか、或は巡回文



庫を設けるとか云ふ様な有益なる事業に使ふことは無論差支ないが、單に金を得んが爲に事業を経営するのは斷じて宜しくない、乍然萬一斯の如き事業をして多額の金が出来たといふやうな場合には思ひ切つて全部之を其の町村に寄附して貰ひたい、即ち青年團體は善良なる公民たるの素質を作るべき修養の機關である、自治訓練をなすが爲には今の様な共同植林なり共同耕作なりの収益を村に寄附すると云ふことも決して悪くはない、蓋し之に依て青年は其の町村の爲に是丈の働をしたと云ふ精神上の満足を得ると共に、將來町村の財政上に幾分でも鞏固なる基礎を作つたといふことになるからであります準則には基本財産のことも書いて置きましたが、これは基本財産の造成を奨励する爲の規程ではありませぬ、修養の爲にする事業經營の結果出来た所の財産は之を捨てる譯にも行かぬから、基本財産にして置いても差支ないと云ふ消極的の意味であります、本來私の考では青年團體には基本財産は一文も要らぬ、あれば却つて依頼心が出来て弊害が起る、毎年々々自分達の働いて得た金は修養の爲に成るべく有効に處分するのが宜いので之を残して置く必要はない、若し残つた場合に基本財産を造ると云ふのは素より差支ないが、それを目的にせずに修養の爲に最善を盡すと云ふことを、頭のドン底に置いて貰はなければならぬのである

倍次に研究すべき問題は青年團體の組織であります、此の組織に就て注意しなければならぬことは、第一之を團體の目的に合致せしむると云ふことであります、若し青年團體が事業を目的として出来て居

るものであるならば、之を組織して行く所の人の中には青年以上の獨立の男子も加へて置かなければならぬ、或は二十歳四十歳の人もはいる必要があらうと思ふ、即ち從來の青年團體であれば或はさういふ必要もあつたらうと思ふけれども、先程御話した様に青年團體は修養を目的とする團體であつて、補習教育を以て其の主要なる事業とする以上は、青年團體員の年齢は公民年齢以下の者でなければならぬといふのは當然のことである、即ち二十五歳以上の者は市町村制の規定に依つて公民たる資格を有し得る者である、夫れ故今回の青年團體は小學校を卒つた者で満二十五歳以下の者を以て組織すると云ふことに決めたのであります、是は各市町村共此の通りにやつて貰ひたい、小學校の課程を卒つた者は必ず青年會員となる義務があると云ふことも承知して戴きたい、小學校を卒へた者は入會式を行つて始めて會員になるに非ずして當然青年會員なのである、其の中には在郷軍人もあらうし、或は中等程度の學校を卒業した人もあらうが、とにかく二十五歳未満の人は皆青年會員であると云ふことを承知して貰ひたい、又三十歳や四十歳の人と十五六歳の人とを一所に集めて修養せしむることの難事たるはいふ迄もないがよし二十五歳未満の人々でも智識や境遇に多少の相違はあるのだから、少くとも十七八歳の所で之を區別して、年齢相應の訓練をさせるのは最機宜の措置であると思はれる、最早獨立して一家を經營しつゝある人や、十分に經驗を嘗めて町村の公事等に與つて居る人が、二十五歳未満の者と一所に教育を受けるなどと云ふことは寧ろ不可能である、これ今度の青年團體からは二十五歳以上の人々を全然除いた所以



であります、固より人間は死に至るまで修養を続けねばならぬものには違ひないが、壯年者は青年の修養の如く團體的に之をなす必要はなからう、若しあるならばその目的に添ふた別個の團體を作るより外に途はない、然るに各郡市の状況を見ますれば、從來廿五歳以上の人が青年會員であつたが爲に、今俄に是等の人を除外すると云ふことは、如何にも忍びない心持がすると云ふやうな所がだん／＼ある、是は人情として尤なことではありますが、新青年團體は決して廿五歳以上の人を排斥して全然無關係にする云ふのではありません、たゞ青年會の目的が以上の如く限定されて來たからには、其の目的に遠ざかつて居る者は自然其の團體から退いて貰はなければならぬといふのであるが、後に残つた青年團員即ち二十五歳未満の人はいはゞ此等の人々の後繼者になるものでありますから、其の去つた後も十分に之を指導誘掖すると云ふ事に自任して貰はなければならぬ、今度の規約では自分等は最早團體から除かれた者なのだから、青年團體に關しては今後一切何事も知らぬと云ふ様なことでは甚だ困る、なる程團體員ではなくなつたけれども、援助者或は指導者として直接或は間接に矢張關係があるのだといふ事は必ず記憶して居つて戴きたい

年齢が只今云ふた様に決まれば其の次に起つて來る問題は青年團體の區域のことであります、是は實際上の便宜から申しますと、部落を區域として組織をすることが或は極めて便利であるかも知れませんが、何となれば補習教育をする場合の如き半里も一里も離れて居る所の部落の者に毎晩何時までに集まれ

と云ふ様なことは事實六ヶ敷いことである、夫故之を部落々々に集めて修養させると云ふことは、必要上已むを得ないことなのであります、併し此の準則には青年團體其のものは必ず市町村を以て區域としなければならぬと云ふことを規定した、先程も申す通り青年團體は一面青年者各自に對して個人としての修養をなさしむると共に、町村自治の訓練をも爲さしめなければならぬものである、即ち自治の民としては互に部落的の觀念を持つ事が最宜しくなく、公共團體の最下級にして國家の單位となるものは即ち町村であつて部落ではない、部落は町村の一部として存在するに過ぎないのであるから、青年團體の區域と云ふものは必ず町村の區域でなければならぬ、此の理義は極めて徹底的に各青年の頭に滲み込ませて置かなければならぬこと、思ふ、此の理義を十分に了得して居つて而して或は地理上の關係から、甲の部落又は乙の部落に分會を設けて、修養上の施設をせんと云ふことは當然已むを得ぬことである、併し濫りに分會を設けることに致しますると、或は一市町村一團體の趣旨が徹底せぬこととなる虞がありますから、それで此の準則の中には分會を設けるには評議員會の議決を経ることをとし、分會の規約はその青年團體の團長が之を作らなければならぬことにしたのである、されば諸君が實際と理屈とを餘程克く呑み込んで、しつくりと縣の期待に添ふやうな團體を拵へて貰はぬと、動もすれば市町村思ひ／＼の青年團體が出來て、甲團體と乙團體とは全く其の組織が違ふやうなことになるらぬとも限らぬ、分會は唯修養の便宜の爲に設くるものに過ぎないのだといふことを吳々も御承知が願ひたい



其の次には青年團體の機關はどうするかと云ふ事を研究しなければならぬのでありますけれども、是は先程御話をした事の中に一部分含まれて居る、青年團體の團長から評議員、幹事に至るまでの選任の方法即ち選舉に就ては、先に述べた所で略了解されたこと、思ふから、時間を省く爲に今は省略致しますがたゞ一つ御話をしなければならぬのは團長には如何なる人を選任すべきかの問題であります、青年團體をして自治の訓練をなさしめると云ふ點から見れば、第一に青年團員から之を選ぶのが當然でありませう—即ち名譽職町村長を其の町村の住民中より選ぶのと同様に—團員中の極めて優秀な者を團長として選ぶのも宜からうと思ふが、結局是は人の問題であります、元來青年團體は他の事業とは餘程其の趣が違つて、若い者を統率し訓練して行くものであるから、其の統率者には世事に經驗もあり且徳望もある人を推戴せねばならぬ、隨て之を團員以外の者に求むるといふ事は已むを得ぬ所であらうと思ふ、よしんば青年團員中より團長を選んだとしても、今一段其の上に立つて之を指導して行く人が必ずなければならぬ、思ふに青年團員は未だ尙春秋に富み、思想も十分固まらぬ者であります、如何に自分で偉いと思つても、まだ公民年齢にも達せぬ人で、換言すれば尙父なり母なりから常に指揮監督さるべき立場の人である、殊に此の時代と云ふものは、人生中最危険なる時代であるから無闇に自分の獨立を主張したり、又指導者に反抗したりするのは絶対によくない、常に指導者の云ふことを聞いてよく順從の徳を守らねばならぬ、さう云ふ譯であるから私は團長は青年團員以外に之を求め、町村長なり小學校長なりを推して其の指導

に従事させたいと思ふ、青年團體が事業を目的とするものであるならば、之が指導者には無論町村長を頼んだ方が一番理想的であるが、併しながら青年團員の修養をなさしむる方法として、或は補習教育を實施し或は種々の訓練を爲さしめると云ふ様な點から見れば、どうしても小學校長の方が最縁に近い、固より小學校長が直接の指導者になつた所で、其の町村青年團體が甘く行くか否かと云ふことは、町村將來の消長に重大なる關係のあることで、かく考ふれば町村の統轄者たる町村長は到底之を對岸の火災視する譯には行かない、自ら進んで青年團體の父となり母となり、小學校長と力を合せて之が指導助長に盡力して行かなければならぬのである、其の外町村に於ける徳望のある人なり、或は農會の役員なり在郷軍人の幹部なり、或は神職にしても僧侶にしても、凡て其の町村に住居を占め町村の先輩を以て任じて居る人々には、直接間接に此の青年團體の改善指導に就て注意を拂つて貰はなければならぬ、これ此の準則の中に顧問といふ機關を設けた所以であります、青年團體は言はゞ弱輩なる二十五六歳未満の青年者を以て組織せられてあるのでありますから、之が發達するかせぬかと云ふことは、多く周圍の人の指導如何に依つて決するのであります、結局青年團體は町村民全體から、援助して貰はなければならぬと云ふことになるのであるが、唯此の場合直接の指導者を誰にするかと云ふに只今御話した様に小學校長が一番適當であると云ふのであります、尙此の青年團體を指導して行くに就て特に注意しなければならぬことは、團員をして絶対に政治運動に干與せしめぬと云ふことである、勿論青年團



員と雖立憲國の民であります、憲法政治の下に住んで居る民でありますから、立憲自治の精神と云ふものは十分に體得せしめなければならぬのであるが、未だ右にすべきか左にすべきかも判らぬ時代に於て政治運動に干與せしむると云ふことは甚だ危険であります、二十五歳以上になつて法律に認められて居る獨立の男子になつた以上は、政黨にはいらうが政治運動をしようがそれは關する所でない、能く立憲自治の本義を辨へ、國家又は公共の利害を考へてやりさへすれば差支はないけれども、未だ部屋住の身で修養を專一としなければならぬ時代に、政治運動などに關係することは甚だ差し出たことであるのみならず、之が爲に青年に一種の悪い感化を與へ、眞面目に修養を積んで行くことが出来ないやうなことにならぬとも限らぬ、これ青年團體は何處までも政治其のものに關係のない團體として行かなければならぬといふ所以であります

尙此の場合に特に注意して置きたいのは、青年團體を指導して行く人の心得はどうあるべきかと云ふことである、青年團員は身體も精神も未だ完全なる發達を遂げぬ者であります、併しながら之を指導して行くには小學校の兒童を教育することは餘程手心を別にしなければならぬ、青年團員は小學校兒童の如く從順なものではない、中には規律が缺けて居る者もあらう、餘程放縱に流れて居る者もあるであらう又彼等は必ずしも學校等で指定する書物ばかり讀んで満足するものではない、或は危険なる思想を鼓吹する書物、或は善良なる風俗を壞亂する書物を好んで讀む者もあるであらう、時には非常に感情が興奮して極

めて小さい問題に對しても憤慨したり或は悲觀したりする様なこともあり、今までは和氣藹々たる間に常道を踏んで來た者が、一度深く或物に感ずれば性質が激變することがある、之れは例へば荷馬車を轆いて行く馬の様なもので、初めは平穩に歩いて居ても、鐵砲の音でも聞くと忽ち跳ね出すが如く、兎角危険なものは青年であります、夫故此の青年指導の任に當る者は常に彼等の個々に接觸して、彼等の思想が何れに赴くかと云ふことを十分に察知せねばならぬ、それと共に青年の疑懼或は煩悶などに對しては、出来るだけ温い同情を以て慰藉もし解決もしやらなければならぬ、殊に重要なことは先程來縷々述べた所の事であるが、青年團員をして我が國體の世界萬邦に比類なき所以、戦後に於ける我國の世界的地位及之に處する國民の覺悟と云ふことを成るべく具體的に了解せしめねばならぬことである、日々の新聞記事や雑誌の記事でも青年に讀めと云うても讀まなかつたならば、必要なことは讀んで聞かしてやらなければならぬ、唯善いことをせよ惡いことをするなど云ふばかりでは青年の指導は出来るものではない、能く時運の趨勢を知つて其の趨勢に後れない様に青年を啓沃して行くことが、指導者の特に重大なる責任である、是が爲には指導の任に當る所の小學校長等は、先づ以て自己の見聞を廣め見識を確立せねばならぬ、一方に逼した研究ばかりではいけない、自分の本務に必要な書物の研究ばかりでは不十分である、或は危険なる書物も讀んで置くが宜い、或は淫猥なる書物もあさつて置くが宜い、さうして斯の如きものは青年の見るべからざるものであると思つたならば見せない方が宜い、若し青年



がさう云ふ様なものを讀む所を見たならば親切に訓戒してやるが宜い、兎に角指導者自らが有らゆる方面に自分の知識を擴充して批判力を養つて置くこと云ふことが必要であります、此の意味に於ては小學校の先生は其の町村に於ける農事の状態も調べなければならぬ、そして將來これ丈の改良を加へ、これ丈の發達を遂げしめねばならぬと云ふことをも具體的に調査研究して置く必要がある、私は此の問題は獨青年團員を指導して行く上に必要なるのみならず、小學校の兒童に對して農村は農村に、都會は都會に適應したる教育を施す爲にも、必ず研究しなければならぬ問題であると信する、殊に小學校の兒童よりも年齢が進んで居つて間もなく其の市町村の公民たるべき者を指導して行くには、一層其の必要の急なるを覺ゆるのである、其の外色々御話すべきこともありますが、尙此の趣意を徹底せしむる爲に午後より學務兵事課長に話をして貰ふことにして居ります、私は唯青年團を組織する上に於て又其の青年團員を指導して行く上に於て特に必要な根本問題に就て御話して諸君の奮勵努力を希望した次第であります、近來連日の吹雪で行路甚だ難澁であつたにも拘らず、遠方からかく多數來會せられて長時間熱心に御清聽下さつた事は私の甚だ愉快に存する所であります

## 青年團體に對する卜部理事官の講演



## 青年團規約準則に就いて

山形縣理事官 ト 部 正 一

只今は知事閣下より、今回發布せられました縣下青年團に關する訓令及規約準則に就いて、極めて御懇切なる且つ詳細なる御話がありまして、それに附け加へて更に私から御話致すことは、實は澤山ないのであります、唯知事閣下が御残しになりました僅の部分丈、規約準則を辿つて御話致したいと思ふのであります、但し青年團體に關する多少の所感は、機會を見て申述ぶる考であります

【兩省大臣及知事の訓令】 御承知の如く青年團體に關する内務文部兩省大臣の訓令及之に基く兩次官の通牒は、一昨年九月に出で居ります、御會同の大多數の御方は、恐らく既に御精讀になつたこと、確信致します、本縣に於てもどうに其の趣旨に據つて、青年團規約準則を作る筈であつたのであります、色々な事情の爲めに妨げられ、大分荏苒致しまして、今年一月漸く山形縣訓令第一號を以て發布されたやうな譯であります、但し本縣には兩省大臣の訓令以前から、青年團規約準則なるものがありました、縣下現在五百有餘の青年團は、何れもこの準則に依て組織されて居るのであります、而してこの準則と今回改正された準則とを較べて見ますと、形式上からは非常に違ふやうに考へられるかも知れませんが、其の實左程變つては居らぬのであります、従前の規約準則に就いて見ましても、青年團體は矢張修養の



團體であつて、決して事業團體ではなかつたのであります。現に同規約準則第一條を見ましても、『本會は青年者の智徳を進め、地方實業の發達及風習の改善を以て目的とす』とあり、又第二條には、『本會員は互に信義禮節を重し、學藝の練磨品性の修養に努め、常に素行を慎み質素を旨とし、實業に勵精すると共に力を公益に致し、協同一致以て本會の目的を達せんことを誓約す』とあります。更に事業の章などを見ましても、青年團體は青年者修養の目的を達する手段として、各種の事業を經營するといふ趣旨が明かに視はれて居るのであります。たゞ從來は青年團體に對する外部の期待と、之が指導誘掖の方針とが、動もすれば事業其のものに重きを置き過ぎる傾向があつたので、青年團體も隨て事業の計畫に腐心し、甚だしきに至つては遂に修養の範圍を超脱して、其の歸嚮を誤るものも、多少はあつたといふ迄のことで、青年團體の目的そのものは、當初から少しも違つては居らぬのであります。曩の兩省大臣の訓令及今回の知事の訓令は、何れも青年團體近時の傾向に慊焉たるものがあつた結果、發布せられたものであります。其の意は只青年團體本來の性質及目的を闡明したといふに過ぎぬのであります。

青年團體の目的は兩省大臣の訓令中にも明かに示されて居りますが、先づ改正規約準則第一條に就て御覽を願ひませう、即ち『本會は本市(町村)青年をして智徳を涵養し、身体を鍛錬し、健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるを以て目的とす』とあります。つまり青年團體といふものは、青年をして將來有爲なる國民たると同時に、善良なる公民たらしむる修養機關でありまして、團體員をして忠

孝の本義を領知せしめ、殉公犠牲の精神を養ひ、體力を増進し、實際生活に適切なる智識を研磨し、質實剛健克く國家の進運を扶持するに足る所の精神と素質とを體得せしむることを以て、其の目的として居るものであります。從來多くの青年團體に依つて營まれたやうな各種の事業も、其の目的を達する爲の手段としては、強ち排斥すべきものではない、乍去團體員は未だ思慮も分別も十分に定まらぬ青年者で、萬事一心不亂に習得する必要こそあれ、自分から各種の事業を經營するといふのは、事實不可能な事に屬するのであります。(從前の如くに四十歳五十歳といふ壯年者或は中老を、團體員にして居つた時は暫く別として、今回の如くに二十五歳を以て、團體員の最高年齢とするといふことになりました。一層この感を深うせざるを得ぬのであります)事業のことに就いては事業の處で詳しく御話を致しますが、とにかく青年團體たるものは、其の目的及性質をよく辨へて、苟も其の埒外に逸出することのないやうに注意することが肝要であるといふのであります。

【青年團體の組織】 青年團體の組織に就いては内務文部兩次官の通牒中青年團體の設置に關する標準『第一青年團の組織』といふ所と、準則第五條とを見て頂きます。準則第五條は『本市(町村)内に居住し小學教育を終へ、又は學齡を超過したる者にして、年齢二十五歳以下の者は之を本會々員とす、但し他に學籍を有する者は此の限りに在らず』といふのであります。團體員の年齢は從來團體に依つて甚だ區々でありまして、甚だしいものになると四十歳乃至五十歳位迄の人をも加入せしめて居つたのでありま



す、これでは寧ろ老年團體で青年團體とは申し難いのであります、さればといふて年齢を何歳に限定するかといふことは、青年團體にとつて極めて重大なる問題でありまして、決して輕々に斷すべきものではありません、現に兩次官の通牒を見ましても『其の最高年齢は二十年を以て常例とすること』とありまして、地方の事情に依つて多少斟酌を加へる餘地が存してあるのであります、本省に於てもこの年齢の標準を定むる際には、二十歳説と二十五歳説とが餘程論議を交へたるやに承知致して居ります、青年團體が事業團體ではなくして、純粹なる修養團體であるといふことから立論すれば、或は二十歳説の方が寧ろ合理的でありませう、蓋し事情境遇及智識の程度等に於て、著く懸隔のある多數の者を、一團にして修養せしむるよりも、年齢の範圍も狭く各種の條件が比較的類似して居る者を集めて修養せしめた方が、其の目的を達する上に容易なることは申す迄もなければであります、にも拘はらず本縣が二十五歳を以て其の最高年齢と定めたのは、どういふ譯かと申しまするのに、先刻知事閣下より詳しくお話がありましたやうに、大體二つの理由があるのであります、其の一つは従來の青年團體は、比較的年齢の長した人を會員として、諸種の事業を經營し、大に公共の爲めにも働いて來たのでありまして、此の際俄に年齢を二十歳以下に限定しますると、青年團體は其の中心を失つて、十分な團結が出来なくなりしはせぬかといふ懸念があるのみならず、假令團結は出来ても其の活動が思ふやうには出来まいであらうといふ心配のあること、他の一つは二十歳以上二十五歳未満といふ年齢は、人生中危険の最も多い時期であるのみならず、近き

將來に於て善良なる公民たらんとする、最も大切なる準備時代でありますので、之を放任して各自随意の修養にまつといふことは、第二の國民を養成する最善の方法とは認められないといふことであります、各府縣の青年團體規約準則等を見ましても、其の最高年齢は頗る區々であります、各其の府縣の見るところによるので、何れをどうと申す譯には参りかねますが、少くとも我現行の諸公法上に於ては、二十五歳未満の男子は之を獨立の男子とは見て居らぬのでありまして、先刻來お話もありました立憲政治の本體とも見るべき参政權特に選舉權の享有は、公民年齢(廿五歳)を其の必要條件として居るのであります、青年團體が健全なる國民善良なる公民を養成する機關であるといふ以上は、公民年齢に達する迄の男子は皆之を團體に加入せしめるといふのが適當のやうに思はるのであります、況んや諸種の誘惑が其の身邊につき纏うて、あたら青年を邪路に迷はしむる、この時期より繁きことなきに於てをやであります、尤も満二十歳になれば男子は徴兵適齢であります、國民の重大なる義務の一を擔うことになるのもあります、軍隊に於ては相當なる訓練を受くることでもありますから、この年齢を以て男子の一人前と見るのが、尠くとも青年團體の組織に取つては一番都合がよいといふ人もあるやうであります、それは寧ろ單に身體の發育上一人前だといふに過ぎないのみならず、壯丁は必ずしも合格入營するものとは限らないので、若しも徴兵年齢説に従へば、入營することの出来ない多數の青年は、最早受働的に何等の訓練も施されないといふことになる譯で、吾々は到底其の缺陷を平氣で看過する氣にはなれないのであ



ります

諸君の中には或は年齢を切て三十歳迄延長してほしいといふやうな人もあるかも知れない、乍然それは先刻も申した通り修養機関としての青年團體から見れば、寧ろ二十歳迄が最適當なのであるが、諸種の事情を参酌して二十五歳迄と限定したので、これ以上延長することは斷然認められないのであります、本來人間は一生涯修養に心懸けても、修養しすぎるといふことはないのでありますから、何歳にならうが、常に出来る丈の修養はするがよろしい、乍然これから公民にならう、一人前の男にならうといふ者の修養と、既に公民として活動して居る者の修養とは、其の内容及手段等に於て、自ら異なるところがなければならぬ、加之著しく境遇知識年齢等を異にする者が、廿五歳未満の青年の中に入つてくることは、非常にこちらの修養の妨害になり、迷惑になることなので、年齢はどうしても二十五歳迄に限定致したいと思ふのであります、それでは到底青年團體はこれ迄のやうな活動は出来ないといふ人もあるかも知れませんが、考へなければならぬのは其の點であります、今後の青年團體は年齢の關係から、從來のやうに花々しい事業は或は企畫されないかも知れない、さればといふて青年團體は決して其の存在の理由を失はない、所謂事業は修養の手段の一部で全部ではありません、所謂事業は經營せなんでも團體員修養の途は外に多々あります、而も從來青年團體の弊は事業に傾き過ぎて、其の本來の目的たる修養を忽且に附したる點にあるのであります、故に三十歳説に對してはどうしても賛意を表することが出来ま

せん、かう申すと二十五歳以上の人で、從來青年團體の會員であつた者は、恰も團體から追ひ出さるやうな、不愉快な感じを起すかも知れませんが、以上の理由さへ克く了解し得たならば、何も不満なことはなからうと思ふ、但し二十五歳以上の人だからというて、最早青年團體には何等の關係もなくなれといふのではありません、青年團員の年齢が從來よりも低く限定された今日に於ては、先輩たる人は却て一層懇切に之を指導するの心懸があらいたいものと思ひます、即ち或る人は役員として、直接團員の監督指導の任にあたるべく、他の大多數の人は陰に陽に之を援助し、事情によつては青年團後援會といふ如きものを組織して、大に之をもちたて、貰ひたいと思ふのであります、これは青年團體の立脚地から見ての希望であります、翻て更に父兄の立脚地から、或は先輩としての立脚地から見ましても、寧ろそれが當然の義務だといふことになると思ひます、誤解のないことを希望致します

青年團員の最高年齢を二十五歳に限定した爲めに、青年團員は在郷軍人會の會員と重複する、此の如き場合には何れに従ふべきかといふやうな質問を受けることも折々無いてはありませんが、もともと其の本來の性質の異なる以上は、兩方の會員であるといふことは少しも差支のない所と思ひます、兩者の會合などが同時に催さるゝ場合には、何れに出席すべきかなどの問題が起らぬでもないでありませうが、その邊のことは平素兩團體の連絡提携がうまく出来て居れば、何のことはないので、取り立てゝ問題にすべき程の事ではないと思ひます



今茲に青年團體の團體員たる者の條件を一括して擧げて見ますれば、

(1) 年齢二十五歳以下の男子たること

(2) 其の市町村内に居住すること

(3) 小學教育を終へ又は學齡を超過したる者なること

(4) 他に學籍を有せざる者なること

以上の如くであります、(3)の學齡を超過したといふのは満十四歳以上になつたといふことで、兒童が満十四歳に達する迄は、其の保護者は必ず之を就學せしめて、尋常小學校の課程を修了せしむる義務を負ふのであります、義務教育とは即ち之を申すのであります、乍去遺憾なことには、未だ十分義務教育が普及せない結果として、尋常小學校を修了せずして學齡を超過し、其の儘になつて仕舞ふ者が、往々にしてあるのであります、かういふ者に對しては、せめて青年團體になりとも加入せしめて、幾分でも教育を受けさせてやるのが慈悲であり、またお國の爲であるといふ考から、右のやうに規定したのであります、つまり青年團體は、小學校を卒業して其の市町村内に居住する者を、主として團結せしむるのであるが假令小學校を卒業せなくても、満十四歳以上の者にして現に學籍にない者は、團體に加入せしむるといふのであります、又小學校を卒業して其の市町村内に居住して居つても、更に他の學校に入つて居る者は、學校で相當訓練を受けつゝあるもので、之を青年團體に入れて訓練する必要を認めませんから、こゝに(2)

を附け加へたのであります、こゝで鳥渡お断りをしなければならぬのは、改正規約準則に於ては、前に述べた四ツの條件を備へた者を、是非共青年團體に加入せしむることにしたといふ點であります、申す迄もなく青年團規約準則は、只今の處では法制上強制力のない性質のものであります、故に之に反したからといふて、別段刑罰を蒙る譯のものではないが、この準則の精神は、飽く迄青年を強要して、所期の状態を實現せしめんとするにあるのであります、従前の規約準則のやうに、希望者が随意に會員になつていふ組織ではないのであります、即ち従前の青年團體はいはゞ任意團體であるが、今回の強制團體であります、御参考に舊規約準則第五條を掲げますれば、『本會正會員たるを得る者は、高等小學校卒業者、又は年齢滿十五年以上の青年男子にして、本會區域内居住者に限る』といふのであります、よく新舊規約準則のご對照を願ひます。

今回の青年團規約準則は、青年の強制加入を其の精神として居ります、第五條の條件を具備すれば、當然其の市町村青年團體の團體員になるのであります、乍然其の際何等かの形式が伴はないと、ごうやらくざりが判明せぬといふやうな感があるので、第九條に鳥渡入退會式のことを規定して置きました、但し隨時の入退會は各會の随意の處置に委ねて、別に何も規定して置きません、先程も申した通り青年團員に對しては、公に之を拘束する法律命令の存するわけではありませんから、團員各自が至誠によつて動くのでなければ、到底其の目的を達することが出来ません、そこで苟も青年團員たるべき者は、其の至



誠を天地神明に誓ふといふ旨趣で、入會式はなるべく神社の社前で行ふといふことに定めたのであります、又退會式は青年團學校の卒業式ともいふべきもので、これから獨立の人として活社會に入る門戸であります、之を輕々に取扱ふべきものでないことは、入會式と少しも異なるところがありません、青年團體は平素よく小學校と連絡を保ち、其の卒業式と相俟つて入會式を擧ぐるのがよからうと思ひます、若し他に適當の場所がなければ、學校でも敢て悪いことはありませんが、式をして成べく莊嚴ならしめ且つ團體に印象を深からしむる爲には、神社の社前が一番よろしいと思ひます、若し雨天で差支へるごか、或は神社の位置が僻遠であるごか、いふ場合には、神職に應援を求めて適當な場所に降神祭を行ひ、而して後に擧式するのの一の方法でありませう、式はごにかく嚴肅に擧行して、參列者をして崇高の念に打たしむることが肝要であります

【宣誓事項】 準則第三條には、會員か入會に際し實行を宣誓すへき事項を列記致しました、皆で九ヶ條あります、今茲に各條に就て簡略な説明を加へやうと思ひます、この外にも細目に渡つては、列記すへき條項が多々ありますけれども、こゝには先づ大綱を擧げて示したごいふに過ぎませんから、そのお積りで御覽を願ひます

第一「國体の精華を領得し、義勇奉公の精神を涵養すること、」國體とは國家の根本組織といふことで、世界各國は其の歴史の異ると同様、其の國體も亦異つて居ります、何ごなれば國體は、畢竟一國歴史

の自然の結晶でありまして、人爲的に法律規則を以て制定したものでないからであります、然らば我大日本帝國の國體の精華とは何であるか、何故に我國體は宇内萬邦に卓越して居るのであるかご申しますのに、我が國は萬世一系の天皇の統治し給ふ國で、祭政一致忠孝一道の國であります、常に叛逆の歴史を繰り返して、勝ては官軍敗れば賊軍といふやうな國とは、其の根本組織が丸で異つて居るので、外國の歴史家などは、之を以て世界歴史上の奇蹟であると嘆賞して居ります、即ち萬古天皇を仰いて皇風六合に洽く、忠誠皇室を尊んで孝敬天神に事ふる所が、我國體の精華なのであります、抑天皇が國家を統治して民の福祉を圖らせられ、延いて國威を海外に發揚し給ふごことは、神命に對へて大孝を申ふる所以であり、又宗祖を奉祀するごことは、其の靈威に接して神慮を奉じ、國家の統治を全うする所以でありまして、我國の政治と祭祀とは始終一致して離れません、祭政一致の國體とは之をいふのであります、天皇は我國統治權の總攬者であらせらるゝご同時に、皇室の家長で、而して皇室は我々大和民族の宗家であります、故に天皇の總攬し給ふ統治權は、國家統治の最高權力たると同時に、我々民族に對する絶大の家長權であります、故に我々民族が皇位に對する觀念は、ただ最高圓滿なる主權の所在であるごいふのみならず、祖宗の靈威、祖宗の慈仁の權化の所在であるご思考するのであります、故に天皇に忠勤を勵み、皇室に畏敬の念を效すごいふごことは、取りもなほさず祖先に大孝を盡す道理になるのであります、祖先に孝養を盡すごいふごことは、歴代の聖旨に副ふ所以の道であります、此の如く忠と孝と



は常に相提携して離れません、忠孝一道の國體とは之をいふのであります、我々の祖先はかういふ特殊の國體の下に、特殊の國民性を習成し、其の正氣發しては萬朶の櫻となり、凝つては百鍊の鐵となつたのであります、隨て義勇奉公の念慮の旺盛なること、他國民に其の比を見なかつたのであります、乍去近年物質的文明の進化するに伴ひ、僻目かは知らんが此の國民的大精神が、幾分か軟化しつゝあるのではないかといふやうな感しを禁じ難いのは、返すくも遺憾千萬のことであり、我國民は口を開けば、なに大和魂を以てすればといふことを申しますが、そんなことで安心して居つては國家の前途憂慮に堪へません、今次歐洲の戰亂に於ては、同盟國側(獨、澳、勃、土等)も協商國側(露、佛、英、伊等)も其の氣込みは非常なものであります、各國民はこの艱難辛苦の間に國民性を陶冶し、殉公犠牲の精神が到る處に發揮せられつゝあるのであります、之を見ても大和魂を日本人の專有物のやうに考へるは大間違であります、日露戰役の際に二愛兒を旅順の野に失ひ、而も從容として少しも驚かなかつたといふ乃木將軍の心事は、聞く者をして、腸九回の思をなさしむるのであります、今回の歐洲戰爭にも之に似寄つた話が澤山ある、これは文部省から出た『時局に關する教育資料』中に載つて居つた話であります、開戦と同時にローレン州の第一線の陣頭に立つて、獨逸の精銳を集めたウイヘルム二世の軍に對抗した佛國の名將軍カステルノー卿も、六人の子供を皆戰場に送つたが、長子ジェラルド及第二子クサビエは間もなく戦死し、第三子ミシエルは負傷をしたが程なく死んだ、長子ジェラルドは中尉で年齒漸く二十五の少壯士官であつたが、

マルヌの戦で壯烈なる戦死を遂げ、やがて其の屍體が、父將軍の駐在せる軍の司令部に移された、其の時に將軍は嚴然として『行け我兒よ、お前は人の最も羨む花々しい戦死を遂げた、父は佛國全家族の爲に復讐戦をなすと同時に、亦お前の爲めにも吊合戦をしてやらう』といふて、ポケットからハンカチーフを取り出して、眠れる我子の顔を掩ふて靜かに立去つた、次子クサビエは士官候補生から少尉になつたばかりで、將軍麾下の獵兵第四大隊に屬して奮闘したのであつた、少尉の戦死の報があつた時には、將軍は恰も司令部に居つて、或る命令を口授して部下に書き取らせて居つたのであつたが、之を聞いて顔色さへも變へなかつた、沈思か祈禱でもせらるゝやうな態度で鳥渡頭を下けたのみで、又元の如く命令の口授を續けた、將軍の心事は實に壯烈である、斷乎たる一言斷腸の吊詞、從容自若たる軍務の遂行、之をまのあたり見たる將士は、却て涙の滂沱たるを禁じ得なかつたといふことでもあります、後に第三子ユーグ・ド・カステルノー少尉はアルトワの激戦に重傷を負ひ、レジオン・ドノール勳章を贈られて、陸軍病院に絶命した、残る三子に就いては私は未だ何にも知らないけれども、此等も皆護國の鬼になつて居らぬことを、今誰が保障することが出来やう、乍然將軍が最終の子の死に對しても、亦其の態度は矢張前と同様であつたらうといふことは想像するに難くない、其の他かうした壯烈な物語は指を屈するに遑もない程澤山ある、吾々はかういふ話を聞いて交戦國將卒の健氣さを嘆賞すると共に、我が國民の已惚に對して、十分なる警戒を加へたいと思ふのであります



第二 『敬神崇祖の念を厚くし、報本反始の誠を效すこと』 神社は我皇祖皇宗を始め奉り、諸氏の祖先の神(即ち氏神)若くは皇室や國家に勳功のあつた神様を、御祀りした所でありまして、外國には絶えて見ることの出来ない、我國獨特の設備であります。惟ふに我々が神社に参拜するといふことは、御祭神と國民との血族的關係に於ては、祖先崇拜の實を擧ぐるといふことになり、其の國家的關係に於ては報恩感謝の意を表するといふことになるので、報本反始の誠を效すといふのは、畢竟之を申すのであります。然した、祖先を崇拜し、報恩感謝の意を形式に表はすといふのみでは、眞に報本反始の誠を效したものと申されないで、神社に参拜して、祖先の昔を偲ひ、其の報國盡忠の至誠に觸れ、其の範に倣ひ其の素志を繼ぎ、愈々益々國運の發展に資し、家道の隆盛を心懸け、其の職分に精勵することに於て始めて其の實が擧がるのであります。近時敬神のことは、八釜ましく人の口に唱へられますけれども、動もすれば形式に流れて、その至誠を認め難いものがあるのは、遺憾とする所であります。その原因を尋ぬるならば、曰く何、曰く何、多々あるでありませうが、世間一般がさかく物質的に傾いて、輕佻浮華の風にすさみ、精神的の方面が輕視さるゝ様になつたことが、根本的原因であると思ひます。故にかういふ方面から矯正してかゝらなければ、何事も徹底的の改善進歩は出来ません。現に町村等にしましても、其の町村の神社或は寺院が、立派に維持せられて、祭典佛事も盛に行はれ、氏子檀徒を始めとして、學校役場其の他町村民一般が、社寺のことに熱心であるやうな所は、自治行政も亦必ずよい成績を擧

けて居りますが、之と反對に神社寺院は荒廢して子守の運動場になり、軒端は傾き雨は洩る、猶甚たしいものになつては、神職も住職も居らないといふやうな所では、町村治の成績も多くは擧つて居りません。世の中のことは何をいふても、根本は人の誠でありますから、これが陶冶されて居らなければ學問も事業も、皆砂上の樓閣に過ぎません。諸君はかういふ所に須く思を潜めて、一郷の美風を馴致することに努力せられたいと思ふのであります。近時心ある町村では自治の成績を擧ぐる一端として、萬事神社中心主義を採り、慶祝の會合や宣誓の儀式などを、神社の社前で舉行し、或は神明に誓ひ或は謝恩祈願の意を表するやうになりましたのは、誠に結構な機運であると思ひます。青年團の入退會式を社前で擧げたといふのも、畢竟同様の意味に外ならぬのであります。青年團の事業の所にも擧げて置きました。が、神社境内の掃除神田の耕作神社林の造成などは、神社維持の上に、非常な有力なものであるのみならず、青年に敬神思想を養ふ一助ともなることで、いはゞ一舉兩得の措置であると思はれます。

第三 『立憲自治の大義を精知し、公民たる素質を體得すること』 立憲自治のことに關しては、知事閣下より殊更に詳細に御話がありましたので重複は致しますが、順序上簡單に述べて見たいと思ひます。元來立憲政治と申しますのは、專制政治に相對する言葉でありまして、君主が全然獨斷で一國の政治をなさるのではなく、人民をして之に參與せしむるといふ政治の形式であります。故に立憲政治のことを、時に議會政治代議政治或は平民政治など、申して居ります。何故とならば如何に國民をして政治に參與



せしむるといふても、國民悉くを參與せしむる譯には参りませんから、代表者を選定せしめて、其の者に參與せしむるのであります、故に代表者即被選舉人は直接に國政に參與し、國民一般即選舉人は間接に之に參與する道理になりますのであります、之を昔のやうに貴族階級の者或は士分階級の者のみが、國政に參與した時代に比べて見ますれば、今日の立憲政治は實に平民政治であり、又代議士が國民を代表して國政を議し、議會が必ず設けられて、立法の府となるといふ點から見ますれば、立憲政治は議會政治又は代議政治と申してよろしいのであります、我大日本帝國憲法は明治二十二年に發布せられて、第一回の帝國議會は明治廿三年に召集されたのであります、其の以前は我國は專制政治の國であつたのであります、專制政治と申しましても歴代の天皇が何れも聖明に渡らせられて、民に望ませらるゝや、實に慈母の赤子に於けるが如くで、我々の祖先は常々聖恩の辱なさに感泣したのであります、故に我帝國憲法は外國憲法に於けるが如く、君主の横暴を抑へ、臣民の權利を保障する爲めに出来たものなごゝは、全然其の選を異にするので、允文允武なる明治天皇が、時勢の進運を御洞察遊ばされて、國民の方では何も一向知らずに居る間に、進んで憲法を發布せられ、專制政治を改めて、立憲政治をお布きになつたのであります、我國の憲法を特に欽定憲法など、申して外國の憲法と區別するのは、かういふ沿革のあるが爲であります、立憲政治にどうしても離るゝことの出来ないのは、前にも申した如く議會であります、其の議會を構成する議員の選舉權及被選舉權は、立憲治下に於ては甚だ重大なる意味を有つ所

の權利でありまして、之が理想的に行使されるのでなければ、立憲政治は重大なる意義を失つて仕舞ふのであります、萬一左様なことがあつては吾々國民は文明國の國民として、甚だ恥ぢ入る次第であるのみならず、第一先帝陛下に對し奉つて相濟まない次第であります、先刻來知事閣下が選舉權につき、懇々痛切なるお話のありましたのは全くこれが爲であります、次に自治と申すのは被治或は官治に對する言葉で、人に治められるのではなくて、自分自ら自分の事務を處理するといふ意味であります、國家は統治權の主體で、領土民人を悉く支配するのであるが、其の支配をするのに、官廳を設けて之を支配せしむるも一の方法であり、國內の團體に一の權力を附與して、或程度迄自由に團體の事務を處理せしめ、其の機關及之に要する經費等は、其の團體の選ぶ所により又其の團體の負擔することにするのも一の方法であります、後者のやうな政事の方法を稱して自治行政と申すのであります、立憲政治と自治行政とは、法理上必ずしも並び行はれなければならぬものではないが、若し立憲政治を平民政治とすれば、自治も亦小規模の平民政治で、之を併せ行ふときは、自治行政は立憲政治の下稽古にもなりますし、又暫くそれは措いても、自治制度には誠に結構な長所が澤山ありますから、立憲政治を施行して居るやうな進歩した國では、大抵自治制度を採用して居るのであります、自治制度と申しても我國現行の府縣郡の制度と市町村の制度とは稍々趣を異にして居りますが、とにかく之が我國現行の自治團體であります、而て我國では自治制度を布いて以來最早三十年を経過しましたけれども、成績の見るべきものが尠いのは、



誠に残念な次第であります、私は只今自治制度には結構な長所が澤山あると申しましたが、序に其の長所を挙げて見ますと、

イ 社會が日に月に複雑になり、隨て地方行政の事務も益々繁多を加へ、官治制度に依つて一々之を處理するときは、殆ど其の煩に堪へないものがある、これ自治制度の必要なる所以であります

ロ 各地方は其の風俗人情氣候風土地勢及産業等の異なるにつれて、夫々特殊の事情をもつて居るものであります、此等事情の異なる地方々々に劃一の政を施すといふことは、決して適切なるものではありません、さればといふて一々地方の事情にしくり當て徹るやうな行政は、之を施すことが極めて困難であります、然るに自治團體に其の行政を委ねますと、自家の利害は、自家が最よく判断しうる譯でありますから、地方毎に比較的適切なる政が行はるゝであらうといふのであります

ハ 地方の利害に關する事業を遂行する爲めに、其の經費を國庫の負擔にするといふことは、比較的或は絶對に利害の關係のない者まで、經費の分擔をするといふことになつて、其の間に平衡を失する嫌が尠くない、然るに自治の制度を設けて、地方團體の事業に要する經費は、悉く其の團體の負擔といふことにすれば、自ら負擔の公平を期することが出来るわけであります

ニ 今日やうに政黨政派が政治上大なる勢力を占むる時代には、動もすると地方の利益がその爲め

に犠牲に供せらるゝ恐がある、然るに地方團體が自主權をもつて、自家の事は自家自ら之を處理するといふことになれば、團體の利益が外部から左右される患は比較的尠ない

ホ 立憲有終の美を濟すには、人民をして政治に熟達せしめ、且つ政治的道德心を涵養せしむることが、何より緊要であります、然るに地方民が夫々地方の政治に參與して、之に慣るゝといふことは、取りもなほさす立憲の民たるの素養を作る道理でありまして、前に自治は立憲政治の下稽古になると申したのは此の譯であります

自治制度には大要以上のやうな特長があります、只今からはもはや百年ばかり以前のことには屬しますが、普魯西が奈翁第一世の爲に蹂躪せられて非常な屈辱を蒙つた際に、如何にして此の大打撃を緩和すべきかにつき色々に討議を重ねた、其の時に同國の有名なる學者スタインといふ人が建築して、『普魯西が國力を恢復して國威を發揚せんとするには、自治制度に依て人民を奮興せしむるに若くはない』といふたといふことであります、又ある人が日露戦争に關する所感を述べて『あの尨大なる露西亞が粟粒大の日本に敗られた大原因の一は、露西亞に自治制度の布いてなかつたことである』といふたさうであります、二つながら肯綮に價する言であると思ひます、もと自治制度は其の源を英獨の二國に發したのであります、この二つの流がいつか混合調和せられて、大體今日のやうな自治制度となり、立憲政治と共に文明諸國に採用さるゝに至つたのは、此の制度の得失から見て、誠に無理のないことと思



ひます、然し制度は死物で、之を活用するのはたゞ、夫れ人にあります、學問でさへも之を學ぶ者の心得によつては、甚た悪いものになる、三浦梅園が戯に塾生に示した箴の中に「學問は置き所によつて善惡岐る、臍の下よし鼻の先あし」といふて居られます、少しばかりの才學を鼻にかけて、傲慢に振舞ひ、人を侮るごいふのは、抑學問のしやうが悪いので、學問其のもの、罪ではありません、之を臍下に藏して濫りに示さず、事に望んで利用するに於て、始めて其の眞價があらはるゝのであります、昔宋の國に眞綿引きを稼業にして居る賤しい者があつた、寒中水に手を浸して眞綿を引くので、甲にあがき鞆たもとがきれる、何とかして之を豫防したいと苦心した結果、遂に鞆の妙藥を發明した、然るに或る者が之を聞いて、其の男の許に參り、其の秘傳を自分に譲つて呉れるなら、報酬として百金を出さうと申し入れた、男は考へて見たが、眞綿引を如何に丹精してやつた處で、毎日何程の金になるわけでもない、いつそ秘傳を譲つて百金を儲けた方がよいといふので、其の乞ひに應じた、譲り受けた者はどうしたかといふのに、其の當時は吳の國と越の國とは互に相確執して居つた最中なので、先づ吳の國に行つて吳王に説いて軍勢を借り、自ら將となつて越に攻め入り、冬の眞最中を見はからつて盛に水戰をやつた、吳の兵は皆例の妙藥を使用したので、左程の苦痛を感じなかつたが、越の兵は皆鞆に惱まされて自由な働きが出来ず、とう／＼大敗北をして仕舞つた、吳王は非常に喜んで、其の恩賞として早速之を封して諸侯に列せしめたといふことでもあります、眞綿引をやつて日々數錢の賃銀を得るのも、封せられて諸侯に列する

のも、つまりは只鞆の藥の利用法で、之を用うる人の如何によつては、其の效果に非常な差を生ずること此の如くであります、如何に自治制度がよい制度であつても、其の衝に當る者がよくなければ、成績の擧げぬことは申す迄ありません、我國が自治制度を施行して以來、最早相當の年月がたつたけれども、思はしい成績の擧げぬのは、畢竟其の人に宜しきを得ぬからであります、偶優良町村など、賞めそやされても、町村長が造つたとか、ある特種の人が死んだとかいふと、今迄の優良町村は忽ちにして不良町村に變つてしまふ例が尠くはありません、故にある皮肉家が「日本の優良町村は短命なり」と申したのも、強ち無理ではないと思ひます、蓋し優良町村といふても、町村長がよく自治の本旨を解して、協心同力するのではなく、單にある特定の人の指導に盲從して居つたといふのに過ぎないものが多いからであります、故に自治團體の團體員が、擧げて善良なる公民であるのでなければ、眞によい自治制度は施行されな

い、青年團體に依つて次期の善良なる公民を養成せんとする理由は、實にこゝにあるのであります、善良なる公民とは畢竟この第三條の宣誓事項をよく實行する人といふことになるのであります、現代の國家は何れの國家でも、眞に其の要望する人物は斯種の人物であります、風雲に乗じて千軍を叱咤する英雄豪傑は、亂世ならば知らず、秩序ある世の中では却て迷惑といふものであります、現代の社會は英雄豪傑の支配する社會ではなく、民自らが支配する社會であります、曾て日本のある留學生が倫敦に參つて、ある素人家に下宿して居つた、所がその家には可愛い男の子があつて、年は漸く三四歳、留學生



は時々此の兒を抱いたりなどして可愛がつて居つたが、一夕例の如く子供をあやし乍ら「坊は大きくなつたら大豪傑になるんですよ」といはいお世辭のつもりでいふところが、傍に居つた母親が之をきつて、  
 けて面を上げ「豪傑になるんですよ?! 英吉利は善良なる市民をこそ要すれ、豪傑なんかは眞平です、貴方の只今のお言葉はどうぞお取消しを願ひます」と眞面目に取消を要求されて、留學生も大に面喰つたといふ話がある、流石自治制度の本案本元丈あつて、各人各個が次期の市民の養成に心を用ゐて居ること實に此の如くで、吾々の大に學ばねばならぬ所だと思ひます、之を要するに立憲の國民だ自治の民だと言ふ口にはいふても、何が立憲やら何が自治やら分らなでは、健全なる國民善良なる公民になれる筈がない故に青年たる者は克く立憲自治の大義を精知して、公民たる素質を體得することを期せねばならぬと申したのであります

第四 『禮節を尊び情誼を篤くし、一郷の美風を發揚するに努むること』 人間は元來社交的の動物で、孤獨の生活は出來ない性質のものであります、集つては夫婦となり親子となり兄弟となり、一家を成し一部落を成し、遂に一縣一國の大を成し、更に擴大しては世界の人類社會を成すものであります、人の性必ずしも惡とは言はれぬにしても、好利の心、疾惡の情、耳目の慾は誰しも多少はこれあることであります、故にお互が皆此等の情に驅られて我儘氣隨をするものとすれば、則ち爭奪を生じ亂理して暴に歸するわけて、共同生活などは到底思ひもよらぬことであります、茲に於て禮節の必要が起つて參るの

であります、これあるが故に共同生活は圓滿に、平和に營まれうるのであります、如何に法令を以て律し、權力を用ひて壓制しても、禮讓のない社會は、結局亂に終るより外に途はありません、故に漢の高祖は天下を統一するに及んで、秦の法を悉く廢棄し、民に約するに僅かに法三章を以てし、公孫通をして禮を制せしめて、法治と禮治とを併せ行ひ、遂に漢室四百年の基を開いたのであります、論語に道之以政、齊之以刑、民免而無恥、道之以德、齊之以禮、有恥且格、といふことがありますが、誠に味ふべき語であると思ひます、民を導くのに法律制度を以てし、之に反く者には刑罰を課するといふ方法は、民を戰慄せしむるにはよいかも知らぬが、彼等は常にどうすれば刑罰を免るゝことが出來るかといふことを考へ、抜け穴ばかりさがして、自分の身を慎み徳を磨くといふ心持にはならない、惡事を働いてうまく刑罰を免るれば、お手柄のやうに思ふ、これでは到底聖代とは言へない、之と反對に民を導くのに道德禮儀を以てすれば、彼等は常に之に悖らざらんことを努めるやうになり、偶々悖る者があつても、其の者は之を非常に恥として、大に將來を慎むやうになる、これこそ爲政者の意思は匹夫匹婦に迄も徹底するやうになる譯であります、

『旅は道伴れ世は情』とは我國古來の諺で、お互に情誼をつくして隣保相助け、利欲を離れて艱難相救ふ所に、共同生活の有難味があるのであります、各地農村に於て行はるゝ、軍人遺家族或は廢兵等の爲にする農作の勞働補助などは、誠に美しい情誼の表現であると思ひます、生存競争の激烈なる都會などでは



已むを得ぬといへば已むを得ぬのであるが、隣家同志になつて居り乍らお互に名前も碌々承知せず、朝夕逢つても挨拶をするのでもない、隣家に葬式があつても、垣一重のこちらでは、音楽の合奏をやつて居るといふ始末で、其の間に隣保の情誼などいふものは棄にしたくともない、こんな輕薄な風習が萬一田舎に迄もはいつて來るやうな事があつては、それこそ由々しい國家の大事であります、青年團員はよく此の點に注意して朴訥醇厚なる地方の人情を飽く迄も保持し、尠くとも一郷共同一致の美風を發揚することに、努力せられたいと思ふのであります

第五 『去就を明かにし、然諾を重んじ、士道の振作に努むること』 惡を去り善に就くといふことは、三歳の兒童でさへも猶ほ口にするものであるが、愈實際の場合になると、五尺の男子でも其の實行は中々六箇敷い、或は利慾に迷うたり、或は感情に驅られたりなとして、自然出處進退が曖昧になり、遂に人心事を疑はれ、信用を失墜するやうになることは、世間其の例に乏しくない、又人によると虚言をいひ、約束に背くことを、甚だしい罪惡とは思つて居らない、又自分の心中では始めから約束を反古にするといふやうな考はなくとも、前後の分別もなく、由なき事を引受けたが爲めに、結局絶體絶命に陥るといふやうなことも尠くない、何れにしても甚だ困つた事なので、我々の平素餘程注意しなければならぬ點であると思ふ、然るに日本人は由來虚言をいふことが好きで、さうして又中々巧であります、内務省の生江囑託の書かれた泰西民育美談といふ本の中に、かういふ話が載つて居る、日本は金魚の産地で、當初

外國にも随分輸出したものであるが、金魚は何分纖弱な魚で、汽船や汽車で遠路運ばれては、途中で大分欠損が出来るから、結局市價は非常に高いものになる、所で後には西洋人も餘り之を歓迎しなくなつた、然るにこゝに一人の商人があつて考へた、金魚ではどうもうまく儲からんから、これをいつそ鯰の子に代へたならばどうであろう、鯰は本來丈夫な魚でもあり、且つしななくと水中を練つてある所などは中々面白味があつてよいやうに思ふ、西洋人は存外物好きだから、もしかすると甘いくかも知らんといふので、試に實行して見ると案の如く圖が當つて、大好評大喝采で非常に儲かつた、然し孵化した鯰を送つたのでは、運搬にかなり不便だといふので、其の次には卵で之を輸出することに改めた、こゝまでは無事なので何も言ひ分はないのであるが、この商人中々一筋縄では喰へぬ男で、其の後阿米利加からどつさり鯰の注文のあつたのをよい機会に、さうく非望を起した、然しとにかく荷を送るには送つたので、卵は長途の航海に障礙も受けず、彼の地に着いた、阿米利加の商人は先づ之で一儲をしゃうといふので、卵を孵化させると、其の成績も極めて良好で、小さい尾の長い無数の鯰の子供が、非常に活潑に水中を泳ぎ出した、大喜びで世話をして居ると、不思議にも小鯰の胸の邊から足が生い、暫くすると下腹部からも亦足が出て、長い尾はいつか消えてしまつた、さうして鯰はびよん／＼外部に跳ね出し始めた、驚いたのは阿米利加の商人、喜んだのは蛙の子、何故といふて蛙の小供は思ひがけなく阿米利加見物が出來たのですから……と生江さんの本に書いてあります……かういふ始末であります、一度金にさ



へなればあとはどうなつても構はないといふのが、日本商人の大多數の氣質であります、この話はいつの話か知りませんが、最近に於てもこれに似たやうなことが新聞に出て居りました、歐洲の戦争以來我國の輸出が、前代にない盛況を呈したのは結構であるが、一面粗製濫造の聲が各地に聞ゆるのは遺憾の極であります、其の一二の例として上げられた所によれば、昨年末我國の某商人がクリスマス用として、米國から二千ダースの護謄人形の注文を受けた、出来上つて桑港に向つて送つたのはよいが、着荷してから先方で箱を開けて見ると、殆ど全部の人形が首が無い足が折れて居るといふ始末で、賣ることもどうすることも出来ず、米人は非常に憤慨して、日本に向て苦情を申し出てたといふことであります、又近頃露國の注文に應じて送つた醫化學材料、例へば繻帶とか醫療器械とかいふものも、戦地にもつて參つて、いざ使しやうといふ段になつて見ると、悉く不正な粗造品のみで何の役にもたゝず、露國からも亦其の代金の取戻を請求して來た、其の他我國から輸出した莫大小、文房具、革製品等に就ても一般に粗製濫造の非難が高く、爲に日本品に對する諸外國の信用は、全く地に墜ちてしまつたといふことであります、現在日本品が外國に向つて盛に輸出されるのは、戦争の爲めに交戦國の製品の輸入が杜絶した結果なので、せめてかういふ時を機會にして、日本商品の信用を博し、販路を擴め、從來餘り振はなかつた外國貿易の新生面を開かうとでも思ふことか、自分さへ濡手で粟の儲があれば、あとは野となれ山となれといふのだから情ない、況んや世界人道の擁護の爲に、獨逸と争ひつゝある親善國の傷病兵に同情を

寄せやうともせず、却て此の機會に不正の利を占めやうなどゝする陋劣極まる心事に於てをやであります、かういふ調子では猶太人のやうに、個人としての富豪はよし出来たとしても、國民としての發展、國家としての隆昌は到底期することが出来ない、思へば慨嘆に堪へない次第であります、日本人は支那人と言へばすぐに品性の卑しい、段ちがひの國民であるが如くに考へるけれども、次の一例を以て推論すると、事實は正反對であるらしい、即ち支那の鐵道制度では、乗客は列車の中で切符を買ひ、目的地に達する遙か前で係員から之を回收されて貰ふ、從て停車場には改札係などの必要がない、乍然それで少しも不正の手段を弄する乗客は居らない、この爲に人手が省け、經費が節約されること、全國を通じては蓋し少額ではないであらうといふことであります、これはこの頃支那を漫遊して歸つた農商務省の某書記官の話の一節であります、今私はこの制度を假りに日本に施行したものとて、其の結果を想像して見たい、米澤迄行かうとする人が上ノ山か精々赤湯迄の切符を買ひ、金井邊で之を車掌に返し、後は知らぬ顔の半兵衛で、上ノ山を過ぎ赤湯を通り越して、遂に目的地迄行くといふやうな事は果してないであらうか、米澤迄の切符を買うて、福嶋仙臺に或は上野に、平氣で乗り越して仕舞ふ客はないであらうか、これは敢て匹夫匹婦のみとは言はない、随分立派な紳士淑女でも必ずないといふことは、神様でも保證は出来ずまい、從て鐵道収入は恐らく豫定の半分か三分の一かに減して仕舞ふに相違ないと思ひます、それにも拘はらず支那人がこの自治的解放の下に、よく公共心を發揮し、責任を重んずること



は感心するの外はありません

苟も男子が一旦引受けたことは、命にかけてもやり通す、強は挫き弱は助けるといふやうな事は、我國武士道の真髓であります。帯刀廢止と共にこういふ氣風が漸次地を拂つて行くのは、誠に悲むべきことあります。吾々は此の如き時流に逆行して、宜しく士道を振興し、民風の肅正に心懸ねばならぬと思ひます。榮根譚といふ本の中に、交友須帶三分、俠氣作人要素存一點素心、といふ句がありますが、誠に其の通りで、共同生活をして行くには、俠氣がなければなりません。人の爲に利益を計つてやる、人の犠牲になることを甘する、言ひかへれば公共心を有つといふことは、社會的生活の要素であるのであります。乍然かういふことは各個品性の問題で、理屈のみの問題ではないから、一朝一夕に如此心の花を國民の胸に悉く咲かしむるといふことは出来ない、苗から仕立て、栽培の宜しきを得、春夏かけての辛苦の末でなければ、錦織りなす秋草の花にはならぬ譯であります。これ宣誓事項の一に此の事を加へた所以であります。

第六 『武を尙ひ體を練り、堅忍持久の徳を養ひ、向上進取の志を立つること』 諺にも健全なる精神は健全なる身體に宿るといひ、又命あつての物種と申します。どんなに氣ばかり張つて居つても、身體か之に伴はねば實行が出来ません。諸君は盛に運動をして身體を鍛ひ、出て、は國家の干城となり、入つては一家の支柱となることに心懸けねばならぬのであります。然るに我國の壯丁検査の成績を見ます

ると、左表に示すが如く必ずしも年々向上しては居りません

最近五ヶ年壯丁身體検査ノ結果總員ニ對スル百分比並線下身長表

區	分	元	年	二	年	三	年	四	年	五	年	計	合格者		計
													甲種	乙種	
合	第一種	四四・五	四〇・二	三三・五	三七・三	三七・二	計	七二・三	七一・二	六六・一	六八・三	七四・六	計	丙種	二二・二
	第二種	八・〇	九・八	一〇・三	九・一	一二・七								丁種	五・五
不	第一種	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	計	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	計	丙種	二二・二
	第二種	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二								丁種	二二・二
合	第一種	二七・七	二八・八	三三・九	三一・七	二五・四	計	二七・七	二八・八	三三・九	三一・七	二五・四	計	丙種	二七・七
	第二種	二七・七	二七・七	二七・七	二七・七	二七・七								丁種	二七・七
身長五尺三寸以上ノモ ノヲ線下タル身長	第一種	五・一八	五・二〇	五・一八	五・一五	五・一五	計	五・一八	五・二〇	五・一八	五・一五	五・一五	計	丙種	五・一八
	第二種	五・一八	五・一八	五・一八	五・一八	五・一八								丁種	五・一八
身長五尺二寸以上ノモ ノヲ線下タル身長	第一種	五・〇八	五・一〇	五・〇八	五・〇五	五・〇五	計	五・〇八	五・一〇	五・〇八	五・〇五	五・〇五	計	丙種	五・〇八
	第二種	五・〇八	五・〇八	五・〇八	五・〇八	五・〇八								丁種	五・〇八

これは言ふ迄もなく我國の青年が體育に重きを置かぬ證據で、國民教育及社會教育上大に考慮を廻らさねばならぬ點と思はれます。體育といふても種類は多様でありまして、別に限定する必要を認めませ



んが、私は少くとも撃劍柔道は之を勵行して貰ひたいと思ふ、蓋し撃劍柔道は一面體育上有效なるは申す迄もありませんが、其の精神上に及ぼす影響は、蓋し尠くないものがあると思ふからであります、又この頃地方によつては、射撃などもぼつ／＼歓迎されて来たやうであります、設備等に差支なき限り至極結構なる事と思ひます、とにかく如何なる種類の運動を選ぶにしても、之に依つて身體を鍛へると同時に、剛健の氣風を養ひ、向上進取の精神を作ること、心懸けられたいと思ふのであります、由來本縣の人は比較的堅忍持久の徳に長じて居りますけれども、活潑敏捷勇往邁進といふやうな氣象に於ては、比較的欠けて居るやうであります、足ることを知るのは、安心の要訣であるといへ、何でも現状に甘じて、少しも向上する精神がなかつたならば、人間は遂に寂滅するより外はありません、隨て國家は必ず滅亡であります、我慾で飽くことを知らぬのは、固より排斥しなければならぬけれども、進取の氣象を以て奮勵努力することは、是非共なければならぬ氣込であります、尤も敏捷とか伶俐とかいふことは、動もすると沈着とか朴訥とかいふことと、相反する氣質のやうに人から考へらるゝかも知らんが、其の實、必ずしもさういふべきものではない、要は其の人の心懸によることで、若し諸君に敏捷奇智を要求することが、質實剛健の氣風を失はしむることになると言ふならば、私は角を矯めんとして牛を殺すことを欲せぬものであります、よくこの邊の御考を願ひたいと思ひます。

第七 『智能の啓發に努め、特に實學の補習に意を用うること』 露國の某陸軍參謀の書いた『悲惨な

る日露戦争』といふ書物の中に、露國の日本に敗けた大原因は、露國の兵士に國民教育がよく普及して居らなかつたことに在る、露國は其の資力の點に於て、其の武器の點に於て、又兵士各個の體力及元氣の點に於て、決して日本には譲らない、殊に兵士の武勇なること等に於ては、決して日本兵士にのみ、世界無比の名を擅にはさせない、乍然悲しいことには、露國の兵士には教育が乏しい、日本の兵士は悉く國民教育を受けて、幼少の時から、忠君愛國の精神を深く腦裡に注入せられ、且つ相當の智識が養はれて居るから、常識的の判斷力に富んで居て、自己の部隊の任務及目的をよく辨へて居る、故に指揮者が彈丸に斃れても、古參の者が代つて指揮をする、其の者が斃るれば、更に次の古參者が代るといふやうに、遂には残る一名の兵士に至る迄、其の任務を遂行しうる能力を有つて居る、露國の兵士は指揮者の命令に極めてよく服従し、水火の中も敢て辭せない程の強い義務心を有つて居るけれども、一朝指揮者斃られると、残つた者はどう進退してよいか判斷がつかない、さながら首のもげた骸のやうなもので、結局潰亂するより外に途はないといふことになる、戦敗の一大原因は畢竟するに此一事であるといふことを書いて居ります、戦争といへば、比較的腕力の多く認めらるゝ行爲であります、その戦争にでも尙智識の必要なることは此の如くであります、特に近時の戦争には科學の應用が盛でありまして、或は飛行機或は潜水艇といふやうに、前世紀迄は更に夢想だにも及ばなかつた武器戦具が、今日では到る處に雄飛横行して居ります、是に依つて觀ても將來の戦争は、到底腕力のみでは出來ないといふことがよく解りませう



戦争すら既にこの通りでありとすれば、本来科學的智識を基礎とする各種産業的競争に於て、學術の進歩を要望することは今更申す迄ありません、世界の各國が競うて國民教育の普及を圖り、且つ其の内容の向上を企畫することは、誠に當然であると思ひます、先刻も御話致しましたやうに、我國の六箇年の義務教育などは、到底十分とは申されないもので、これがよし八年に延長されたとしても、未だ世界並のことで、別に珍とするには足らぬのであります、青年團體に於て補習學校に通學することを團體員の義務たらしむる所以のものは、全くこの道理で、國民教育の効果を長く確保せしむると同時に、更に職業的の智識を獲得せしめて、世界的競争の基礎を築き上げやうとするに外ならぬのであります

第八 『家道を修め生業を勵み、質素儉約を旨とすること』 本號は別に説明を加ふる程のことでもありません、只一言したいのは、近時農村の子弟が動もすると家業を厭うて、都會に走る傾向のあることでもあります、一國の商工業が盛大になればなる程、都會は膨脹し人口は集中する筈のものではありませんけれども、別にさしたる目的もなく、地味な農業にあきたらず思ひ、漫然派手は商工業に赴き、一攫千金の富を得たいなど、いふ、夢のやうな憧憬心から農村を去るといふことは、青年諸君の爲めに甚だ取らぬ所であります、さればといふて子供を皆分家せしめて、多くもない土地財産を段々減少せしめて行くのも、餘り感服したことではありません、要は残るべき者は宜しく農村に踏み止まつて、着實に父祖の業を襲ふべく、出づべき者は出で、或は外國に或は殖民地に大に活動すべきであります、都會

が如何に繁昌し、商工業がどれ程隆盛でも、農村が疲弊して農業が振はないやうになつては、それこそ國家の大問題であります、何となれば工商業に必要な商品や原料品が、農業に依つて供給せらるゝことの多きは勿論、商工業に従事する人間の供給が農村に依つてつゞけらるゝものであるからであります、或る外國人が、『倫敦に住む者は三代にして亡ぶる』といふことを申しますが、必ずしも過言ではないので、毎日砂塵万丈の裡に嵬嵬して居つては、大低の健康體は損ねられて仕舞ふ、而して其の子其の孫の時代には、漸次顔色憔悴して、遂には其血流も絶えて仕舞ふやうな事になるのであります、故に都會は時々刻々新手新手と健康者を農村から輸入しなければ、其の隆昌を持続することは出来ない、此の如き當然の必要から、絶えず新陳代謝するのは、至極結構なことであるが、前に述べたやうに、確固たる目的もたず、無暗に都會に集中して來るのは考へ物であります、之を植物にたとへて申せば、農村は幹や根や葉の部分で、都會は花であります、都會の花の爛熳たることも無論一國の誇ではあります、餘り多く花がつきすぎると、却て實のなりやうが悪く、而も樹の枯るゝ患があります、要は樹相應の花を咲かすことが肝要なのであります、或る人が『農業國の軍隊は非常に強いけれども、商工國の軍隊は比較的弱い』といふ批評をしたのを耳にしたことがあります、それはその筈で、農村に於ける健康實從順等の美德を、都會に於ける不健康華奢利慾等の不徳と相對照した丈でも、大抵かういふ判断は下し得るのであります、堯民先生の農家訓といふ本の中に、農村に於ける美風の因をなすものを擧げて



一、都會を去り浮華輕薄の風潮に遠し  
 二、天然自然の美に接し、人氣温和に心寛容なり  
 三、互に田畑山林に接して人々利害を同うし、土着の觀念に富み、家族和合し村民一致すと申して居ります、而して猶江山向に美なる我郷を、一時の虚榮心に驅られて飛び出すなどは、如何にも心なきわざであります、以上述べたことは前後一寸矛盾したことのやうに考へる人もあるかも知れませんが、其の實決してさうではないつもりであります、多くもない土地などを漸次小さく分割して、何れも經營に困難を感じ、而も餘力を有し乍ら十分之を利用することも出来ないといふやうな有様で居ることは恐の限りである、宜しく海外に移住をするなり出稼ぎをするなり、確固たる決心を以て自己の將來の運命を開拓するに努むべきであるが、徒に都會の華美なことに心を奪はれ農業を卑しいものゝやうに考ひ、父祖の業を捨てて、漫然都會に走るといふことは、決してよろしいことではないとかう申したので、誤解のないやうに御聞き取りを願ひます

農村の疲弊といふことは私共のよく耳にする聲であります、而して此の聲は農村の青年を感喝して、之を都會に逐ふことも亦渺くないのであります、此の點は餘程考へて見なければならぬこと、私は思ふ、なる程一時の經濟的現象から、米價の比較的安い状態が長くつゞいたことは事實であります、乍然米價は結局漸次騰貴して行かねばならぬ筈のもので、農家に經濟思想が普及すれば普及する程、自

然自家の利益を擁護することも容易になる譯で、旁々農家の將來は決して悲觀すべきものではないのであります、只農家の爲に最も憂ふべきは贅澤奢侈の風であります、此の風が改まらず、却て目下の調子で向上しては、農家の將來は只破滅あるのみであります、現に農村の人を見るに絹布を纏ひ、洋服を着、馬車に乗り、又は旗亭に出入し、その他我々では到底眞似も出来ないやうな華奢を盡して居る人が、滔々として皆然りと迄は行かぬにしても、随分多いやうに思はれます、かういふことは獨り農家の經濟問題に關するのみならず、只今もお話した農村の美德に悪影響を及ぼす重大問題であります、青年會員諸君はよく此の點に思を效して、近來切りに農村を襲はんとする惡風に、どこまでも抵抗して、益々農村の本領を發揮することに努めて頂きたいと思ふのであります

第九 『本規約の條項を遵奉し、本會の發展に努むること』 青年會員たる者は、自己の屬する團體の規約を、よく遵奉しなければならぬのは申す迄もありません、よく命令を遵奉し規律を守るの美風は、善良なる公民の資格の隨一であります、又其の團體の隆昌發展を圖るといふことは、獨り自分の利益であるばかりでなく、後進者に對する義務でもあり、亦前進者に對する禮儀でもあるのであります

以上は宣誓事項の各號に渡つて大體の説明を加へたのでありますが、何れも皆さんの十分御承知の上の事のみであつたと思ひます、知つて之を行はないのは、其の結果に於て知らざると少しも異なる所がないのでありますから、此等の各號はお互に眞面目に誓つて、眞面目に實行して見たいと思ふのであります



【少年組及青年組】 青年團體は其の最高年齢は二十五歳で、最低年齢は十三歳であります、義務教育を終へて直ちに這入つてくる者は、十三歳が普通であります、十三歳より二十五歳までの間といふものは、随分遠い隔りなので、是等を悉く同一筆鋒で取扱ふといふことは、決して當を得たものとは申されません、教育訓練を施すにしても、或は年齢により、或は教育の程度により、數組に分けて各組相應の措置をすることが必要であります、第六條には十八歳未満を少年組、十八歳以上を青年組とすると書いて置きましたが、これは必ずしも二組でなければならぬこともありませんし、又十八歳を其の分界としなければならぬこともありませぬ、各青年團體の見るところに依つて、幾組にでも分けて相當な訓練を施すのが肝要であります、本條はただ團員の組分けの場合を例示したに過ぎない條文であります

【實業補習教育】 青年團員は必ず實業補習學校又は夜學會に通學する義務を負ひます、第七條は即ちその規定であります、度々申すやうに、青年團體は青年修養の機關でありまして、その最も努力を要する點は、團體員の補習教育であります、補習學校其のもの、經營は、もとより市町村の力に俟つべきものであります、之が發展を助成し、之が利用を十分にすることといふことは、青年團體必然の仕事であり、又團體員當然の心懸けであります、我國に於て四年の義務教育年限が六年に延長されたのは、明治四十一年四月からであります、乍然六年の義務年限は之を歐米の諸國に比すれば、決して長い方ではありません、獨逸帝國などでは各聯邦悉く、八箇年の義務教育制度を施行して居ります、而も識者は猶これ

でも不充なりとして、補習教育をも義務教育になさんことを主張し、現にプロシヤ、ババリヤ、サクソニー等では、率先して二年乃至三年の補習教育を義務教育と致して居ります、其の他佛蘭西、和蘭陀、瑞西、阿米利加合衆國等、何れも七年乃至八年の義務教育制度を採つて居ります、小學教育は其の遺り方によつては、或程度迄地方の状況に之を適應せしむることが出来ぬのではないが、本來が一般的基礎的教育で、職業的教育ではないから、職業を異にする子弟に各自特種の學術技藝を教ゆるといふわけには行かない、故に義務教育では、子弟は自家の家業と何等智識的技能的の連絡をもつことが出来ない、進んで高等小學校にはいつて實業科の初歩を學んだにしても、到底すぐに家業に役立てるといふわけには行かない、之を要するに小學校教育といふものは、其の兒童の實際的生活から、餘程遠ざかつて居るものであるといふことが出来る、實際生活の方面は暫く別として、單に小學教育の効果其のものに就いて觀察して見ても、義務教育では到底父兄の満足を買ふに足りない、萬一小學校教育で全然教育をやめてしまふものとするならば、その効果の確保といふことは餘程危いものであります、之を徴兵検査の成績に徴しても、小學校を卒業した儘の者の學力は實に哀れなもので、甚たしい者になると自分の姓名さへ満足には書き得ない状態であります、小學校卒業後更に、中等學校高等專門學校と進んで行く者に就いては別に問題はないが、しかく先に進む青年は小學卒業中の極少數で、先刻知事閣下より係數を御示しになつた通であります、後に残つた大多數が、少しも補習教育を受けないと



するならば、それは國家の由々しき大問題であります、獨逸のパウルゼン博士は『初等教育のみあつて補習教育を置かざるは、建築物を半途に廢めて、風雨に曝し置くと同様なり』といふて居ります、建築を半途にして風雨に曝しては、やがて腐朽するか壊倒するより外に成行はありません、此の如くに考へて見まするとつくづく、補習教育の必要を感せずには居られないのであります、乍然どうせ補習教育をする位ならば、實業補習教育をやるのが猶更宜しいと思ひます。蓋し實業補習學校には農業商業工業水産などの、各種の實業の知識を授くるものがありますが、何れもこれと同時に小學教育の補習を目的として、先刻お話ししたやうに兒童の實際的生活或は職業的教育といふものから餘程遠ざかつて居る小學教育の缺陷を、幾分救済すると同時に、國民教育の不充分なる所を補ひ、且つ其の効果を長く保持するの效用を有するものであるからであります、各市町村に於ても近時其の效用を認めて漸次力を注ぐやうにはなつて參りましたが、未だ十分成績の見るべきものは遺憾とする所であります、實業補習學校と申しても、本縣下の大多數は無論農業補習學校でありまして、この大切な教育機關の不振の原因は多々ありませうが、其の重なるものは實業科擔任の教師に適任者を得ざること、實業補習學校の價値未だ十分に地方に認識せられざること等であり、從て實業補習學校の經費は十分に支出されず、教師の待遇も薄く設備も不充分に、父兄は努めて子弟を通學せしめんとはせず、子弟も亦出缺常ならずといふ始末で、斯種學校の前途は、猶未だ極めて遼遠なるものがあります、實業補習學校は學校自身

としても亦、餘程發奮努力すべき點がないではありませんが、それはそれとして青年團體は極力實業補習教育の必要を鼓吹して、團員をして奮つて之に就かしむるやうに仕向けなければなりません、實業補習教育の助成といふことは、青年團體の最も努むべき事業であつて、之を措いては團員修養の最も大切な事業がなくなつてしまふのであります

第七條には『實業補習學校又は夜學會云々』とありますが、夜學會といふは、主として青年團體等の經營にかゝるものでありまして、實業補習學校の設置なき町村、或は設置せらるゝも僻遠にして利用し難き場所、或は實業補習學校の修業期間短く十分學習をなす能はざる場合の、補充機關を指したのであります、然し縣下各市町村に實業補習學校の設置されて居らぬ所はありませんから、其の修業期間さへ延長されるれば、實際利用する場合は極めて尠からうと存せられます

【會員手簿】 次は第八條の會員手簿であります、これはいはゞ軍隊手帖と日記帖の混合見たいなもので、青年團員としての心得規則及履歷等を記載して、一面青年團員たることの證票とすると同時に、餘白に重大なる出來事或は所感などを記入して、備忘し反省する材料に供するといふのが其の本旨であります、會長は尠くとも毎年一回は之が檢閲を行ひ、夫々注意し指導することに致したのであります、或る縣の會員手簿は團員票證であると同時に、團員の成績簿でそれには履歷、補習學校の出缺及成績、平素の行狀、身體の發育狀態等を記載して、一見して其の會員の身上を知悉することが出来る様にし、豫め軍



隊と連絡をつけて軍隊教育上の参考に供し、又在營中の成績をも之に記入せしむるといふことになつて居るさうであります、故にこの手簿を一見すれば、其の青年の人物は忽ち分るといふので、をかしい事には婚約の際の有力なる判断材料となつて、團員は手簿に悪いマークを附けられることが非常に恐ろしく、自然行ひをつゝしむやうになるといふことであります、誠に面白い仕方であると思ひます、手簿の様式に就いては別に示したものではありません、實は縣にも差當り面白い考案がありませんで、目下専ら攻究中であり、様式を一定する必要もあり、又經費上の關係もありますから、何れ更に具體的に御相談することと思ひますが、差當り各地方で適當に考案して定めて貰ひたいのであります、少し狡いかも知れませんが、縣はあなた方の御考案を参考にして理想的のものを作りたいと思ふのであります

【團體員の除名】 序に鳥渡話して置きたいのは會員の除名のことであり、青年團體は有志者の集合した所謂任意團體ではなくして、一定の條件を具備した者を無理に加入せしめた強制團體であります、従て面白くないから御免を蒙るとか、つまらないから退會するとかいふやうな筋のものではない、必ず青年團員になつて、而して青年團員として修養し活動するといふのが、青年の義務であると思ひるのであります、之を青年團員の立場から見ればかうなりますが、更に團體夫れ自身の立場から見ると、若しも團體員に規約に違背し、又は團體員の體面を汚辱する行爲を敢てした者があつたならばどうするか、直ちに之を除名するかどうか、もし其の者が非常に不都合な奴で、到底改悛の見込はない、加之其の惡風が漸次

他の青年に傳染する、又傳染せぬ迄にもかういふ者を青年團體に入れて置くといふことが、青年團體の統一及規律の上に、尠らざる支障を來すといふやうな場合であれば、涙を振つて馬讓を斬るより外に途はありません、かういふ場合のあるを慮つて第二十一條の規定を置きました、乍然これは萬已むを得ざる場合の規定で、無暗に適用されては其だ困ります、青年團體は修養訓練の機關で、これから追々徳を積み智を研いて行かうといふ行程にある青年の團結であります、些細の缺點不都合があつたからといふて、濫りに之を咎むべきものではない、之を矯め之を導いて、立派な國民に仕立てあぐるのが寧ろ團體の目的であります、青年團體の幹部たるべき人は特に此點に注意しなければならぬと思ひます、今は分別に富んだ老爺さんでも、其の昔は矢張若氣の間違もあつたらうし、暴虎憑河も敢てしたらう、今分別がましい顔をして、矢鱈に青年を責めるのは、所謂咽喉元過ぎて熱さを忘れたものといはねばならない、昔支那に紀省子といふ人があつて、周の宣王の爲に鬪鶏を養つて居つた、一日宣王は紀省子を訪ねて、『先達求めた鶏は最早喧嘩をさせても差支ないやうになつたか』と御下問になつた、すると紀省子が答へて『まだであります、あの鶏は虚憊にして氣を恃んで居ります』といふた、虚憊にして氣を恃むといふのは、實力もないのに氣ばかり強くて、空威張をして居るといふことで吾々に見れば無暗に豪らさうにして、肩を聳かし腕まくりをし、無鐵砲に水火の中にも飛び込もうといふ亂暴極まる時代、これでは迎も眞劍の勝負などは出來ない、紀省子はこゝを以て喧嘩は未ださせられないと答へたの



であります、それから十日程経つて宣王は再び紀省子を訪うて『今度はどうか』と問はれた、すると紀省子は『まだいけません、あの鶏は猶嚮景に應ずる』と答へた、嚮景に應ずるといふのは、鳥渡他の鶏の影がさしても、すぐに身構へて喧嘩腰になるといふことで、これを人間にすれば元氣もあり多少實力も出来たけれども落ちつきがない、如何にも輕卒だといふ時代であります、そこで宣王は更に十日を経て又候紀省子に問ふた、所が答へて『猶未だし、疾視して氣を盛にする』というた、即ち相手を見ると之を睨みつけて氣勢を張る、これではまだよい闘雞とはいへないといふのであります、矢鱈に氣勢を張るといふのは、畢竟自分に弱味があるからで、未だ自信のない證據であります、更に又十日を経て、『今度こそはもうよかろう』と宣王が言はれると、紀省子の答はかうであつた、『こんどはよろしうご座います、他の鶏などが來て鳴いても、こちらには何等の變化もなく泰然自若たるものであります、最早闘雞としての修養は十分に積み得ました、遠方から此の鶏を見ると宛ら木彫りの細工の様で少しも物に動することがない、喧嘩の相手をつれてくるところらでは何をせんでも、却て相手の方で怖氣をふるつて逃げて行つてしまひます、これならば闘雞として申分がありません』と、このお話は餘程面白く且つ巧みに修養の階梯を説いたもので、或はこしらへ事であるかも知れませんが、然しとにかく何人でも漸次此の順序を追うて鍛へらるゝことは事實なので、お釋迦様でも生れ乍らに、大道信者ではなかつたのであります、人の賢愚の分るゝ所は、畢竟早く此の階梯を飛び越すか、飛び越さぬかといふ點にあるので、虚橋にして氣

恃むの階段、嚮景に應ずるの階段、疾視して氣を盛にするの階段に、いつまでもまごんくして居つて遂に木鶏に似たる所に行けない者が、即ち凡庸の人で一生を終るのであります、木鶏に似たる先輩諸氏が、始めから木鶏であつたやうな積りで、虚橋にして氣を恃み嚮景に應ずるやうな青年を、濫りに排斥するのは決して當を得たるものではない、須く同情を以て、親切に指導誘掖すべきものであると思ふのであります、どうしても濟度し難き青年で、已むを得ず一旦除名したものであります、改悛の情が見えたらば、再び入會せしむるといふことは當然の事理で、古人も過つて改めざるを過と云ふと申して居ります、第二十一條但し書はその規定であります

【役員】 青年團體が團體員共同の目的を達する爲の獨立した生存の主體である以上は、之を代表し統理する機關がなければなりません、第三章役員所に規定した第十條以下第十三條迄の條文は、即ちこの機關に關するものであります、又御参考に兩次官通牒青年團設置標準第三『青年團の指導者援助者』といふ所を御覽下さい、青年團體の役員には會長、副會長、幹事、評議員及顧問等があります、其の職務權限及選任の方法に就いては、第十一條及第十二條に規定して置きました、會長及副會長は其の市町村内の篤志家名望家又は會員中より然るべき人物を、會員が選舉するのであります、これに就いては訓令中注意事項第四にも述べてあります如く、兩者中何れか一人は必ず小學校長を選ぶやうにしたいと思ひます、乍然何かの關係でさうする譯に參らぬ場合には、小學校長を總裁にでも仰いで、直接に其の指導援助を



受くるやうにしたいと思ひます、蓋し青年團體は何れも其の市町村内小學校の卒業者で、小學校長は之が指導に比較的便宜を得て居るのみならず、青年團體の仕事の重なる部分が補習教育である以上は、小學校長を其の幹部に置くことが、青年團體に取つて非常に便利であるからであります、又幹事は會長の指揮の下に會務を分掌するのでありまして、會員の互選に依つて之を定むるのであります、故に幹事は評議員と同様に、必ず青年會員でなければならぬ道理であります、青年團體に濫りに支部を設けること、不可なること云ふを俟ちませんが、統一上の便宜の爲に大字又は部落を組に分ち、幹事を其の組長の任務に當らしむるが如きは、之が利用方法の一でありませう、其の他に役員が必要であるならば、會長が臨時役員を設けることは自由であります、以上の役員はいはゞ青年團體の執行機關で、之に對して評議員は決議機關であり、顧問は諮問機關であります、青年團體の會長副會長等は、會員以外の人である場合が多いので、青年團體の仕事を全部此等の人々に委ねて、會員が少しも之に與らないといふことであつては、公民の修養機關として甚だ飽き足りない感じがするので、そこで是非とも會員をして實際會務に執掌せしむるやうにしやうとして、幹事及評議員等の役員を設けたのであります、而して議決機關たる評議員會は、市町村でいふならば市町村會に該當するもので、眞面目に之を考ふれば市町村會議員としての稽古臺ともなるのであります、顧問は各方面の人の中から會長が之を囑託するので、此等の人々に依て青年團體をもち立て、貫はふといふ計畫であります、廿五歳以上の人で智識あり、徳を

望あり、又は青年團體に非常に盡力したといふやうな人は、顧問として敬意を表すると同時に、直接に團體の事に骨折を願ふといふことに致したのであります、然るに從來會員たりし者で二十五歳以上の人は今更退會せしむるに忍びないから、これ等の人を全部顧問として、實際は團體員の年齢に制限のなかつた時と同じやうな状態をつげやうなど、目論むものもあるやに聞きましたが、これは以ての外のこと、縣の意思に反するの甚だしきものであります、顧問といへば青年團體の諮問機關で、而も之が補導の任に當るものでありますから、相當に智識もあり名望もある人でなければならぬことはいふ迄もないので、猫も杓子も皆顧問だなど、いふことは到底同意し難いことであります、從來の關係上二十五歳以上の者は、どうやら追ひ出さるゝやうな感じを懷き、青年團體は何だか相濟まないやうな氣持になるのも、鳥渡考へれば無理もないやうであるが、青年團體の趣旨目的をよく味ふて見れば、こんなことは當然自明の事で、其の間に決して感情の蟠りなどを生ずべき筈のものではない、殘る者は將來益先輩として之を敬ふべく、去る者は長く後進として之を導くべく、相互に光風霽月のやうであつてはしいと思ひます

【會 議】 青年團體の會議には評議員會と總會とが有ります、其の規定は第四章第十四條乃至第十六條であります、評議員會は評議員の會合になるものでありまして、會長が必要に應じて之を招集致します、此の會議に附議すべき事項は第十五條第一號乃至第四號でありまして別に説明を加ふべき程のものはあ



りません、第三號の『本則に於て特に本會の議決を必要としたるもの』を列記しますれば、顧問の選定(第十二條第三項)基本財産の處分(第十八條第三項)會員の除名及再入會(第二十一條)分會の設置(第二十三條第一項)及規約の變更(第二十四條)であります、總會は讀んで字の如く團體員全部の會合であります、少くとも年一回は之を開催し、第十六條に規定する事項を舉行するのであります、中にも第三號講演競技運動會などは其の際大に盛にやつて、青年團員相互の親睦を圖ると共に浩然の氣を養つて、需々裡に解散するやうに致したいものであります、茲に鳥渡一言致したいのは、先刻來お話しした役員と評議員會とのことであります、これは略、市町村の執行機關及議決機關に倣ふたもので、たとへば會長副會長は市町村長助役に當り、幹事係員は收入役書記等の吏員に當り、評議員は市町村會議員に當り評議員會は市町村會に當るのであります、其の任に當る者も亦之を選任する者も、互に至誠を旨とし、熱心に公平にやるのでなければ、青年團體の事蹟の擧る筈はないのであります、地方團體に於ても市町村長或は市町村會議員などが、公職を濫用して忌々しき事件を引き起した例は決して尠くないのであります、此の如きは當の責任者たる者の不都合は申すに及ばず、此の如き者を選舉した選舉民も亦不明の責を負はなければならぬものであります、況や請托を入れ感情に驅られ乃至は一身の利害上のみより打算して、選舉を行うたといふやうな場合に於てをやであります、斯の如きは全然選舉權の神聖を無視したものであります、政治道德上或場合には法律上其の責を負はねばならぬことになるので

あります、自分の咎は棚に上て、當局者の不徳のみを鳴らすといふことは、寧ろ滑稽の感なくんばあらずであります、これは畢竟議決機關及之を構成する選舉といふことの重要且つ神聖なる意味を忘却した結果で、何れもにが／＼しい限りのことであります、青年團體に於ても公私團體の區別こそあれ、其の意味に於ては少しも公共團體と變る所がないのでありますから、團體員たる者はこの邊の道理をよく咀嚼して、役員の選舉をば苟も冗談半分にやつてのけるやうなことのないやうに、御注意を願ひのであります

【設置區域】次に青年團の設置區域のことをお話しします、本縣に於ても近時青年團體の設置せらるゝもの次第に多く、總數五百八十九に達して居ります、乍然市町村數は二百三十二に過ぎないので、之を平均して見ると一町村に二つ半の青年團體が出來て居る譯であります、中に多い村になると十二も十三もの青年團體をもつて居ります、乍去青年をして自治協同の精神を養成せしめ、思想感情の統合融和を計るといふ點から見ると、青年團體は一市町村一團體でなければなりません、或は部落毎に或は大字毎に割據して、青年團體が互に睨み合ひをして居るやうなことがあつては、却て將來村治上の圓滿統一を缺く遠因をなすもので、極めて面白くないことに思ひます、又別に反目して居ることはないにしても、一市町村の青年が悉く一致團結して、一青年團旗の下に奮然として集るのに越したことはない、これ本規約準則に於て、青年團體組織の單位を市町村と定めた次第であります、さうは申しましたも土地の廣狹交通の便否等の關係から、どうしても一町村一團體の主義を實行することが出來ないといふ所も、必ず



しもないではないから、かういふ場合には設置標準の第二にも示してあるやうに、小學校の通學區域又は部落などを區域として、分會を設けるのも已むを得まいと思ふ、但し此等の區域に依つて獨立の團體を組織するといふことは、本縣に於ては絶対に避けたいと思つて居ります、よし分會を設ける場合に於ても、各分會はよく本會と連絡を保ち其の指揮に従ひ、一市町村青年一致團結の實を破ぶらないやうに致したいものであります、但し一市町村一團體といふこと、其の事業例へば補習教育を學校の通學區域毎に分けてやるといふやうなことは、決して矛盾致しません、出来ることならば矢張一市町村一校で、補習教育を受けしむるに若くことはないが、通學上の利便や當該市町村の事情方針等に依つて、必ずしもさうは出来ない場合もあります、餘り窮屈に考へないやうに、念の爲めお話し致して置きます、とにかく斯様にして一市町村一團體が組織されたならば、郡に於ては之が統一指導に努力すべく、縣に於ては又更に之を統一指導するのであります、その爲めに青年團聯合會を、夫々縣郡毎に作らなければならぬと思つて居りません、聯合組織などにはせずとも、郡長及知事は其の當然の職務上、部内青年團員或は幹部などを集めて會合を開き、協議講演及競技を催すことがいくらでも出来るのであります、而して單に之が出来るといふのみならず、進て之をする必要があると考へて居るのであります、唯町村に於ける青年團體が、其の基礎も未だよく固らぬうちに、聯合會などを云爲するのは、却て面白くない結果を持ち來す恐があるかも知れないと思つてかやうに申しましたので、決して聯合會其のものを非難する

意味ではありません、特に郡當局の方々は此の點を誤解なさんやうに致したいと思ひます、縣に於ては新組織の青年團が普及したところで、この秋に第一回の大會合を催して見たいと考へて居る所であり、然しそれはうれしとして、青年團體にはなるべく分會も作らせたくないと思ふので、從來の慣行又は感情などに執着して、濫りに分會を設け、而もそれが名義のみの分會で、其の實本會とは何等關係もなく、宛然たる獨立團體だといふやうなことは、全然縣の趣旨に反しますから、若し分會を設置する必要がある場合には、第二十三條に依つて之を取扱ひ、分會の規約は本會のそれに準じ、會長之を定むることに致したいと思ふのであります

【事業】 次は青年團體の事業のことであります、青年團體が如何なる事業でも之を營むといふのでは、時に團體本來の目的を超脱する患あるのみならず、産業經濟に關する事業にのみ熱中して、再び從來の青年團體によくあるやうな事業團體的のものになる虞がないとも限らるので、旁々事業の選擇及經營には大なる注意を拂つたのであります、度々くりかへす如く青年團體は青年修養の機關であります、言葉を変へて申せば各市町村の公民學校であります、やがて公民たり國民たるに必要な修養の道に叶ひ、又必要なる智識を會得する爲めの事業であれば、經費等の許す限り何事業を計畫しても別にかれこれ申



すには當らんであります。が、産業經濟を自身を目的とするやうな事業は、假令間接には青年修養の道に適ふとしましても、餘り感服致し兼ねるのであります。準則第四條には本會の目的を達せんが爲め實行すべき事業の概目として、第一智徳修養に關する事項、第二體育娛樂に關する事項、第三産業及經濟に關する事項、第四公益に關する事項の四項に分ち、各項に相當なる事業と認められたものを、若干づゝ列記して置きましたが、青年團體は是非とも此等の事業を全部やらなければならぬこともなければ、又例示された以外の事業を經營してならぬこともありません、今各項に亘つて少しく説明を加へて見ようと思ひます

第一智徳修養に關する事項であります。其の第一號實業補習教育の獎勵並夜學會の開催は、青年團體の事業中の筆頭でありまして、或意味から言へば補習教育は、殆ど青年團體の生命であります。實業補習學校の施設は、元來市町村に向つての問題であります。が、大に之を利用し又各人の利用を獎勵して、補習教育の向上普及に留意すべきことは青年團體の務めであり、今縣下實業補習學校の概況を表示すれば左の如くであります

公立實業補習學校ニ關スル調其ノ一 (×印兼務) (大正五年度末現在)

郡市	學校數	學級數	教員數		生徒數		大正四年度(決算)	
			男	女	男	女	教員俸給	經費總額
山形市	一	四	×	×	七〇	一	六八五	一、六四〇
南村山郡	二一	五九	×	×	一、三一四	二五一	一、一五六	二、一四〇
東村山郡	二〇	五一	×	×	一、八五四	一四六	五〇四	二、二七九
西村山郡	四三	一〇七	×	×	二、三三二	二三〇	一、六六一	二、八四七
北村山郡	二五	三九	×	×	九一二	一	一	五一七
最上郡	二四	四〇	×	×	一、二四七	二九	二、〇三六	二、五六三
米澤市	一	一	×	×	一	三五	一	一
南置賜郡	一三	一五	×	×	二四八	二九	三〇八	七〇一
東置賜郡	二三	七二	×	×	一、六六〇	八五二	一、四三五	三、〇四九
西置賜郡	二九	五三	×	×	九一三	二八七	三〇〇	一、三五四
東田川郡	三四	一四八	×	×	三、一〇〇	二三二	一	三、三二一
西田川郡	二四	七七	×	×	一、四四三	二〇八	九一三	一、五五四
鮎川郡	二三	七四	×	×	一、七七三	一一四	八一六	一、九二九
合計	二八一	七四〇	×	×	一六、九六六	二、四二三	九、八一四	二、三、八九四



公立實業補習學校ニ關スル調其ノ二

(大正五年度末現在)

郡市	學科數		農工農商業裁縫	別設期間	修業年限別校數										
	實業	農工農商業裁縫			二年	三年	四年	五年	六年						
山形市	1	1													
南村山郡	21	21													
東村山郡	20	19													
西村山郡	43	42													
北村山郡	25	25													
最上郡	24	24													
米澤市	1	1													
南置賜郡	13	12													
東置賜郡	23	23													
西置賜郡	29	29													
東田川郡	34	33													
西田川郡	24	24													
飽海郡	23	22													
合計	381	374	1	2	470	332	82	90	38	12	36	2	17	1	3

備考 農業補習學校ニ於テ女子ニ裁縫ヲ課スルモノ六十五校商業科ヲ併セ授ケルモノ六校アリ

縣下實業補習學校の數は二百八十一校で、各市町村之なきは殆どない状態でありましたが、更に其の内容を研究するに心細さの限りで、先づ第一に一箇年中の學修季節は、十月より三月迄の四箇月位で、其の他の季節には少しも學習せしめない、十日温めても一日冷せば、十日の勞苦は無になる習ひであるのに、これは只三四箇月温めて、あとの七八箇月は冷ゆるに任せて置くのですから、其の効果の擧らんのは無理もありません、次には修業年限であります、短きは一二年長きは三四年、徴兵適齡迄とか公民年齡迄とかいふものは實に寥々たるものであります、これでは青年が最大な時期に、學習から離れることになるのであります、遺憾此の上もないことであります、季節も年限もこの通りであります、それでも一町一村の青年が、悉く教育を受けるならばまだよいけれども、大抵の學校は入學させねばならぬ者の約三分の一より收容して居らるのであるから一層心細い、其の他學科の配置、教授の内容及方法、教員の待遇等を仔細に觀察致しますと、其の不備思ひ半に過ぐるものがあるのであります、故に之れが施設經營の任に當るべき市町村は多少經費を奮發して、實業補習學校に要する諸設備、教師の手當等を幾分でも潤澤にし、季節は周年……といふても三百六十五日中、一日も休まずにやるわけには無論參らぬので、農閑の時節は毎朝或は毎夜之を開設し、農繁の時期になれば一週間に一朝でも一晩でもよいから、とにかく一年を通じて絶えず學習を促すといふことに致したい、又年限は尠くとも徴兵適齡迄八ヶ年、出來うる、まづは公民年齡迄といふことにしたい、尤二十歳以上は之を研究科生とでもいふ



ことにして、各自が日常起る實際問題の研究に努むる、教師は之が手引をするといふやうなことにするの  
も、亦面白い方法でありませう、若しかういふことにすれば、教師は益々之を待遇する必要が起つて参  
ります、今日のやうに開設期間中手當僅に二三圓といふやうなことで、到底期待の如くに行はれやう  
がありません、殊に實業担任の教員には、郡市町村の技術者等を聘し、或は其の土地在住の技術修得者等  
を利用して、之に當らしめたならば、経費は比較的尠くして其の効果は比較的大なるものがあるであ  
りませう、實業補習學校に就ては甚だ僅少であります、縣費補助の方法もあります、幾分でも之  
を利用するのが賢い而も有効なる方法であると思ひます、之は主として市町村當局に向つての要求  
であります、如何に學校が整頓しても、青年の足が更に其の門に向はないといふのでは、所謂佛作つ  
て魂入れずの道理でありますから、青年各自は互に提携して此の教育を受くることにさせたいといふの  
が、青年團體の事業の筆頭に、『補習教育の助成』を掲げた所以であります、小學校教師諸君も亦甚だ御苦  
勞の次第ではあります、當分其の待遇とか何とかいふことは餘り心に懸けずに、獻身的に農村教師  
たるの實を擧ぐること努力せられたいと思ひます、蓋し教師諸君の勞苦は、天下有識の人の等しく認  
むる所であるからであります、夜學會に就ては前にも申しましたから、重ねては申しません

第二號第三號及第四號何れも從來から盛に行はれて居る所で、別に説明を加ふる必要はないかと思ひ  
ます、たゞ鳥渡御参考に申して置きたいのは讀取會であります、これは舊薩摩藩特に鹿兒島に、今でも

中々盛に行はれて居ることでありますが、幾人か集つて十八史略でも日本外史でも、當初或一人が大  
聲に之を讀む、他の者が其の誤讀を發見したならば、自分が代つて其の次を讀む、更に他の者はその誤  
讀に注意するといふ風にやつてゆくのであります、薩摩藩の讀取會は義士傳を讀むのが例であるといふ  
ことであります、私はまたその實況を見たことはありません、聞く所によれば鬼神をも泣かしむる壯烈  
なる義士の行動は、その文章の流暢華麗なと相俟つて、青年をして轉、悲憤慷慨の情に堪へざらしむ  
る、何れも徹宵徹夜讀取をして、飽くことを知らぬ有様であるといふことであります、本は何でもよろ  
しいけれども優柔なる記事軟弱なる文章は之には向きません、矢張日本外史太平記などは、文章もよし  
記事も勇壯でありますから、この邊で選定すればよいかと思ひます、讀取會は其の書物の記事より受く  
る感化の大なるものがあるのと言ふ迄ありません、絶えざる注意、機會を捉ふることの氣合、敏捷  
なる行動等を養ふのにも亦一の方法になると信じて居ります、特に此の機會を利用して發音の矯正をす  
るなどは、頗る妙を得たる措置かと存じます

各種の會合といへば色々のものが含まれる譯であります、就中演說會討論會などは至極結構なもの  
と思ひます、乍去この頃私の經驗した所によると、青年が政談演說などの短所を見まね聞まねて、矢鱈  
に彌次つたり、嘲罵をあげせたり、不謹慎な行爲を敢てしたりして、眞面目に壇上の意見を聴取するが  
如きことなく、徒に喧噪を極めて得たりとして居るものがない、これは遺憾千萬な事で、これ



では修養どころか却て悪風を涵養する機会となつて、開催の意義を全く没却して仕舞ふことになり、青年がこんな不真面目な生意氣な風にかぶれるといふことは、勿論一面社會の罪ではあるが青年指導の任に當る者及青年自身は、余程自ら警むる所がなくてはならぬこと、思ひます。

圖書閱覽所又は巡回文庫なども、漸次農村に普及してきたのは誠に結構であります、然しまだ、前途は遼遠で、農村青年と讀書の趣味との間には、餘程の懸隔があるやうに思はれます、故に一方に於ては先づ其の設備を完全にして讀書趣味の向上を圖り、他方に於ては智徳の啓發に努め、兩々因果の關係をなして、青年修養の實を擧げたいと思ふのであります、尤も設備といふて必ずしも大規模のものを要しません、當初は小學校或は實業補習學校等に一室を準備して、之に充てるといふ位で宜しからうと思ひます。

視察旅行もやりやうによつては、非常に其の効果があります、京見物や金比羅詣のやうなつもりで、たゞ旅行をした丈では其の効果が十分でない、豫め或は書籍に就て、或は専門家なり先輩なりに就て、研究を遂げ意見を叩き、一定の方針により、相當の見識を以て、視察をして欲しいと思ひます、視察といふても必ずしも遙々他府縣に出なければならぬことはありません、隣村でも隣郡でも、やりやうによつては相當の効果のあること勿論であります。

武道が智徳の修養の事項中に擧げられたことを、不思議に考へる人もあるかも知れませんが、更に再

考すれば其の理は明瞭になること、思ひます、武道が一の競技か運動かのやうにのみ思はれて、其の最大切なる精神を忘れらるゝのは、武道の爲に悲むべきことであります、之を擊劔に就て申せば、漫然撃つた撃たれたといふことをのみ眼中に置くのは、決して劔道の眞意ではない、劔を持つて敵に對する時は、先づ力を丹田に蓄へ精神を統一し、從容として通らず整然として亂れず、一上二下一進一退、悉く機に合し法に適ふといふことを心懸けねばならぬのであります、單に勝敗を争ふのみに非ずして、この精神の籠る所に、武道の價値があるのであります、これあるが故に心膽を鍊り人格を鍛へる材料にもなるのであります、ある武道の達人が『杉や檜は成長が速で、比年ならずして大きい木になるにはなるけれども、其の根の地中に入ることが存外浅いからして、暴風の爲に屢々倒される、之に反して樟は成長は比較的遅いけれども、上に一尺伸びれば下にも一尺根が喰ひ入る、從て如何に大木になつても根柢が固いから、風雨の爲に倒さるゝことは極めて稀である、之を劔道に譬ひて申せば、技術は枝葉で精神は根柢であるから、肝心の根は薩張發育せず、枝葉のみ茂つては、結局風に倒さるゝ憂がある、技術の進歩に伴うて精神も亦十分研磨せられるのでなければ、眞の進歩とは言はれない』と申して居ります、誠に至言であると思ひます、技術は枝葉で精神は根柢であります、私は其の根柢に重きを置きますが故に、武道は精神修養の方法手段であると申すのであります、近時學校青年會其の他の會で、武術をやるやうになりましたのは實に會心の事であり、乍然其の實況を視察しま



すると、只今申した根柢を忘れて、枝葉にのみ趨つて居るもの、尠くないのは遺憾の極であります、擊劔で申せば、作法も構ひも撃ちやうも進退もあつたものではない、始めから逃げ手段の及び腰で、相手を胡麻化して、うまく撃てたら儲けものだといふやうな風が歴然と見ゆる、弓にしてもたゞ的中に中てればよいといふので、箸のやうな弓に楊子のやうな矢を番へて、法則も態度も更に御構ひなし、一層甚だしいのになると賭弓或は之にまぎららしいやうな事迄、平然として遣つて居る所がないでもない、かういふことならば却て武道なんかにはさわらん方が餘程賢い、蓋し武術に依つて卑しい心が一層養成される虞があるからであります、諸君は爾今必ず此の精神を基礎として、武術の練習をなさるやうにしたいと思ひます、武道は勿論運動にもなる、身体の鍛錬にもなる、乍然それよりも事に望んで泰然自若、機を見て處する電光石火、沈着健剛而も敏捷なる氣風を養ふ所が本當の取柄であります

本項の末號に『其の他』といふのがありますが、これは何でも其の團體に於て、然るべしと認めたるのを加へればよろしいので、例へば一日一善とか、一事貫行とかいふやうなことの申合せをするのも面白いと思ひます、最初から雲を掴むやうな仰山な事ばかり掲げて、俄に實行は出来ない、それよりも極手近かな些細な事から始めて、漸次大きい事に及ぶがよろしい、一日一善其の一善は何でもよろしい、路傍に大きい石が轉がつて居つたのを、通行人の爲に取のけたとか、小學校兒童が通學の途中下駄の横緒が切れて、難儀して居るのを見て繕つてやつたとか、押しきれない重荷の車を押して手傳ふたとか、曰

く何曰く何、何か一善を必ずする、一日の仕事を終つて、今日は果して如何なる善事をしたかと考へて見る時に、此等の善事は、諸君の胸底に言ふに言はれぬ愉快さを感じしむるであります、この些細な善事も積り積つて之を行ふ慣習が、遂に諸君をして不善をなす能はざらしむる丈の、良心の威力を堆積するやうになるのであります、悪事にした所が、始めから大袈裟の悪事が出来るものぢやない、少しの悪事が重なり重なつて、いつしか良心が麻痺するやうになるのであります、堅氷は霜を踏むより到るので、一夜の中に俄に氷るものではありません、古歌に

雨ならば宿もかるべき夕暮に

露にぞいたく袖ぬらしける

といふのがありますが、誠に結構な道歌であると思ひます、始めからいつ雨であつてくれれば、雨だからといふので、蓑なり笠なりを用意する、又餘り強い雨ならば宿を借りてやり過すのであつたのに、愁ひにそれが露であつたので、この位ならば左程のこともあるまい、其のうちに霽れるであらうと高を括つて何等の用意もしない、そうするうちに露が段々衣服を透して、遂には體迄も濡れて仕舞ふといふことになるのであります、大なる悪事であれば流石に良心が咎めて、俄に之に賛成は出来ないけれども、些細の事であるところの位の事はやつてもさしたることもあるまいといふやうな淺慕な考から、何度となく繰り返さるゝうちに、いつしか大なる悪事もさほどの悪事と思はないやうになつて、遂に身を



誤り家を亡ぼすやうな大事をしでかすことになるのであります。悪は小なりと雖爲すこと勿れ、善は小なりと雖爲さざること勿れとは、此の間の消息を説いたものであります。

諸君が自ら短所と認め缺點と信じ、大に矯正せねばならぬと思ふものは、必ず澤山あるであります。乍然あれもこれも皆一齊に之を矯正するといふのでは、その成否の程が餘程疑はしい、先づ手近かなものから一つづつ着々實行して行くといふのが、方法としては最その宜しきを得たものでありませう、一事實行といふのは即ちかういふやり方を申すのであります。例へば或る地方には時間を勵行しない悪習がある、之を一つ矯正しようではないかといふので、皆が申し合せて之を實行する、かくて時間勵行もどうやら實現されるやうになつた、所がこの地方には若い者に朝寢の慣習があつて困る、これから朝起を奨励しようではないかといふのでその方法を講ずる、之も實行さるゝやうになつたならば、次は何次は何と一事づつ之を實行する、永い間には諸種の悪習が悉く矯正せられ、良習が漸次實行されるやうになつて、遂には所謂理想郷の實現も、強ち空想ではないやうなことになるであります。かういふやうな地方に適切なる實行事項に就ては、特に諸君の御勸考を願ひたいと思ひます。

次は第二「體育娛樂に關する事項」であります。體育に就ては學校では中々八釜しくやりますれども、一旦學校を卒へますと、殆ど忘れたやうに之を罷めて仕舞ふ、又たとひ忘れられないにしても、我が國では何れの地方でも、之をなす場所とか機會とかいふことは實際極めて乏しい、西洋では一般に體育といふ

ことに重きを置いて、社會的に其の設備がよく整つて居るから誠に都合がよい、これは實に吾々の羨望に堪へない所であります。學校に於ては近年一層八釜しく體育の事に留意して居るのであります。が、何程學校で努力しても、學校を出てから各人が更に之を念頭に置かないといふことでは、其の效果の程が覺束ない、青年團體などに於ては大に此の點に注意せられたいものと思ひます。然し體育とか運動とかいふても、只單なる運動では興味が尠いので、自然競技のものになるのであります。が、競技もとより結構で、決して悪いことではありません。然し乍ら競技に勝利を得ることのみを念頭に置いて、陋劣な手段に訴へても慾望の満足を計るといふやうなことでは、競技は寧ろ青年團體修養の主義と相容れないものであります。先刻武術のお話を致しましたが、競技も矢張同様で、單に勝敗を決するといふことの外に健氣な精神、忍耐の氣象、勇ましい態度、公平の觀念といふやうな、貴重なる道徳的效果を持ち來すやうにせなければならぬものであります。只筋肉の運動のみが主眼であるといふならば、競技は車夫や馬丁が俵を挽き馬を追ふのと、何等選ぶ所はない譯であります。かういふ事に關しては英吉利人の考及態度が世界中で一番紳士的だと申されて居りますが、何といふ英吉利人であつたか、其の人の書いた本の中に、かういふ意味のことが載せてあつた、即ち英吉利人は勝敗といふことよりも、競技そのものに重きを置いて居る、換言すれば競技者の眼中にあるものは決勝點であつて、賞品ではない、今一度換言すれば、競技者の精神は、人を凌ぐといふことにあるのではなくして、自己の全力を注いで努力



するといふことにあるのであると申して居ります、それだから歐米の文明國特に英吉利に於ける各種の競技會等に於ては、我が國の諸學校の運動會で往々にして見るやうな競技中選手が或は相手を顧みたり、或は左右を牽制したり、或は賞にはいられないと見れば、途中で埒外に出て仕舞つたりするやうな不埒な行爲は、見たくとも見れないといふことであります、競技をする場合でも諸君は須く英國氣質をまねて、決して卑劣な行爲などをせず、運動競技の訓練的效果を、十分收め得らるやうに心掛けることを希望します

娛樂も地方によつては、随分如何はしいものがないでもありませんが、之を智識階級の眼から見、高い道徳の見地から論じて可否を決することは、私共の賛成し難い所であります、之に依て慰安を求むる者は農村の青年で、聖人君子ではありませんから、多少低級な趣味でも、之が多くの人に多大の慰安を與へて居るといふ以上は、餘程同情を以て考へて見なければならぬこと、思ふ、尤もそれが非常に社會の風紀に悪影響を及ぼすとか、農村の美風を銷磨せしむる虞があるとかいふものならば格別、苟も甚だしい弊害のない限りは、無暗に之を排除すべきものではありません、又多少弊害があつても之を矯正しうるものならば、先づ之を矯正するのが順序であると思ひます、舊薩藩には鎌踊り棒踊りなどいふ踊りがあります、之は鎖鎌の形や棒の形を採つて、踊にしたもので、二人が一對になつて幾組も行列し、活潑な歌を唄つて拍子をそろへて踊るのであります、鎌のかち合ふ時の音、棒の相交はる時の音、相

去り相合する時の呼吸、誠に勇壯なものであります、諺にも雀百迄踊を忘れぬと申しますが、歌と踊りは獨り雀ばかりでなく、總ての動物の本性なので薩藩が人の此の本性を利用して、嬉々たる間に武術の形を教へ、自然に活潑なる氣象を養はうとしたのは確に卓識であると思ひます、尤この踊も今日では大分軟化した傾向があつて、踊子は袴の股立高く取つて、脚半、甲當、白鉢巻までは宜しいが、十字に綾取る裨になると、緋のしごきの而も頗る長いもので、高田の馬場といった様な態度、顔には脂粉を施して黛を引き、餘程芝居がかつて來て居るやうなものもあります、私は曾て或村に視察に参りまして之を見せられました、緋のしごきに脂粉丈は是非やめようじやないかといふので、其の村の青年會と約束をしたことがありました、果して止めたかどうか其の後の消息は知りませんが、棒踊や鎌踊などは大體に於て誠に結構な娛樂であります、其の扮装のよろしくない點とか、或は盆踊のやうに夜分遅く迄、こなたの森かなたの河原でやつて居るとかいふやうなことは、娛樂其のものゝ本體を傷けずに、十分矯正することが出来るものと思ひます、本縣訓令注意事項第七にも特にこの事が記してありますから御覽を願ひます

第三は産業及經濟に關する事項であります、1から5迄種々の事項が擧げられて居りますが、何れも修養の爲にする手段でありまして、其の事自体が目的ではないのであります、即ち之れに依つて農事に關する智識を得るとか、共同一致して事に當る美風を馴致するとか、或は第一號にも書いてあるやう



に神田の經營をやつて、幾分神社の經濟に貢獻すると共に、敬神思想涵養の一端にもしようといふが如きでありまして、之に依て収益を計らうとか、利殖を企てやうとかいふことでは全然ないのであります。然るに従前は此の種の事業に重きを置き過ぎて、動もすれば本來の目的たる修養を度外視する傾向を示したので、曩には内務文部兩大臣の青年團體に關する訓令が出、續いて今回知事の訓令が出たやうな次第なのでありますから、この第三項に就いては十分の御注意を願ひたいと思ひます。各號の事業は皆讀んで文字の如くで、別段説明を加へる程のものはありませんが、一二申上げて見ますれば、先づ神田經營であります。左程澤山でなくとも宜しいが、一定の水田を選んで、播種から植付草取刈上げ迄、悉く青年團員の手に依て之を行はしめ、其の收穫は御初穂として全部神社に奉納せしめようといふので、其のやり方によつては、獨り敬神思想涵養の一助となるのみならず、水田の試作にもならうといふわけでありまして、副業の調査及試業も、目下各方面に於て大に研究せられつゝある問題であります。青年團體が自分の地方に適當するやうな副業を研究して、之を試業するといふことは面白いことと思ひます。本縣のやうな雪國では、冬期間仕事が少ないので、一般が甚だ困つて居るのでありますから、其の地方々々に適應した副業の見出さるゝことは、非常な公共的利益でもあり、亦青年團體として其の經費を支持する好箇の財源となるわけでありまして、青年團員の平素研究し又は練習した事業に就て、各種の品評會展覽會を開くなども、決して無益のことではないと思ひます。品評會と言へば多分茨城縣の某青年團體で

あつたと思ひますが、掌の品評會といふものを年々行ふ、即ち多くの者の掌を比較品評して、中で強大なるものをよつて差等を附し、賞品を授與するといふのであります。お断りして置きますが、掌といふものは極めて眞面目な奴で、平素よく運動をさすれば、骨も太くなり肉も厚くなり、めき／＼大きくなつて參ります。反對に餘り使用せず、又時折使用しても、箸や揚手より外に重い物は持たせないといふやうな贅澤な躰方をすると、彼はまるで海月のやうな軟弱なものになつて仕舞つて、鍬や鋤を持たせたらせたらば忽ちに碎けて仕舞ふであります。要するに稼ぐ者の掌は大きく、遊んで居る者の掌は貧弱だといふことは、決して誤りのない判断であります。かう考へて見ると掌の品評會は餘程面白い品評會であります。往年普佛戰爭の開かるゝ前に、獨逸の宰相ビスマルクは、盛に軍事探偵を佛國に放つて、敵國の諸種の事情を偵察せしめたのであつたが、當時探偵に派遣せられた某陸軍將校が歸つて『佛國を討つて往年の恨を報ゆるのは實に今である、何となれば現今佛國軍人の掌は非常に小さくなつて居るから』といふ復命をした。所がビスマルクは手を拍つて之に賛同し、愈々戰爭を開始すると其の結果は御存じのやうに、佛國は忽ち一敗地に塗れて、遂に城下の盟を餘儀なくせられ、アルサスローレンは分割せらるゝ、五十億フランの償金は取られる、實に慘憺たる痛手を負うたのであります。其の原因はといへば全く掌の小さくなつた事にあります。諸君、諸君は試に諸君の掌を吟味して下さい、萬一諸君の掌にして小ならんか、實に我が國衰亡の兆であります。箇様に考へて見ますと益々掌の品評會が面白いな



つて参ります

貯金の必要なことは今更申す迄ありません、乍然青年團員は多く父兄の厄介になつて居るものでありますから、無暗に貯金のお勧めは出来ないのでありますが、自己の勞働に依つて得た収入か、又は父兄より與へられた小使とかいふやうなものを、努めて節約し貯金することは、是非心掛ねばならぬことでもあります、元來貯蓄は一種の生活費なので、生活費を差引いたあとの残りではないのであります、若し貯蓄は生活費を差引いたあとの残りを以てすべきものであるとするならば、恐らく大抵の人には生涯貯蓄といふものは出来ずまい、故に貯蓄の習慣は青年時代から十分つけて置きたいものと思ひます

第四は公益に關する事項であります、之も亦第三項の事業と同様で、青年が他日善良なる公民健全なる國民として立つのに、必要な修養の手段として之をするのであります、公益を圖ることそれ自身が主眼ではないのであります、即ち公民的の訓練を施し、公共心を養成する手段たるに過ぎないのであります、公民的訓練を施す手段としての事業は、この外にも多々あるであらう、乍然複雑で經費や勞力の澤山かゝるやうなものは、青年の練習的の事業としては寧ろ不適當であります、列舉致しました事業は比較的簡單で勞費も多くかゝらず、而も公共心の養成に最都合のよいやうなもののみを選んだ積りであります、小學校兒童の出席も比年好況に向つては参りますが、尙獎勵を加ふる餘地がありません、青年團員が交互に、或は兒童を一團にして學校に送り届けるとか、或は迎へに行くなどいふこと

は、非常に出席の獎勵になるので、冬季積雪の深い時などは殊更左様であります、納税成績の向上に對する共助といふことに就いては、鳥渡申上げねばならぬのであります、元來納税は青年子弟の負ふべき義務ではないので、之に喩を容るゝといふことは、寧ろ差出すべき事なのであります、納税組合を作るとか、納税日掛をするとかいふことは、父兄のなすべき事なので、部屋住の立ち入る領域ではないのであります、故に吾々は決して青年團員に對して、さういふことをせよとは要求しない、只納入告知書を配付して手傳ふとか、或は集金をして手傳ふとかいふやうに、一面に於ては納税の義務の忽にすべからざることを知ると共に、他面に於て幾分でも納税成績の向上に貢献すれば、以て足れりといふ考であります、餘り範圍を廣く考へて頂くと却て困りますから、鳥渡辨明致して置きます、道路の修理も大きいものになれば、之をなす義務を當然負ふものに委ぬるより外に途はないのであるが、些細のもの即ち鳥渡泥濘が出来たとか、橋が少し損じたとかいふやうなことで、少量の砂利を投じ又は土を置けば、それで交通の不便を防ぎ得るといふやうなものは、青年團のする事業として至極結構なものと思ひます、道路標にしても木を伐つて標木にする位のことには、左程の勞費を要することでもない、而も旅人が之より受くる利便は尠くないものがあります、軍隊の行軍に當りましては、その通過する市町村又は滞在する市町村が、相當の接待をするのは當然のことではありますが、かういふ際に青年子弟が市町村を幫助して、地走りの役を勤めるなどは誠によいことでもあります、在營兵の慰問なども、單に先輩に好



感と與ふるのみならず、自分自身も營舎内の模様、操練の状況などを知り得て、彼我の利益は僅少ならざるものがあると思ひます、水害火災に對する警備も、公共團體に於て夫々相當の施設が講せられて居ると思ひますが、それにしても青年團員の應援共助は、是非あつて欲しいものであります、瘡兵及軍人遺家族の救助に就いては、國家を始め公共團體に於て諸種の方法を講じては居りますが、中々十分に參らぬことは、皆さんも御承知の通りで、隣保相助の方法に俟つにあらざれば、此の種の慰安救助が洽く行はるゝやうにはならないと思ひます、瘡兵は國難に際して傷痍を受け爲に不具となつて、一人前の働きの出來ぬ者であり、軍人遺家族は國難に殉じた軍人の遺族で、恰も支柱を失つた家のやうなものであります、此等の人又は家族に對して相當の敬意を表し同情を寄するといふことは、お蔭で生を安穩に享けて居る者の當然の義務であります、青年團員が此等の人の家業を幫助するのは、單に其の義務を履行する所以の途たるのみならず、前にも申した俠氣の慾求を満足せしむる行爲であるのであります、ある地方の青年團では、團員が瘡兵又は軍人遺家族の田畑を耕耘してやることを申し合せ、愈々實行し始めた所が、先方の家人等は之に對し非常に感謝すると共に大層氣の毒がるので、其の後は朝未明に人に知れぬやうに耕耘をして、誰も知らぬ顔をして居ることにしたといふ話がありますが、誠に美談であると思ひます、『風紀の肅正』といふことも大切なことで、吾々は心に悪いと知りつゝ、矯正の出來ないことが多いものであるが、青年團體で團員總てが揃つて實行にかゝるならば大抵の事は必ず目的

を達することが出来る、凡そ青年が各自の修養以外に、團體員としての修養を必要とする所以は、一人では到底出來ないか、或は出來くない迄にも非常に困難である所の修養を、比較的容易に遂行し得る點にあるのであります、風紀の肅正の如き、團員間に實行が出来るやうになれば、其の影響は必ず漸次一市町村全部にも及ぶやうになるものであります、又『敬神の思想』なども、物質的文明の進歩と反比例になつて參るやうな感が致してなりません、社殿境内は荒廢して或は雜草が生ひ茂り、或は子守の遊戯場となり、或は乞食の寢床となつて居るといふ有様で、神職も居らねば氏子も何等顧みないといふやうなものも、縣下に全くないのではない、其の形式はかほご極端に崩れて居らぬにしても、敬虔の精神といふことになる、如何はしい事が澤山ある、祭典があつても參拜するのでもなければ、社前を過ぎても敬禮をするのでもない、勿論祭神はごなたで、如何なる由緒のある神社かなど、いふことは、目と鼻との間であり乍ら薩張り知らない、これでは敬神思想は地を拂つて居ると言はれても到底申開きは出來ない、神社の荒廢といふことは、我が國體の精華に重大の關係を有することであり、我が國民性の涵養の上に多大の影響を及ぼすことなのであります、乍然かういふ精神的の廢頽は、其の依て來ることが一朝一夕のことではないのであるから、之が恢復も亦さう俄には出來ない、先づ青年團體から之を始めるといふことは、至極機宜を得たことであると思ふ、故に諸君は差當り社殿や境内を清淨に壯嚴に維持することに努め、神事祭典に相當の力を盡して、漸次敬神思想の恢興助長に努力して貰ひたいと思ふのであ



ります

以上大體各項の説明を終つたのでありますが、前にも申した通り本條の列記は、單に例示的のものでありまして、之を實際に青年團體が行はうとするには、餘程考へなければならぬのみならず、抽象的に考へても、此の外にやつたならばよからうと思ふ事項はいくらでもあるでありませう、實施の場合にはよく考慮することが肝要であります

【經費資産及會計】 次には青年團體の經費、資産、會計及簿冊に就て御話致します、經費に就ては規約準則第十七條を見て頂きます、即ち團體の經費は會員の作業による收得金及雜收入を以て之に充つるので、それで經費に不足を告ぐる場合でなければ、會員より會費を徴收せぬ事に致したのであります、青年團體の事業はいはゞ簡單なもので、左程の經費を要すべきものではない、尤事業にもよりますけれども、青年團體は前にも述べた如く強制團體でもありますし、而も團體員は多くは父兄の厄介になつて居る身分の者でもありますから、之に費用を賦課するといふことは餘り感心致しません、加之青年團體の事業として相當に收入を得ることの出来るものも、多々あるのでありますから、會費の徴收といふことは、實際必要もないのであります、兩次官より示された青年團體設置の標準第四「青年團體の維持」の所に「團體に要する經費は、努めて團體員の勤勞に依る收入を以て、之を支辨すること」と言ふてありますのも、全くこの趣旨であります、乍然萬一の場合に、會費徴收の必要も起るかも知れないといふので

第十七條第二項を設けたのであります

青年團體の經費は前述の如くして之を支辨するものとすれば、實は別に特定の財産などは必要がないのであります、乍然何かある大規模の事業例へば文庫の設置とか、集會所の建築とかいふやうな事をする爲に、財産造成の必要があるとか、或は多額の寄附金があつたとかいふやうな場合を見越して第十八條基本財産の規程を設けたのであります、然し青年團體が法人でない限りは、其の財産の所有者は、面上の所有者は、自然會長とか總裁とかいふことになるのであります、長い間には管理か不行届になつたり、又は不心得の者が出て來たり、兎角色々の紛擾を醸す因にならざるを保し難いのであります、故に相成るべくは基本財産は造成せぬことを希望致します、現に在來の青年團體の組織變更に、今日多大の障礙をなすものは、矢張此の種の財産であります、其の財産は如何にも現在會員諸氏の努力の結果、造成したもものには相違ないが、其の動機は矢張公共的のもので、後日各員の間に分配しようなどいふ考でなかつた事は明かなのでありますから、今更未練がましく之に執着せずに、此の際綺麗に新青年團體に寄附するのが、一番當初の目的に副ふた措置であると思ひます、こんな場合を豫期し且つ希望したことが、準則中に基本財産に關する規程を設けた理由の一つにもなつたのであります、此の如くして基本財産の出來た以上は、其の管理に十分の注意を拂はなければならぬのは當然の事で、第十八條第二項及第三項は全くその爲の規程であります、又第三項基本財産の處分の場合が随分五月蠅く規定されて



居ることなどは別に説明を致さずともよく御諒察の出来ること、存じます。

【規約の制定及變更】 第十九條の會計年度及豫算の編成のことは、條文を読めばお分りになる事であり、まするし、第二十條の備付帳簿なども別に説明をする必要もないと思ひますから省略致します。

以上各條項に就て説明を致しました青年團體の規約は、團體の根本法規即ち憲法であります、之を濫りに變更し廢止するといふことは決して許すべきではありません、第二十四條に變更の場合の手續を特に定めたのは之が爲めであります。

之を要するに規約準則は準則でありまして、何れの青年團體も悉く之と同様の規約を作れといふのではありません、地方の事情や従來の沿革等をよく參酌して、實際に活用し得る規約を作ることが肝要であります、とは申し乍ら青年團體の骨子となるべき條項及之と密接の關係をもつ事柄は、團體の自由採擇に委ねることが出来ないで、飽く迄準則通りに之を規定して貫はねばならぬのであります、即ち第一條第五條第七條第八條第九條第十條乃至第十二條第十四條乃至第十九條及第二十四條の如きは是であります、それは知事閣下の先刻の御訓示によつても、十分お分りになつた事と思ひます、そこで各青年團體の規約を我々の期待に適合せしめんが爲に、縣訓令第二號を以て規約の制定又は變更に關して、郡市長の承認を受くるといふことを規定致しました、各青年團體が新規約を作る場合及之が變更をなす場合には、必ず郡市長の承認を受けることに致したいものであります。

青年團體の根本法に就ては右様であります、團體の諸種の事務を遂行する爲に、又夫々規程の必要を感じる場合もありません、さういふ際には規程の趣旨に反せざる限り、會長が自由に之を定めて宜しいのであります、第二十二條を御參照下さい。

【青年團體一覽表】 縣に於ては縣下各青年團體の動靜を常に監視して之を指導誘掖する必要があり、毎年各團體の一覽表を縣に提出せしむるは、其の目的を達する便に供せんが爲であります、様式は第一表に定むる所の如くで、用紙は縣で印刷して配付する考であります、どうぞ毎年期限を遅れずに、精確に記入して提出せられんことを希望致します、而して此の一覽表は縣に之を提出するのみでなく、團體にも拵へて置いて、團體員に常に知悉せしむることが必要であります、幹部丈知つて居つても他の團體員は何も知らない、たゞ盲動して居るといふやうなことは、青年團體設立の根本趣旨に反するわけで、即ち皆が團體の目的、組織、事業、機關、規程、經費、資産等悉く之を知つて、而して後に實行し運用するのでなければならぬのであります、往昔專制政治時代に於て、民をして知らしむべからず據らしむべしといふ統治の玉條は、當今立憲政治の世の中では全然通用致しません、立憲政治が平民政治であるといふことは前にも申しましたが、全くその通りで立憲政治は國民が國の政治に參與する政治組織であります、民に何事をも知らせずに置いてびしく命令を下し、之に背けば嚴罰に處するといふやうな遣り口は、平民政治とは申されぬ、今日の統治方法は畢竟民をして知らしむべし據らしむべしなので、知つて然る後に



是非を判断し、正義の命する所に従て協心同力させようといふのであります、たゞ他人の命する所のまゝに動くといふのでは、それは一束になつて居るといふに過ぎないので一致して居るのではない、之を括る繩が切れた時には自然散亂するより外はない、然るに眞の一致といふことになれば恰もコンクリートのやうなもので、各分子の間に強い粘着力を有つて居るから、外部から何等の力を借らすことも、立派に團結が維持されて参ります、前にも優良町村の例が出ましたが、さういふ町村には町村長又は助役或は學校長といふやうな中心人物に偉い人があつて、色々畫策して町村民を指導する、町村民は其の人格に敬服し或は其の手腕に信頼して、其の要求する儘に何事でもやる、かうなれば其の町村は必ずや歩調が揃つて、或程度迄は確かに良成績を擧ぐるに相違ないのであります、乍然此の場合に町村民に何等の見識もなく亦思慮もなく、たゞあの人のいふことだからといふので、何事も唯々諾々として居るのでは、丸で盲人が手引に連れられて行くやうなもので、手引の居るうちにはどこへでも行き得るであらうが、一旦手引を失つた時には、忽ち進退谷まるのは自明の事であり、如何に偉い町村長でも百年の齡を保つことは困難であります、而して其の死後に後繼者がなく、町村民は指揮者を失つた露西亞の兵隊のやうに、たゞわい／＼言ふて居るに過ぎないといふことになつては、優良町村の名譽の持續も長いことはありません、青年團體も之と同様で、團體員が眞に自覺し發奮してやるのではなく、只漫然盲動的にするのならば、其の指導者に優秀なる人を戴く時は、或は一時優良青年團體の名を擅にし得るかも知れませんが

乍去それは決して吾人の所謂理想的青年團體ではありません、どこまでも知らしめて而して後に據らしめ眞の一致を保つて、團體員各自が團體を其の双肩に擔つて行くといふことにせねばならぬのであります

本縣の青年團體規約準則は大正四年九月に内務文部兩省訓令の出た時に、之を改正する必要があつたのであります、諸種の事情の爲に荏苒したことは前にも申した通りであります、乍然縣下青年團體の氣運は、寧ろそちらから進んで組織の變更をなし、目的を闡明にするといふことになつて來て居りますから、改正規約準則の發布せられた今日、吾人の期待は瞬く間に實現することゝ信じて居るのであります、須く情實を排し非理を斥け、新進氣鋭の理想的青年團體を一日も早く拵へて頂きたいと思ひます

本縣青年團體の規約準則に就いての説明は大體上の如くであります、私は最後に青年團體に關する所感を述べて、この講演を終りたいと思ひます

【歸 結】 青年はいふ迄もなく將來に於て、國家の運命を荷うて立つ所の支柱であります、個人の家に於て當代の主人が如何に偉物でも、如何に丹精家でも、後繼者たる子や孫が凡庸でありのらくら者であつては、川柳に所謂「賣り家と唐様で書く三代目」となるのは當然自明の事なので、之と同様に國家の現在の支柱が如何に堅固で如何に頑丈でも、之に代るべき候補の支柱が纖弱では、次期の國家の運命は思ひやらるゝわけなのであります、故に青年の教養といふ事は國家盛衰の岐るゝ重大なる實際的問題で



ありまして、世界各國が競うて此の點に多大の努力を效して居るのも、決して偶然ではありません、青年の教養といへば意味は極めて廣いので、獨り社會的の青年教養のみならず、學校に於ける青年教養も勿論之に含まるゝのでありますが、青年の學校教育の必要なること及世界各國に於ける其の現況等は、今茲に之を申し述べません、たゞ青年の社會的教養に就いてのみ一言御話を致す積りであります、惟ふに學校教育は假令義務教育の制度を探りましても、其の程度及其の效果に於て十分なることを期する譯には參らぬものであります、而して義務教育以上の教育、即ち中等教育や高等教育は、到底一般的に總ての青年に及ぶべきものではありません、何れの國でも恐らく青年の過半数は初等教育義務教育だけで既に學校教育から離れて仕舞つた者であります、此の多數の青年を世の風潮に委ね、自己の趣く所にまかせて置くといふことは、爲政家有識者の到底忍び難い所なので、何とかして此等の者に補習的の教養、國民的の訓練を施したいといふことは、何れの國家に於ても實に多年の懸案であつたのであります、然るに前世紀の中葉以降は、科學の進歩の最著しかつた時期で、甲も科學の應用、乙も科學の應用といふ工合に、科學でなければ夜も日も明けぬといふ有様、從て諸國は争うて科學的教育を盛にし、所謂科學の戰爭に勝利を占めようと努めたのであります、故に此の間に於ける物質的文明の進歩は、實に著しいものがあつたけれども、精神的方面の進歩は必ずしも之に伴つては居らない、これは社會人道の上から見て、由々しい問題であることは言を俟たぬが、第一國家の立場から見て實に捨て置き難い

事實である、蓋し物質的文明の全盛が持ち來せる利已輕薄淫逸奢侈の風潮は、國家の基礎を危くすることより甚しいものはないからであります、故に國民には科學的智識の外に、質實剛健なる氣風と旺盛なる體力とを抱持せしめて、一旦緩急あれば義勇公に奉ずるといふ精神を涵養せしむるのでなければ、國家將來の運命は決して磐石の上にあるといふことが出来ません、茲に於て歐米の諸國は差し詰め青年即ち第二次の國民たる者に、確と國家的精神を注入し、國民的訓練を施すことが、刻下の喫緊事たることを自覺し、期せずして皆青年團體の指導及改善に意を用うるに至つたのであります

御話の序でありますから、烏渡世界列國の青年團の概況を申し上げますと、先づ英吉利に於ては、千八百八十年頃から少年旅團とか或は教會青年旅團とかいふやうな、青年教育團體が出来て、主として下層社會の子弟であつて早くから學校教育を廢した青年を、補習的に訓練して參つたのであります、元來が宗教的精神の陶冶が主眼なので、前に述べたやうな國家の要求から之を見れば、満足の出来難い點が尠くなかつたのであります、そこで識者は從來の團體と相對抗して、別種の團結を作らうといふ計畫をして居る際に現はれたのが、かの有名な少年義勇團即ち『ボーイスカウト』であります、『ボーイスカウト』は之を直譯すれば少年斥候といふことで、其の意味は少年をして恰も斥候兵の如く、常に精神を緊張して機敏に行動するの慣習を養はしめ、而も從容として物に動せず、事に臨んで精密に且的確なる觀察及判斷を下す準備が、いつでも整うて居るやうに訓練を加へて、やがて大英國に有爲果敢なる國民を提供



する苗床たらしむるさいふのであります、『ボーイスカウト』は御存知のやうに、千八百九十九年南阿戦争の際『メーフキング』の軍司令官であつた『バーテンパウエル』卿が、戦中偶々得たる経験が動機となつて出来たものであります、即ち同卿が敵から『メーフキング』を攻撃された時に、守備兵不足の結果、町の少年を集めて一定の服装をなさしめ、之を軍隊的に組織して、傳令斥候其の他軍事上の諸勤務に使用した所が、少年等は何れも意外に非常な趣味を有つて、眞面目に熱心に其の事に當つたが爲めに、豫期以上の成績を擧ぐる事が出来た、そこで『バーテンパウエル』中將は考へた『平素から少年を集めて義勇團を組織し、之に軍事的の訓練を施して身體を鍛練し、服従の精神と協同の觀念とを養成し、規律を尙び然諾を重ずるの風を馴致する』といふことは、國運進展の上に非常なる關係をもつ事である』と、そこで戦争後同中將は大に之が組織經營に盡力して、遂に今日の『ボーイスカウト』を作り、少年義勇團の模範を示すに至つたのであります、尤も當初は少年斥候が全然兵隊養成の目的であるかのやうに世間から誤解されて、多少の批難も受けたのであつたが、漸次それらの誤解も取去られて、今日では遂に上下の信望を擔ひ、益々隆盛の域に進んで参つたのであります、但し歐洲大動亂の突發以來は關係諸國其の國力を擧げて、戦争に従事して居るのでありますから、何れの青年團も擧つて軍事的幫助の任に當つて居ることはいふ迄もないので、其の國家に貢獻する所は實に夥しいものだといふことであります、獨逸に於ても近時物質的文明の進歩に伴ひ、漸次國民に淫佚華美の風が染傳し、就中學校教育後軍隊

に入る迄の青年に其の風が多いといふので、之が矯正の目的を以て二三十年このかた盛に各種の青年教育團體が出来ましたが、佛蘭西に於て切りに青年に軍事的豫備教育を施すのを見て、之に相對峙する爲に獨逸の青年團體も甚だしく軍隊的傾向を帶び、動、もすれば精神的教育を度外視する嫌があるやうになつたので、識者は之を非難して別に精神修養の團體を組織して、之に對抗しようとするやうな模様が見えだした、茲に於て此等青年教育團體の改善及統一といふことが、先づ普國議會の問題に上り、次で翌千九百十一年一月普國文部大臣が之に關する訓示を發するに至つたのであります、其の後各聯邦も亦之に倣うて、青年教育團體の統一改善に意を注いだのであります、更に獨逸帝國を統一する青年團を組織する必要があるのでして、又其の翌年には獨逸皇帝の勅許を経て、獨逸皇太子を總裁とし『フオンデンゴルツ』元帥を會長として、遂に青年獨逸會なる一大團體が出来ました、青年獨逸會は在來の青年團體を統一し、之に改善を加へたものであります、全帝國に亘つて鞏固なる組織をなすに至つた青年の一大團結であります、この事業に向つては獨逸帝國も各聯邦も相競争して幫助をなし、其の發展改善に多大の努力をなすつゝあるのであります、今次の戦争に際して此等青年が戦線及後方勤務に非常なる活動をなしつゝあることは御存知の如くであります

佛蘭西は御承知の如く、年來獨逸と事を構へて居る國でありまして、千八百七十年普國の爲に破られ巴里城下の盟をなして以來、佛國民の獨逸に對する敵愾心は常に燃ゆるが如く、この會稽の恥を雪が



が爲に、絶えず獨逸に對する軍事的優越といふことを心懸けて居るのであります、乍然悲しいことには佛蘭西は其の壯丁數に於て到底獨逸に及ばぬ事情がありますから、其の弱點をば各箇人の訓練に依て補充しようとしたのが、抑々佛蘭西の青年教育團體の起りであります、此等の團體は名稱形式が必ずしも一致せず、或は軍事豫習會といひ射撃協會といひ、或は體育獎勵會など、申しますけれども、何れも純粹の軍事的教育を施す青年教養の機關で、旗色極めて鮮明なるものであります

其の他露國に於ても埃匈國に於ても伊太利に於ても、皆夫々青年教育上の施設に力を盡しつゝあるのであります、餘り長くなりますから何れ他の機會に於て詳しく御話することに致しませう

世界の列國が、今や青年の訓練に意を用ひて居ることは上述の如くであります、其のこゝに至つた動機を考究致しますると誠に面白いものがある、青年は第二の國民で之が教養は、國家將來の爲に緊要事たることは、推理上當然の事であり、乍然世界各國が夫々自國の青年教養に多大の努力と注意を拂ふに至つた動機は、かうした理論上の要求ではなく、何れも國家實際上の危機に觸れ、存亡の境に臨んで實驗上受けた所の事實の要求であるのであります、即ち英國少年義勇團の勃興は、南阿戰爭の賜ものであり、獨逸青年團の振起は、其の源を奈翁帝の普國蹂躪に發して居ります、而して其の改善普及は實に佛國との軍備的競争の結果であります、又佛蘭西の青年教育團體の勃興は、普佛戰爭の慘憺たる戰敗の結果でありまして、露國のそれは、吾人の記憶に猶新なる日露戰爭の生んだ事實であること

は言ふを俟ちません、此くの如くして生み出された青年團體は、今や再び夫々國家の危機に迫つて、精神的方面にも物質的方面にも、貴重なる経験を積み、得難き訓練を受けつゝあるのであります、我が國も一時戰亂の渦中に投じたとは言へ、青島陥落後は國民擧げて互に戰時中たることを忘れて居るが如き有様でありまして、彼は國家の運命を賭して國民性の陶冶をなしつゝあるにも拘はらず、我は漁夫の利に酔うて淫佚に流れて居るといふならば、彼我の得失には實に著しい懸隔を有するものであります、我が國民たる者殊に第二の國民たる青年諸君、諸君は目前の殷鑑に依つて須く自覺し宜しく自重して、萬邦無比の國體を擁護し、進て國威を海外に宣揚するの覺悟を以て、今から十分の修養を積むことに心懸けなければなりません

歐洲の戰亂が何時終熄するかは、何人も豫言することの出来ない問題であるが、戰爭終熄後所謂平和の戰爭の猛烈なるべきことは、何人も想像するに難くない所であります、隨て此の戰爭が我が國に及ぼす諸種の影響、之に處する我が國民の覺悟といふやうなことは、何人の腦裡にも來往する所の感想であります、平和の戰爭に對しては實に此の如くであります、更に我が國は近き將來に於て、腕力の戰爭をも亦覺悟せなければならぬ境遇にあるのだといふことに想到すれば、第二の國民たるものゝ負擔は愈々益々重いと云ふことに氣付かるゝであります、即ち獨逸は今や敵國であります、青嶋の占領は、獨逸國民の腦裡に深く刻せられた憤怒の記念となつて居る、獨逸が機を見て其の復仇を圖らんとすること



は、火を賭るよりも瞭なる事實で『今でこそ國境の戦争に没頭して、他所に手足を伸ばすべき餘裕はないが、一旦平和の克復した暁には、東亞の經營に全力を注ぎ、日本と中原の鹿を争うて、其の運命を軍神の裁判に訴へやう』とは、彼れ獨逸人の揚言して憚らぬ所でありまして、獨逸は最早永久に我が國の味方ではありません、露西亞は目下我と親善を保つて居るけれども、日露戦争は露國の容易に忘却することの出来ぬ傷痕である、薪に臥し膽を嘗めて、此の恥を雪がんとすることは、彼としては寧ろ當然の意氣であります、日本海の烟波奉天の砂塵は、露國青年の胸底に藏せらるゝ記念切齒の畫圖であります、國交の事は浮游の如く、今日あつて明日を知られぬ頼みがたなものである、我國は露國に對して、絶えず兇の緒をしむる必要のあることは、これ亦自然の勢といふべきであります、然るに我が國當面の警戒は、獨り此の二國のみではありません、阿米利加合衆國は近時我國に對して常に反感を懷き、或は排日運動を試み、或は支那に於ける我が國の利益に妨害を加へ、而も其の反面に於ては銳意軍艦の擴張を圖り、我が國を假設の敵國として、其の計畫を樹てつゝ、あるのであります、阿米利加は言ふ迄もなく世界第一の富裕な國であり、獨逸は科學の最も進歩せる國であります、而して露西亞は假令三十七八年の戦役に敗れたとは言ひ乍ら、流石に世界の強兵を以て誇とする國であります、あの領土の廣袤を以てし、あの人口の多きを以てし、あの潜勢的富力の大を以てして、捲土重來するならば、我が國は決して之を侮る理由がないと思ひます、近時の戦争は其の規模甚だ大仕掛で、其の經費頗る莫大であります、而して其の武器

なり攻守の方法なりは如何といふに、何れも緻密なる科學の應用に成つて居らないものはないのであります、之を今次の歐洲戦亂に照せば恐らく何人も肯かざるを得ないこと、思ひます、本年一月田中陸軍中將閣下が地方改良講習會の席上に於て口演せられた所によりますと、其の當時迄に召集した兵員は、協商國側に於て約三千萬人、同盟國側に於て二千五百萬人、協商側は男子人口の五分の一は戦事の勤務に従事し、同盟國側に於ては、男子人口の三分の一が之に従事して居る、戦場に於て兵火を交へつゝある者は、協商側が一千万人、同盟側が八百万人、又戦争に於て蒙つた損害は、協商側に於て死傷者約一千万人、同盟側に於て約六百五十万人といふのであります、又戦線は如何程長く續いて居るかと言へば、東方露西亞方面に於て四百五十里、西方佛蘭西英吉利に對する方面が百八十里、伊太利と埃匈國との、交戦地帯が百里、合計七百二十里といふのであります、之を世界の大戦争に記録を作つたと稱せられた日露戦争に於て、兩國の戦闘員を合して九十萬を出でず、奉天の大戦に於てすら、戦線漸く三十五里に過ぎなかつたことに比較して考へるならば、たゞ驚くの外はない状況であります、之に要する戦費はと言へば、交戦各國の分を合計して一日に約二億圓、一箇月に六十億圓、本年一月迄に開戦以來約三十個月を重ねて居りますから、其れ迄に消費された金は約千八百億圓に達して居ります、日露戦争の際に我が國が二十億圓の軍費に困難したといふやうなことは、今日から見ればまるで兒戯に類したやうな事で問題にはなりません、今日のやうに世界各国が各種の國際事情から、諸種の複雑なる關係を生ずるやうになりましたは、



甲乙二國の事端は決して二國間の關係には止まりません、丙に亘り丁に及び、紛亂の擴大せらるゝことは自然の理であります、而も武器は月に年に精巧を極め、空中戦があり海底戦があり、毒瓦斯、壓搾液、大砲、擲弾曰く何曰く何、一方に敵を粉砕する武器が發明さるゝかと思へば、更に之を防禦する器械又は破砕する器械が相踵いで現はれる、さうかと思へば又其上を越す器械が出來て、又之に對する工夫が凝さるゝといふ風に、武器の改良進歩は殆ど底止する所を知らぬ有様であります、故に近時の戦争は腕力的より器械的に移つたと申しても過言ではないと思ひます、隨て武器を工夫し又之を使用するには、餘程科學的の智識が必要で、之を設備するには非常に多額の金がいるのであります、加之戦争は益々大規模のものになる傾向があるばかりでありますから、金は益々多額を要します、嘗て奈翁帝が「戦争に一番必要なものは金、其次に必要なものも金、第三番に必要なものも亦金だ」と申された言葉は今後の戦争に對し一層痛切なる教訓を與ふるものであります

何はともあれ戦争に大切なる要素は、強兵と武器の精巧と軍費とであります、由來我が國は強兵を以て誇りとする國であります、武器の精巧と軍費との二點に至りましては、残念ながら歐米の列強に數歩を譲らねばならぬ状況にあります、此の儘我が國民が晏如として居つては、帝國の前途決して樂觀することが出來ません、況んや戰亂渦中の國民は老若男女を擧げて、高價なる實驗より眞面目なる教訓を得て、國家將來の進展に資する尊き素質を作りつゝあるに於てをやであります

戦争は破壊的の行爲であつて、いはゞ國家非常の手段であります、濫りに無名の師を起して他の領土を侵略し、無辜の民を傷害するが如きは決して賛成すべきことではない、出來うる限り緩和の手段を取つて戦争を避くるのは誠に好ましいことではあるが、さればといふて平和論者の夢みて居るやうな絶對平和の妄想には加擔が出來ない、何となれば世界に獨立國家の存在する限り、民族割據のやまざる限り主張の相違利害の衝突、理不盡の要求といふものは決して絶ゆる事なく、之が絶えざる限り其の解決の最後的手段たる戦争は、遂に不必要となる事がないからであります、阿米利加といふ國はごちらかと言へば力めて戦争を避ける國で、他國民以上に平和を謳歌する國民であります、近來同國の學者は「武備なき平和は滑稽なり」とか「眞の平和は武備の裡に在り」とかいふやうな事を言うて、切りに武備の必要を唱へて居ります、又先般衆議院に於て議決せられた軍備擴張案などは、貴族院に於て經費は倍額にのぼされ、完成期間は半分に短減せられたといふやうな始末であります、米國さへ既に此の通りであります、況や其の他の各國に於てをやであります

國防の事は言ふ迄もなく、軍隊の増置、武器の調達のみで目的を達することの出來るものではありません、之と同時に國民性を充分に陶冶して國家の根柢を鞏固にし、殖産興業の道を拓いて、國家の富源を涵養するにあらざれば、軍隊も武器もたゞ單なる形骸に過ぎません、乍然名實兼備の國防は國家永年の事業でありまして、一朝一夕に作ることは出來るものではありません、これ列強が少年を教へ青年を導



き、健全なる國民善良なる公民を養成して、第二次第三次の國民時代に於て所謂國防を完備し、或は長く國防完備の狀況を持続しようとする目論んで居る所以であります、我が國が青年團體に對して期待する所も亦實にこの通りであります、諸君の今後の努力如何は、國運の消長に直接の關係を持つて居るのであります、諸君は今や日本の青年ではなく、寧ろ世界的の青年であります、各國の青年と競争して之を凌駕するの氣概がなければ、他日國民として世界に雄飛することは出来ません、私は諸君が宇内の大勢に鑑み、兩大臣及知事の訓令をよく玩味して、一日も早く新組織の青年團體を設立し、其の内容を充實せしめて、青年修養の實を擧ぐるに至らしめんことを切望してやみません

長時間御清聴を煩はしまして恐縮に存じます

大正六年十月二十日印刷  
大正六年十月二十五日發行

### 山形縣内務部學務兵事課

印刷人 熊谷末藏

山形市旅籠町五一三番地

印刷所 熊谷活版所

山形市旅籠町五一三番地



2795  
15



終

